



**箱根町第3次
都市計画マスタープラン**

**Hakone City Planning
Master Plan**

2017-2026

Contents

箱根町第3次都市計画マスタープラン

003	はじめに
004	第1章 箱根町が目指す都市づくり
007	1 都市計画マスタープランとは
010	2 都市計画マスタープラン策定のスタンス
014	3 町民と協働したプランづくり
016	4 箱根町が抱える都市づくりの課題
018	5 箱根町が目指す都市づくりの目標
026	第2章 町全体に共通する都市づくり(全体構想)
029	1 全体構想について
030	2 自然環境の保全の考え方
032	3 土地利用の考え方
035	4 交通施設の整備の考え方
038	5 都市基盤施設の整備の考え方
043	6 景観の保全・形成の考え方
045	7 防災対策の考え方
050	第3章 地域ごとの都市づくり(地域別構想)
053	1 地域別構想について
054	湯本地区
058	温泉地域
062	宮城野地域
066	仙石原地域
070	箱根地域

076	第4章 町民を主体とした都市づくりの実現へ向けて
079	1 町民主体の都市づくり
085	2 都市計画マスタープランの着実な推進
088	第5章 箱根町はどんなまち
091	1 まちのあゆみ
092	2 まちの特性
108	第6章 都市づくりの町民のおもい
111	1 町民のおもい
117	2 地域別まちづくりワークショップ提言事項
123	資 料
124	1 箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会・ 地域別まちづくりワークショップ名簿
127	2 箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等設置要綱
128	3 用語解説



「人と自然のやさしさに抱かれ

住んで満たされ、訪れて満たされる

活力のあるまち」をめざして

はじめに

本町は、箱根火山がもたらした優れた自然景観と豊富な温泉資源に恵まれた首都圏に最も近い国立公園であり、自然美豊かな国際観光地として発展してまいりました。

私たちのまちは、何によって成り立っているのかを考えると、それは豊かな自然環境があるからであり、この自然環境こそが、本町を支える最も大切な財産と言えます。そのため、この自然環境をできる限り保全し、その上で適正な制限のもと秩序ある土地利用を行い、自然と共生しながら持続可能な都市づくりを行っていくことが最大の使命であります。

こうした中、本町では平成8年3月に町総合計画の建設部門計画として都市計画マスタープランを策定し、平成19年3月の改定を経て、長期的な視点に立った計画的な都市づくりを進めてまいりました。

近年は、人口減少社会の到来や少子高齢化の加速、火山噴火や大地震等の自然災害、生態系破壊等の環境問題、多様化・複雑化する町民ニーズ等といった地域を取り巻くさまざまな環境が変化しています。

そのため、これらの課題に対応すべく、効率的で持続可能な都市づくりの総合的な方針を定め、町民にとって安心できる健康で快適な生活環境と国内外から訪れる多くの観光客が安らぐことのできる環境の実現を図るために、本町の都市づくりの「みちしるべ」となる新たなマスタープランを策定しました。

本プランでは、策定に向け「実現性の高い計画づくり」、「町民と協働する都市づくり」、「一つひとつの課題への地道な対応」の三つを策定のスタンスとし、計画策定段階から多くの町民の皆さんの参画をいただくなかで、協働で都市づくりを実践していくための下地づくりに努めてきたものであります。

今後においても、まちづくりの主役である町民の皆さんを主体とする都市づくりを推し進め、本プランの都市づくりの目標である「人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち」の創造へ向け傾注してまいります。

結びに、今回の計画策定にあたり、策定検討委員会や地域別まちづくりワークショップをはじめとして熱意のある貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

箱根町長

山口昇士



第1章

箱根町が目指す都市づくり



箱根関所

第1章のポイント

本章では、都市計画マスタープランとは何か、その策定の意義やスタンス、体制などを示すとともに、地域の課題を踏まえた上で、将来の都市づくりの目標を掲げています。

第1章インデックス



箱根旧街道石畳

1 都市計画マスタープランとは

P7

2 都市計画マスタープラン策定の
スタンス

P10

3 町民と協働したプランづくり

P14

4 箱根町が抱える都市づくりの課題

P16

5 箱根町が目指す都市づくりの目標

P18

1 都市計画 マスタープランとは



すすき草原

1 「まちづくり」と都市計画マスタープラン

「まちづくり」というコトバは、さまざまな場面で使われています。

この「まちづくり」を別のコトバで言い換えると、「人が生きていく上で必要な環境(条件)を整え・より良く改善していくこと」であるといえます。

そこで「まちづくり」を適切・効果的に進めるため、そのまちの将来像を定め、実現していくための取組や期間を計画という形で「見える化」し、町民と行政が協働してまちづくりを進めるための「みちしるべ」として示していく必要があります。

「まちづくり」全般にわたる計画は、まちの最上位計画にあたる総合計画です。都市計画マスタープランは、「まちづくり」のうち住みやすい環境や施設の整備(自然環境の保全、土地利用の誘導、道路・公園の整備など)等の「都市づくり」についてそのあり方や取組の詳細を「みちしるべ」として示すものです。

箱根町第3次都市計画マスタープラン

第1章 箱根町が目指す都市づくり
都市計画マスタープランの位置付けと役割
都市づくりの課題と目標

第2章 町全体に共通する都市づくり(全体構想)
自然環境保全、土地利用、交通施設、
都市基盤施設、景観、防災の整備方針など

第3章 地域ごとの都市づくり(地域別構想)
各地域の将来像や主要な施策

第4章 町民を主体とした都市づくりの
実現へ向けて
町民主体の都市づくり

第5章 箱根町はどんなまち
まちのあゆみ、特性

第6章 都市づくりの町民のおもい
地域別まちづくりワークショップなど

箱根町第6次総合計画

- 計画の位置付け
- 計画策定の前提条件
- 箱根町の将来像
- 将来像の達成に向けた主たる課題
- 基本目標

町民が願うまちの姿の
実現に向けて施策を推進

将来像を実現する
ために施策を推進

都市計画分野に関する
施策をさらに具体化

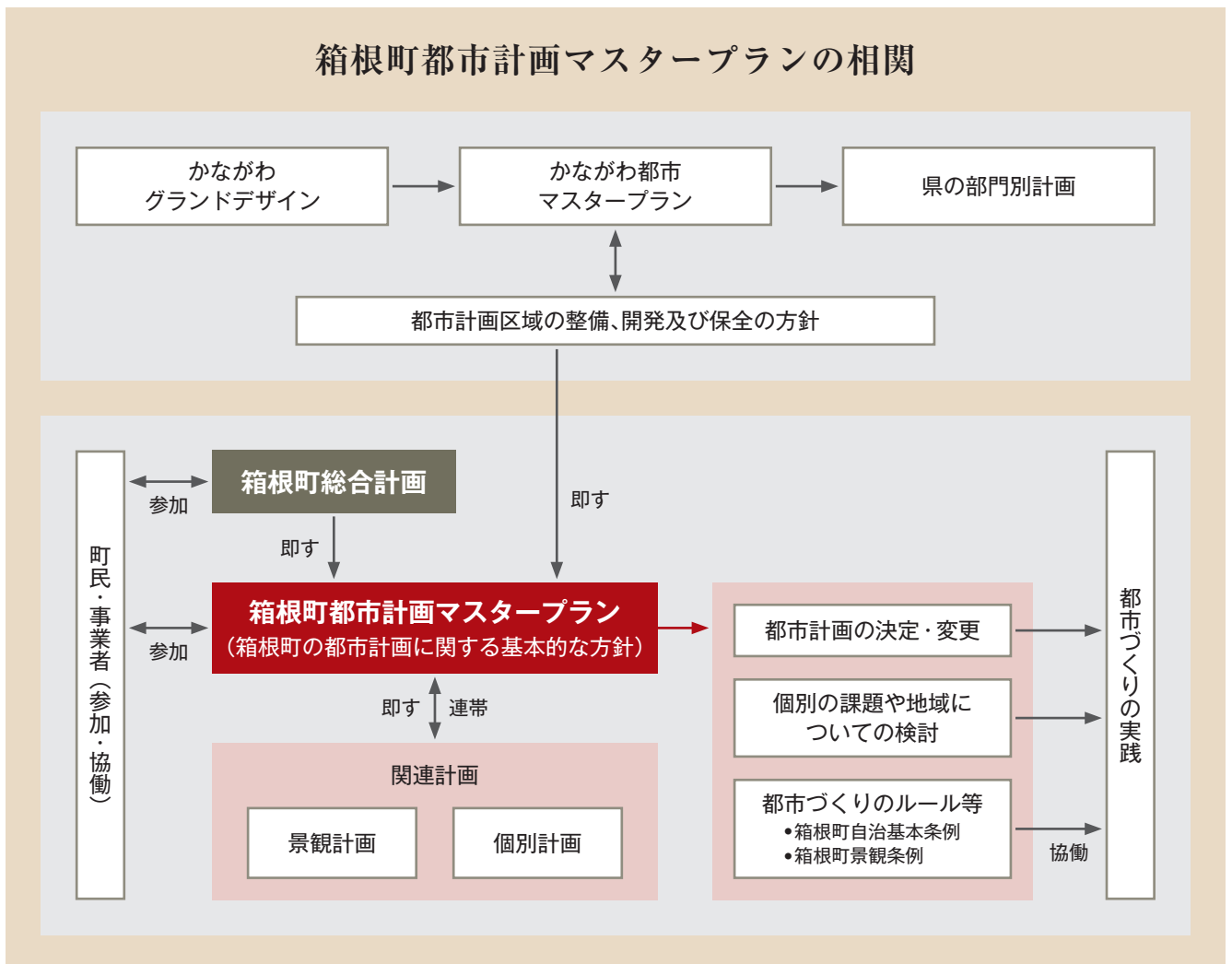
- 4つの重点施策
6つの基本目標と34の施策
- 保健・医療・福祉等分野
 - 教育・文化分野
 - 生活環境基盤分野
 - 自然環境・安全安心分野
 - 観光産業振興分野
 - コミュニティ・行財政分野

基本構想

基本計画

2 都市計画マスタープランの相関

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指し、「箱根町総合計画」が示すまちづくりの方針に沿って、都市づくりの目標と基本的な方向を表すものです。策定にあたっては、「かながわ都市マスタープラン」や県が都市計画区域*1ごとに定める広域的な方針「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(=都市計画区域マスタープラン)」に即して策定するものです。



湯立獅子舞(宮城野)

*1 都市計画区域…都市計画法に基づいて定められる、都市計画(区域区分、都市施設、市街地開発事業など)を定める範囲のこと。人口、土地利用、その他自然的・社会的条件から、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要がある区域。

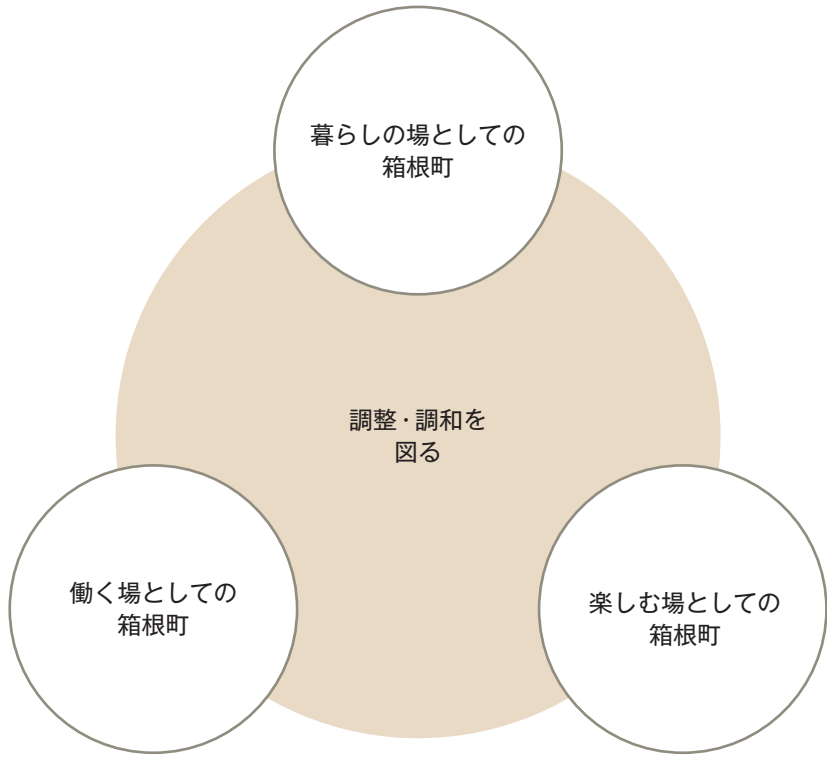
3 都市計画マスタープランの役割

箱根町には多くの方が暮らし、働き、そして訪れており、日常生活を行う「暮らしの場」、さまざまな仕事を行う「働く場」、観光など観たり体験する「楽しむ場」等さまざまな顔があります。

しかし、それぞれが自由に土地を利用したり、建物や工作物を建てたりすると、自然が壊されてしまったり、公共施設の整備を阻害したり、働く場所や買い物の場所と住む場所が分離されてしまったりして、住みにくいまちとなってしまうことがあります。

そこで、土地の使い方や建物の建て方のルールを定めることで「暮らしの場」・「働く場」・「楽しむ場」の調和を図りながら、計画的に道路や下水道などの都市施設を整備していく「都市づくり」が必要となります。

この「都市づくり」を進める基本となる計画が「都市計画マスタープラン」です。



宮ノ下の紅葉

2 都市計画マスタープラン 策定のスタンス



畑宿一里塚

1 都市計画マスタープラン策定の背景

箱根町では、平成19(2007)年に第2次となる「箱根都市計画マスタープラン」を策定し都市づくりを総合的に進め、現在まで一定の成果をあげてきましたが、平成28(2016)年度をもって計画期間が終了するため、次期計画を策定するものです。

▶ 次期都市計画マスタープラン策定の留意点

① 社会環境の変化への対応

現在、わが国においては人口減少社会の到来と少子高齢化の更なる進行、火山噴火や大地震、大雨や土砂災害など自然災害への防災対策や危機管理意識の高まり、地球温暖化などの環境問題、景気の低迷や地方分権の進展、地域コミュニティの衰退化等、まちづくりをめぐる社会のあり方は大きく変わりつつあり、本町にも大きな影響を与えています。

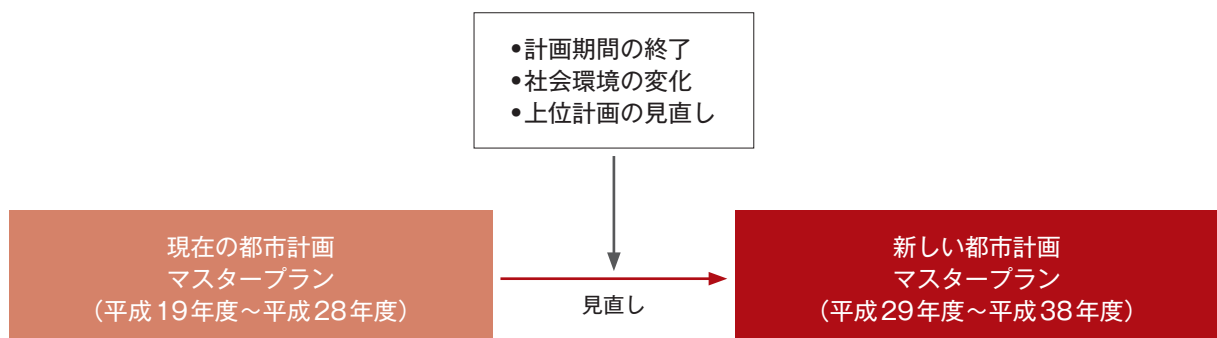
今回、策定する都市計画マスタープランでは、このように現行の都市計画マスタープランが策定されたのちの社会動向や法律などの制度の変化について対応を図る必要があります。

② 上位計画との連携

平成29(2017)年度からスタートする「箱根町第6次総合計画」、平成37(2025)年を展望した県の「かながわグランドデザイン」や「かながわ都市マスタープラン」などの上位計画との連携を図り、それぞれの将来像やまちづくりの基本的方向等と整合性のとれた内容にしていく必要があります。

2 新しい都市計画マスタープランの計画期間

新しい都市計画マスタープランは10年後を見据えた計画とし、平成29(2017)年度から平成38(2026)年度を計画期間とします。



3 都市計画マスタープランの変遷

本町では、平成8(1996)年の計画策定以来、次のとおり中長期的視野による都市づくりを進めています。

第1次都市計画マスタープラン		
将来都市像	快適環境都市・はこね	
計画期間	平成8年度 から 平成18年度 まで	
将来人口	18,500人(計画人口)	
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境の整備 ・自然環境の一層の保護、保全 ・リゾート環境の充実 	
地域整備の 目標	湯本地域	伝統工芸と湯のまち、箱根のゲートゾーン
	温泉(宮ノ下)地域	歴史の香りたどよう自然散策ゾーン
	宮城野地域	住環境と観光・文化の融合するゾーン
	仙石原地域	自然と遊べる高原リゾートゾーン
	箱根地域	湖畔の歴史と伝統文化ゾーン



第2次都市計画マスタープラン		
将来都市像	人・心・自然、やさしさと出会いを創造する町 ― 箱根	
計画期間	平成19年度 から 平成28年度 まで	
将来人口	12,000人(推計人口)	
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・快適で活気のある生活環境づくり ・共生するまちづくり ・魅力ある観光のまちづくり ・美しい街なみづくり ・安全で安心なまちづくり ・広域的連携の強化 ・町民参加のまちづくり 	
地域の 将来像	湯本地域	清流と湯のまち 箱根の玄関口
	温泉(宮ノ下)地域	歴史がかおる 癒しの温泉ゾーン
	宮城野地域	四季の花が感じられる里山と温泉保養地ゾーン
	仙石原地域	自然と遊べる高原スパリゾート
	箱根地域	湖畔の歴史と伝統文化ゾーン

4 新しい都市計画マスタープランの策定スタンス

新しい都市計画マスタープランでは、「実現性の高さ」、「町民との協働」、「地道な対応」を目指した計画の策定を行っています。

実現性

①実現性の高い計画づくり

現行計画の実施状況を考察し、現在における都市づくりの課題を抽出した上で、施策の選択を充分精査し、この先10年間において実現性の高い計画づくりを目指します。

協働

②町民と協働する都市づくり

町民などの意見を十分反映させた計画づくりに取り組むとともに、計画策定後の施策の実施や計画の進行管理等、町民との協働による都市づくりを目指します。

地道な対応

③一つひとつの課題への地道な対応

これまでに残された課題と新しく生まれた課題に対して、町民との役割分担のもと、一つひとつ地道に対応したものにします。

地域 コミュニティの 再構築

地域コミュニティとは、一定の地域を基盤とした住民組織であり、人と人とのつながりです。そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域に関わるさまざまな活動を個人・団体・事業所・行政と協働しながら自主的・主体的に展開している団体・組織(集団)を指します。

人口減少や少子高齢化の進行によるコミュニティの構成員の変化や、近隣関係の希薄化などにより既存のコミュニティの存続が困難になってきています。

今後のまちづくりを考えた場合、防災面における「共助」や高齢者の生活や介護に、子どもの見守りなど防犯・交通安全等、地域の果たす役割は今後も増大し、コミュニティへの期待は大きくなるばかりであり、町民の地域活動への参加の増進や自治会等のあり方を時代に適したものとする等、地域コミュニティの再構築が求められています。

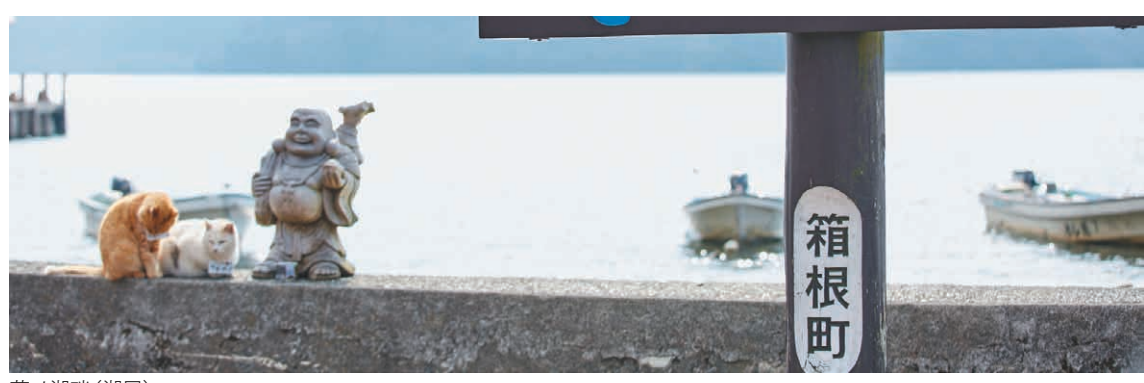
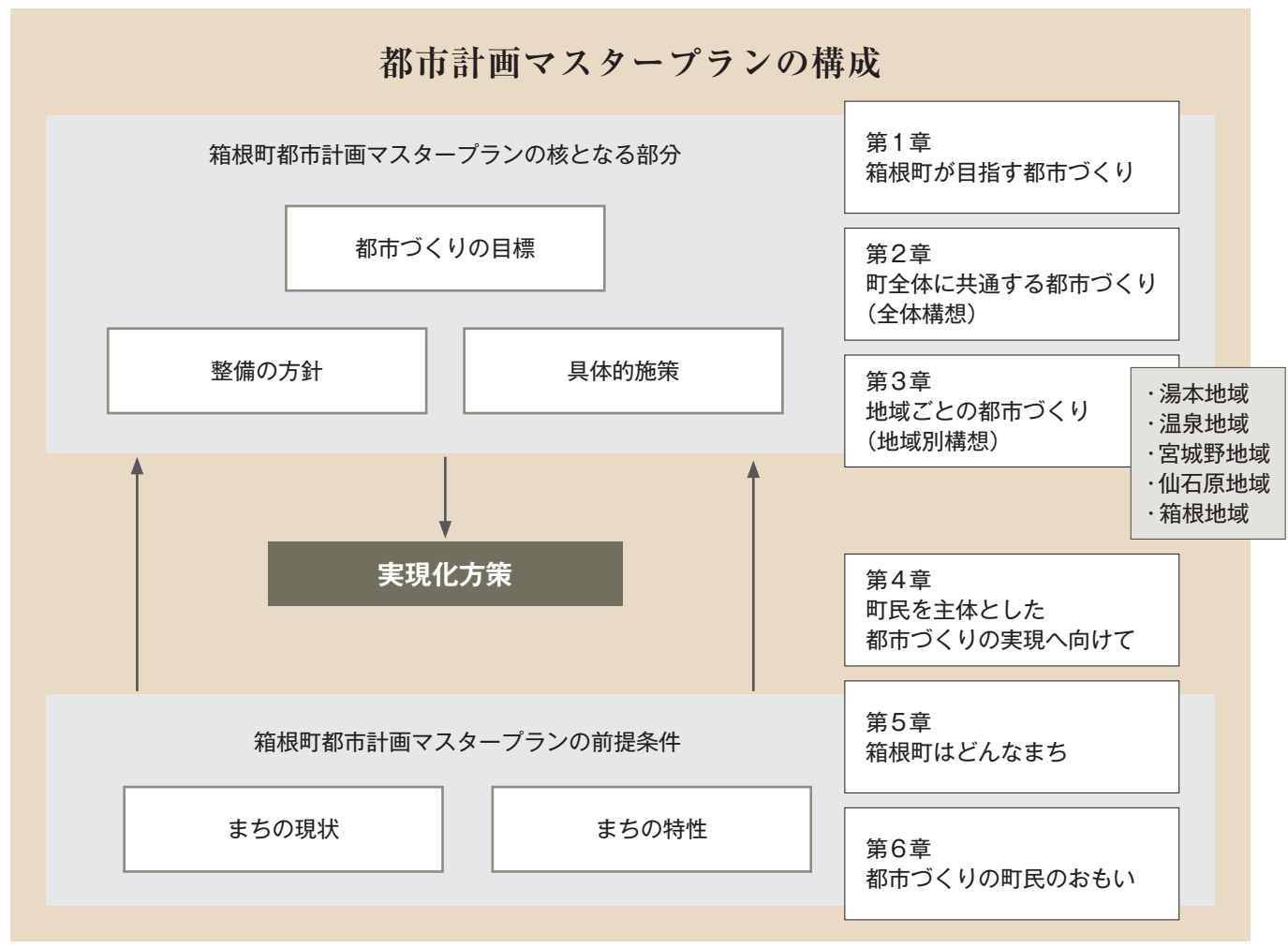


箱根大名行列

5 計画の構成

計画の構成にあたっては、箱根町の「都市づくりの目標」やその「整備の方針」、「具体的施策」などを前段に配置しマスタープランの核となる事項を示しています。マスタープラン策定の前提条件となる「まちの現状」や「特性」などについては、敢えて後段に配置しました。

また、マスタープランの内容を分かりやすくするため、各章のはじめで記載事項などを示すとともに、章の終わりに記載事項のポイントをまとめました。



芦ノ湖畔(湖尻)

3 町民と協働した プランづくり



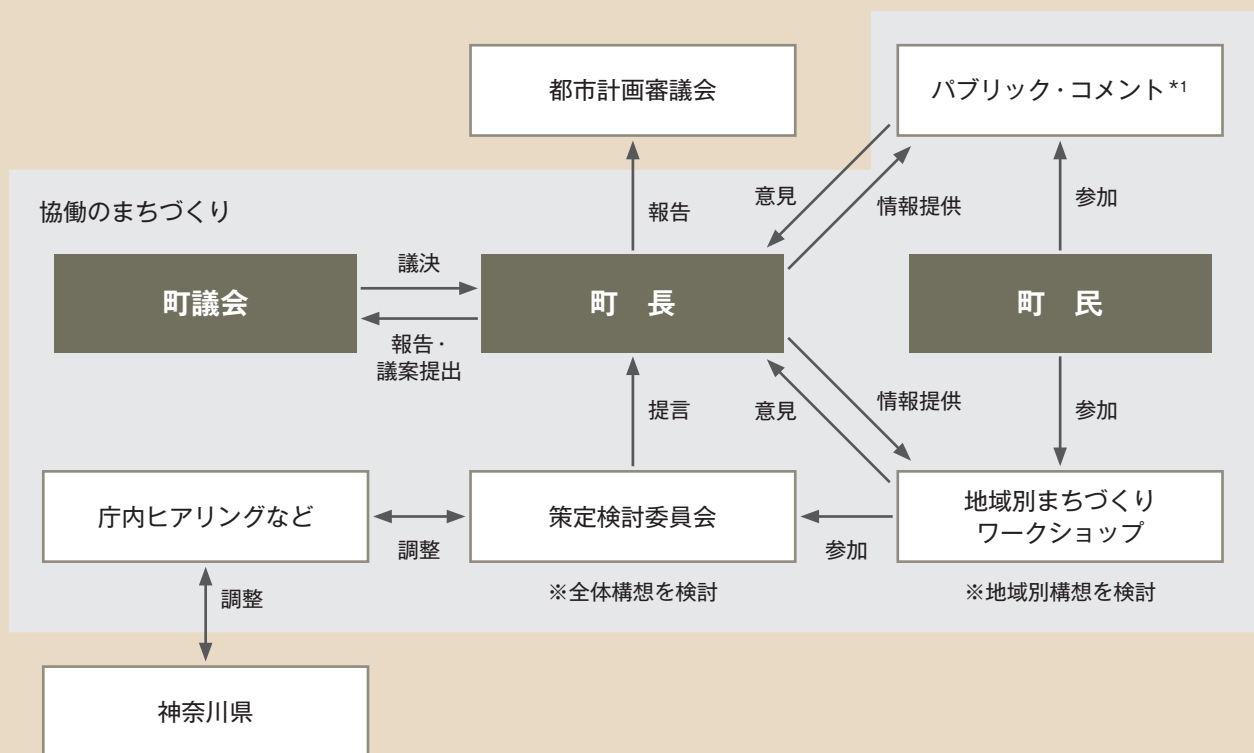
湯立獅子舞(仙石原)

プランの策定体制(フロー)

「箱根町第3次都市計画マスタープラン」の策定は、町の特性や課題とその解決策などについて広く町民から意見を求め、町民と協働して取り組むため、以下のフロー図の体制としました。

- ① 策定検討委員会**
 14名の委員と1名のオブザーバーをもって組織し、町の目指すべき将来像、目標、将来都市構造の検討および町全体に関する土地利用の基本方針および都市施設の整備方針などの検討を行いました。
- ② 地域別まちづくりワークショップ**
 湯本地域、温泉地域、宮城野地域、仙石原地域、箱根地域の各地域10名以内で組織し、地域の特性や課題の抽出、目指すべき将来像や実施施策についての検討を行い、地域別構想案の策定を行いました。

箱根町第3次都市計画マスタープラン策定体制フロー図



*1 パブリック・コメント…行政機関が、政策や各種計画を決定する際に、あらかじめその案を公表し、広く一般からの意見などを募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てることを目的とする手続き。(意見公募手続)

策定検討委員会・地域別まちづくりワークショップの開催状況

箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会および地域別まちづくりワークショップは、平成27(2015)年11月から平成28(2016)年9月までの間、次のとおり開催されました。

会議	年月日	主な内容
地域別まちづくりワークショップ メンバー委嘱式 第1回地域別まちづくりワークショップ	H27.11.26	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町第3次都市計画マスタープラン策定についての概要説明など ・リーダーおよびサブリーダーの選出 ・各地域の「特性」と「課題」の把握
湯本地域		
温泉地域		
宮城野地域		
仙石原地域 箱根地域		
策定検討委員会委員委嘱式 第1回策定検討委員会	H28.01.26	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町第3次都市計画マスタープラン策定についての概要説明など ・正副委員長の選出 ・箱根町の人口動態などについて説明 ・第1回地域別まちづくりワークショップの結果報告
第2回地域別まちづくりワークショップ		
	H28.02.08	<ul style="list-style-type: none"> ・現行マスタープランの達成状況についての説明 ・地域の特色や課題に対する今後の方向性などについての検討 ○地域の目指す方向 ○やるべきこと(町民・地域コミュニティ・町の役割) ○地域の将来像(キャッチフレーズ)
湯本地域	H28.03.01	
温泉地域	H28.02.17 H28.03.11	
宮城野地域	H28.02.02	
仙石原地域 箱根地域	H28.02.10 H28.03.23	
第3回地域別まちづくりワークショップ		
	H28.06.22	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域別構想案についての検討
湯本地域	H28.07.04	
温泉地域	H28.07.20	
宮城野地域	H28.06.29	
仙石原地域 箱根地域	H28.07.06	
第2回策定検討委員会	H28.08.24	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想の策定状況の確認と素案の検討 ・まちづくりの目標についての検討 ・全体構想案についての検討
第3回策定検討委員会	H28.09.20	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想案についての検討 ・箱根町第3次都市計画マスタープラン全体についての検討と内容についての了解 ・策定検討委員会としての提言のまとめ
町長への提言	H28.10.06	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会および地域別まちづくりワークショップの審議内容について、町長へ提言

4 箱根町が抱える 都市づくりの課題



宮ノ下の街なみ

都市づくりの課題をまとめました。

箱根町の特徴からみる都市づくりの留意点 (P104 参照)、町民アンケート (P111 参照) や地域別まちづくりワークショップにおける町の課題 (P116 参照) などを踏まえ、都市づくりの課題をまとめると次の8つが考えられます。

1 防災力の強化

平成27(2015)年に発生した大涌谷の火山活動は、町民の生活や観光面において大きな影響をおよぼし、その対応を図ってきましたが、今後も継続した対策が求められています。

また、本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されているため大規模地震へ備え、町民が安全・安心して住まえ、観光客が滞在できる環境を整える必要があります。

そのほか、豪雨による土砂災害や河川の増水など自然災害に対応した護岸環境整備や河川改修の促進等が求められています。

2 住居環境の維持向上と地域コミュニティの再構築

人口減少が進んでいる本町においては、子育てしやすい環境の整備などによる少子化対策と定住機能の強化により人口減少に歯止めをかけるとともに、希薄化している地域コミュニティの再構築が求められています。

また、恵まれた自然環境と調和した生活空間を確保し、町民が安心して快適に暮らせる住居環境の整備が必要です。

3 超高齢社会への対応

本町は高齢化率が35.8%となり、超高齢社会に突入しています。健康寿命の延伸や身近なところでの医療体制の整備、地域による高齢者への配慮、公共施設や歩道などのユニバーサルデザイン^{*1}化によって、高齢者にやさしい都市づくりが求められています。

4 観光地としての魅力の向上

一つひとつの観光資源を再度掘り起し磨き上げるなど、更なる有効活用を図るとともに、特に、増加する訪日外国人観光客が安心して一人歩きできるような案内看板や標識を設置するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した観光施設の整備等、国際観光地としての魅力向上に努める必要があります。

5 自然環境の保全

芦ノ湖を取り巻くように険しい山々が連なる起伏に富んだ自然環境と生息する多くの動植物は、本町の重要な観光資源であり、これらの保全は町の第一の使命であるといえます。これまで自然公園法^{*2}や都市計画法などにより、この良好な自然環境は守られていますが、今後も法規制等に基づく保全を最優先とし、秩序ある土地利用を行い、自然と共生を図る必要があります。

*1 ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女の差違、障がいの有無、能力の如何に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などを設計(デザイン)すること。

*2 自然公園法…1957年に定められた、日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の3種類の自然公園を定めている。

6 景観の保全と形成

仙石原湿原やすすき草原、芦ノ湖や早川・須雲川水系、箱根の山なみなどの優れた自然景観の適切な保全対策に努めるとともに、更なる観光地としての魅力を維持向上させるため、街なみや歴史資源と調和した景観の形成を図っていく必要があります。

また、公共施設の整備などにおいては景観との調和に十分配慮するとともに、景観行政団体^{*3}として、より積極的に町民の自主的な景観まちづくりの支援に努めていく必要があります。

7 町民参加の都市づくり

町民参加による開かれた町政を推進するため、町民への情報提供と説明責任を果たしていくとともに、町民同士がお互いに支えあい、助けあう地域活動の活性化が必要です。

また、現在、町民活動団体やNPO^{*4}、ボランティア団体などがさまざまな分野で活動を展開していますが、このような活動を通じて蓄積された成果を踏まえ、町民と行政とが一体となって都市づくりを進めていくことが求められています。

8 近隣の県、市町との連携

国内外から多くの人々が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や防災力の強化など、観光面と防災面において近隣の県や市町との連携をさらに強めていく必要があります。

箱根町
の特性から
みる留意点

町民アンケート
での町へのおもい

地域別まちづくり
ワークショップ
での町へのおもい

都市づくりの課題

1 防災力の強化

5 自然環境の保全

2 住居環境の維持向上と
地域コミュニティの再構築

6 景観の保全と形成

3 超高齢社会への対応

7 町民参加の都市づくり

4 観光地としての魅力の向上

8 近隣の県、市町との連携

*3 景観行政団体…景観法によって定められた、景観計画の策定などの諸施策を実施する行政団体のこと。

*4 NPO…特定非営利活動。保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動を行い、その内容は多様化・細分化されてきている。それぞれ法人化されたNPO法人として活動しており、98年に施行された「NPO法（特定非営利活動促進法）」によって認証され、国からの助成金や寄付などでその活動をまかなっている。

5 箱根町が目指す 都市づくりの目標



大涌谷の空

まちの将来の姿はどういったものでしょう。

(1) 上位・関連計画における将来像

「箱根町第6次総合計画」では、今後目指すべき姿（将来像）を次のとおりに定めています。

『やすらぎとおもてなしのあふれる町—箱根』

「やすらぎ」とは、箱根の誇る美しい自然環境の保全を図っていき、住む人、訪れる人すべてが癒しを感じられる町を目指していくとともに、火山対策をはじめ防災対策の強化を図って、安心・安全が確保される町を目指すことを意味します。

「おもてなし」とは、町民同士が相手を思いやる気持ちをもって日々ふれあうことのできる町を目指すことで、地域コミュニティの維持向上につなげるとともに、国内外から訪れるすべての人々に対してもおもてなしの心が伝わる町になることを意味します。

また、「かながわランドデザイン（基本構想）」では、『いのち輝くマグネット神奈川』を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめ、県民一人一人のいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現を目指していくものとしています。

それを受けた「かながわ都市マスタープラン」では県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』とし、「環境共生」と「自立と連携」の2つを県土・都市づくりの方向性として定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開するとしています。

そして、2市8町で構成される県西都市圏域^{*1}では、『歴史と自然につつまれ、観光と交流による にぎわいのある都市づくり』を都市づくりの目標とし、豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の保全・活用を図りながら、隣接県と連携し国際的な観光・リゾート地としての魅力の向上や地域活力の向上に資する都市機能の集積を図り、職・住・遊が一体となった豊かな暮らしの実現を目指しています。



須雲川

かながわグランドデザイン(基本構想)

『いのち輝くマグネット神奈川』

・基本理念

かながわグランドデザイン(基本構想)は、2025(平成37)年を展望し、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめたものであり、県民一人一人のいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現を目指していくものです。

・将来像

- ① 行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
- ② いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
- ③ 県民総力戦で創る神奈川

かながわ都市マスタープラン

『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』

「かながわ都市マスタープラン」は、2025年を展望した計画となっており、将来を展望した「神奈川の県土・都市像」を描き、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラン」と、地域レベルの方針を示した「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」を策定しています。また、東日本大震災における津波災害を踏まえて、最大クラスの津波に備えた都市づくりを進めるため、「かながわ都市マスタープラン」に津波対策編を追加する一部改訂を行っています。

かながわ都市マスタープラン・地域別計画(平成22年11月改定)

『歴史と自然につつまれ、観光と交流による にぎわいのある都市づくり』

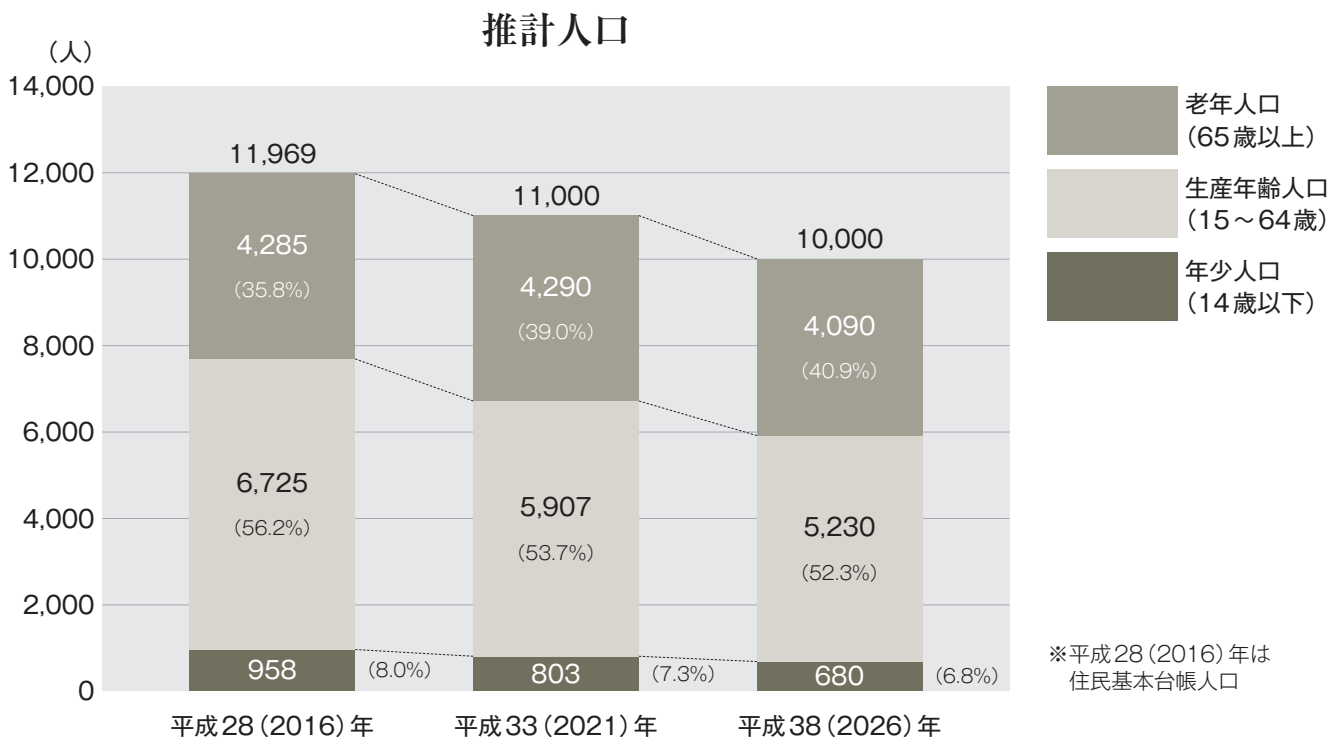
県西都市圏域は、2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で構成され、県土の西部に位置しています。

富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然を背景に、山・川・海・湖・温泉、歴史や文化などの観光資源に恵まれた「県西都市圏域」では、これらの資源の保全・活用を図りながら、隣接する山梨・静岡両県と連携しつつ国内外から多くの人々が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や、地域活力の向上に資する都市機能の集積を図り、職・住・遊が一体となって豊かな暮らしを実現できる都市づくりを目指しています。

(2) まちの将来人口

「箱根町第6次総合計画」の策定にあたり、平成23(2011)年と平成28(2016)年の直近5年間の人口による将来人口の推計では、総人口は、平成28(2016)年に11,969人であったものが、平成33(2021)年で11,000人、平成38(2026)年で10,000人とまちの将来人口を推計しています。

この推計による0～14歳の年少人口比率は8.0%から6.8%、15～64歳の生産年齢人口比率は56.2%から52.3%まで減少し、65歳以上の老年人口比率は35.8%から40.9%まで高まります。総人口の減少につれて年少人口、生産年齢人口、老年人口とも減少していきますが、長期的には、「箱根町人口ビジョン」で設定した将来人口(自然動態と社会動態を改善させることにより、平成72(2060)年の人口は、約7,200人程度を確保していく。)に向けて人口減少抑制対策を進めていくこととしています。



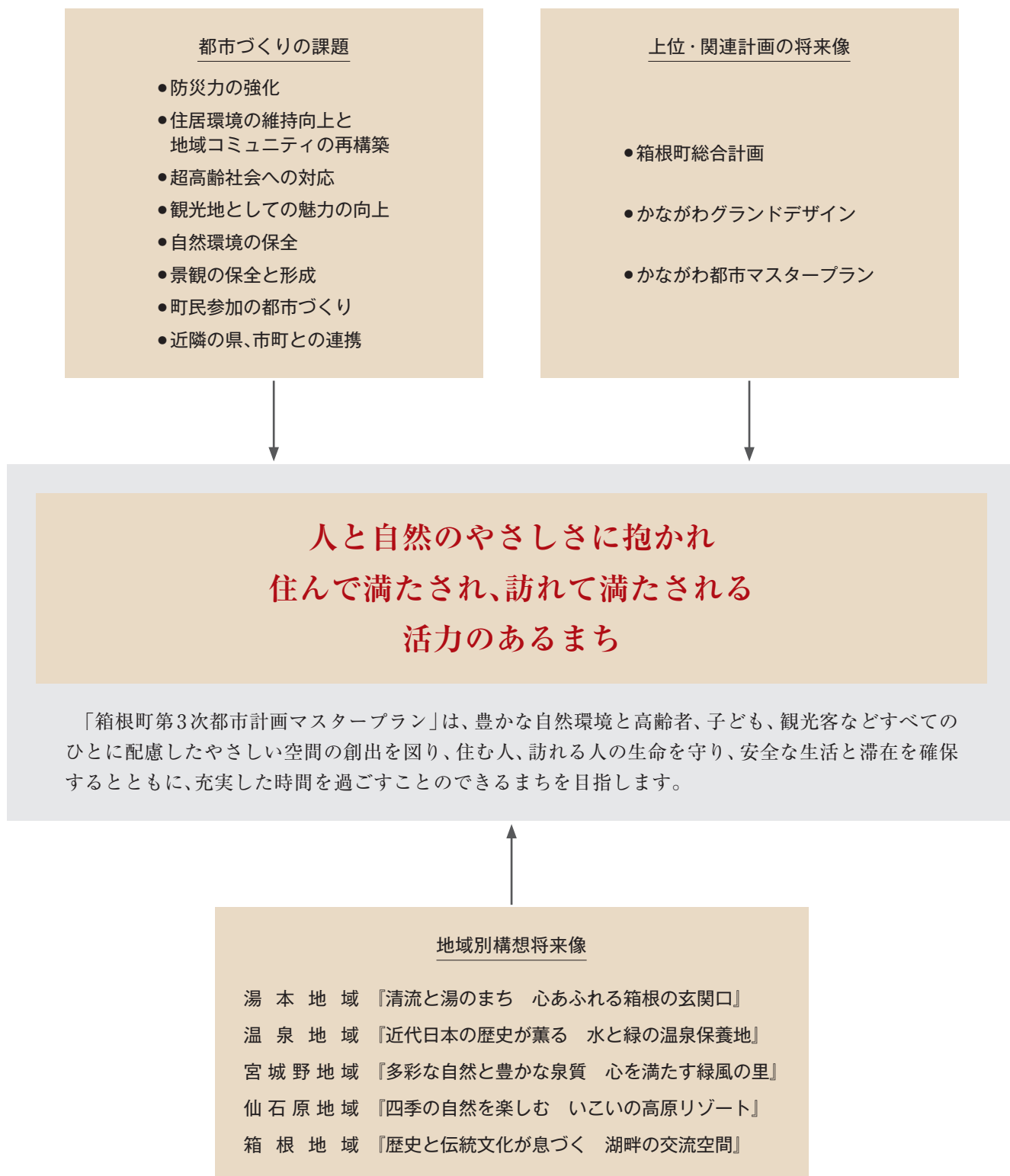
「箱根町第3次都市計画マスタープラン」では、まちづくりの枠組みとしての人口規模を「箱根町第6次総合計画」の将来人口推計値である10,000人とし、本町における適正な都市基盤や住環境の整備を図っていきます。



箱根の森小学校の下校風景

(3) 都市づくりの目標

上位・関連計画の将来像と町全体の都市づくりの課題や地域別構想の将来像を踏まえ、本町の目指す都市づくりの目標を、次のように定めます。



(4) 都市づくりの基本的な方向

目標の実現化に向け、次のとおり基本的な方向を定めて進めていきます。

都市づくりの基本的な方向

1

安全でより良い生活環境の都市づくり

本町特有の火山活動や大規模地震など自然災害から、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在を確保するために、防災力と減災力を高める取組を図っていきます。また、少子高齢化に対応した子育てや高齢者の生活が快適に送れるような住居環境の整備を目指します。

2

人と自然にやさしい観光の都市づくり

富士箱根伊豆国立公園を形成している豊かな自然環境と貴重な動植物の保全を最優先とし、自然環境などに配慮した生活空間の確保を図っていきます。また、高齢者や子ども、外国人観光客などすべての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進め、生活の場や国際観光地としての魅力の向上を目指します。

3

美しい景観の都市づくり

仙石原湿原やすすき草原、箱根の山なみや芦ノ湖、河川などがつくる優れた自然景観の適切な保全に努め次代に継承します。また、景観計画に掲げる景観形成の目的である「町民が愛着と誇りをもって住み続けられる環境」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境」の創出に努めます。

4

協働の都市づくり

都市づくりは、町が主体となって取り組む施策と、町民などが主体となって取り組む施策の両面により相乗効果を発揮し、将来像の実現をより進めるものと考えます。特に本プランの地域別構想の実現に向けては、計画策定の段階からの町民参画や町民と町との役割の明確化など協働で取り組む体制を整え、町民主体による都市づくりに努めていきます。

5

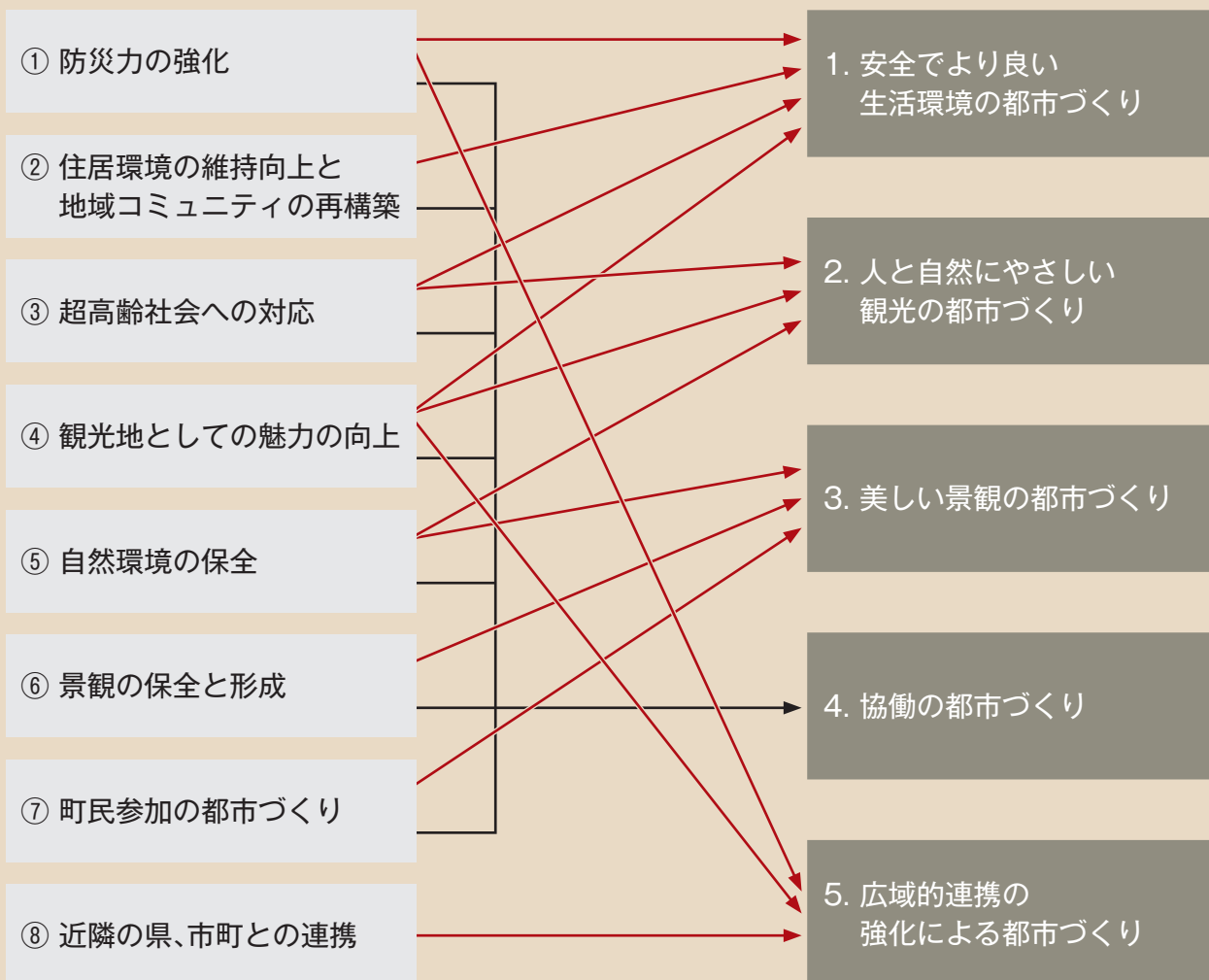
広域的連携の強化による都市づくり

県西都市圏域内における小田原市や南足柄市、隣接県の三島市や御殿場市などと生活面、観光面において密接な関係がありますが、今後は、防災面も含めた相互における人、モノ、情報の円滑な連携の強化を図り、より魅力的で活力のある都市づくりを目指します。



函嶺洞門

都市づくりの課題と基本的な方向との関係



大涌谷と観光客

第1章のまとめ

本町の都市づくりの課題を十分踏まえ、都市づくりの目標を「人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち」としました。

この都市づくりの目標を具現化するため「安全でより良い生活環境の都市づくり」をはじめ、5つの都市づくりの基本方向により、施策を推進します。

1

「まちづくり」と 「都市計画マスタープラン」

「まちづくり」のうち住みやすい環境や施設の整備など(自然環境の保全、土地利用の誘導、道路・公園の整備等)を行うことが「都市づくり」であり、それを進める基本となる計画(みちしるべ)が「都市計画マスタープラン」です。

2

計画期間

現行プランの計画期間が平成28年度で満了するため、平成29年度から平成38年度までの10年間を期間とする次期プランを社会環境の変化や上位計画などとの連携を図り策定します。

3

町民との協働による策定

町民等と協働した都市づくりを進めるため、プランの策定にあたっては策定検討委員会や地域別まちづくりワークショップを設置し意見を伺ったほか、パブリック・コメントを実施しました。

4

都市づくりの課題

都市づくりの課題を①防災力の強化、②住居環境の維持向上と地域コミュニティの再構築、③超高齢社会への対応、④観光地としての魅力の向上、⑤自然環境の保全、⑥景観の保全と形成、⑦町民参加の都市づくり、⑧近隣の県、市町との連携としました。

5

都市づくりの目標

都市づくりの将来像を『人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち』としました。

6

都市づくりの基本的な方向

都市づくりの将来像を具現化するため進むべき都市づくりの基本的な方向を①安全でより良い生活環境の都市づくり、②人と自然にやさしい観光の都市づくり、③美しい景観の都市づくり、④協働の都市づくり、⑤広域的連携の強化による都市づくりとしました。

第2章

町全体に共通する都市づくり (全体構想)



箱根町役場本庁舎

第2章のポイント

本章では、町全体の共通する都市づくり（全体構想）の考え方を自然環境や土地利用、交通施設、都市基盤施設、景観、防災対策の観点から示しています。

第2章インデックス



大涌谷姥子自然探勝歩道

1 全体構想について

P29

2 自然環境の保全の考え方

P30

3 土地利用の考え方

P32

4 交通施設の整備の考え方

P35

5 都市基盤施設の整備の考え方

P38

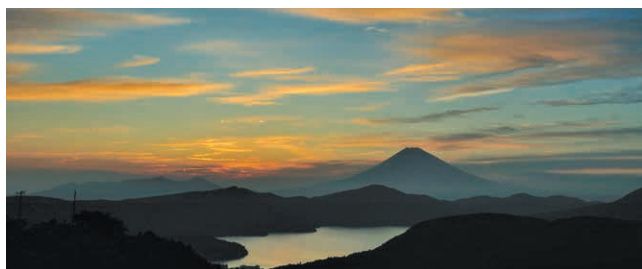
6 景観の保全・形成の考え方

P43

7 防災対策の考え方

P45

1 全体構想について



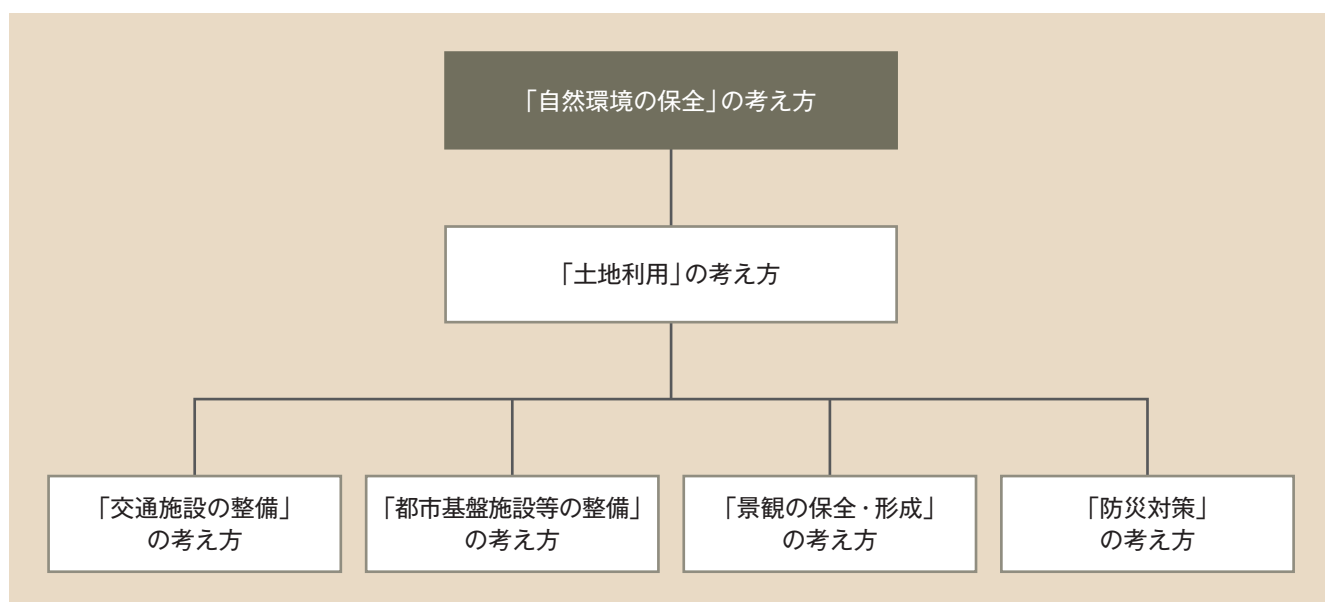
富士山と箱根外輪山

1 全体構想の表すもの

本都市計画マスタープランの目指すべき将来像の実現に向け、土地利用や都市基盤施設などの整備、景観形成や防災といった分野における、町全体に共通する都市づくりの大きな考え方を明らかにしています。

2 全体構想の構成

本町の宝というべき豊かな自然環境は、他に類をみないほどの魅力あふれる自然景観を生み出し、町民や国内外から訪れる多くの観光客に癒しと活力を提供し続けており、その保全は町の第一の使命といえます。そこで、全体構想においてはまず、第一に本町の都市づくりの前提と考える「自然環境の保全の考え方」を表した上で、それを踏まえ引き続き「土地利用」、「交通施設の整備」、「都市基盤施設等の整備」、「景観の保全・形成」、「防災対策」それぞれの考え方を示しています。



2 自然環境の保全の 考え方



仙石原湿原植物群

基本方針

箱根火山がもたらす優れた自然景観と豊かな天然資源に恵まれた本町は、昭和11(1936)年に国立公園に指定され、これら天与の自然環境を保全しつつ、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るという基本理念のもと、自然美豊かな国際観光地として着実な発展を遂げてきました。

本町のもつ豊かな自然環境は、国内外から訪れる多くの観光客を魅了し続けており、この自然環境こそが本町を支える最も大切な資産であるといえます。

そのため、今後も豊かな自然環境を可能な限り保全することを第一の使命とし、その上で秩序ある土地利用を行い、自然と共生する豊かで住み良い、多くの人々に愛される持続可能な都市づくりの実現を図ります。

1 自然環境の保全

① 自然公園法による自然環境の保全

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定され、自然公園法に基づいた保全策がとられており、このうち特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域A区域および第3種特別地域A区域(P102参照)に指定されている区域は、本町の豊かな自然環境を形成するとともに、多様な生態系を確保する重要な役割を有しています。

そのため、これらの地域については、都市の骨格を形成する緑地として、さらには町の宝として、今後も厳正に保全を図っていきます。

② 森林資源の保全と災害防止など

新緑や紅葉などの四季を彩る木々を携えた森林は、優れた自然景観を生み出すとともに、空気の浄化等の機能を有していることから、風致^{*1}の良好な地域等は、保健保安林^{*2}として保全を図ります。

また、山岳地形である本町は、急傾斜地が多いことから、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林などの樹林地の保全に努め、土砂の流出や崩壊等の災害防止を図っていきます。

③ 水資源の保全

温泉は、箱根火山の大いなる恵みであり、本町の観光を支える重要な天然資源であるため、掘削や増堀などは県の指導のもとに慎重に行う等、県との連携を図りながら保護に努めていきます。

また、地下水はその採取により水資源や温泉資源の枯渇化が危惧されていることから、温泉を含めた状況を継続的に調査し、永続的に守り続けるための対策の検討を図ります。

*1 風致…自然の風景などがもつおもむきや味わいのこと。風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法で規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

*2 保健保安林…森林レクリエーションの場を提供する、空気を浄化する、騒音を緩和するなどにより生活環境を守る保安林のこと。

4 湖・河川環境保全

芦ノ湖をはじめ早川や須雲川水系については、下水道整備などによる水質環境保全と自然環境に配慮した親水性のある護岸整備を推進します。

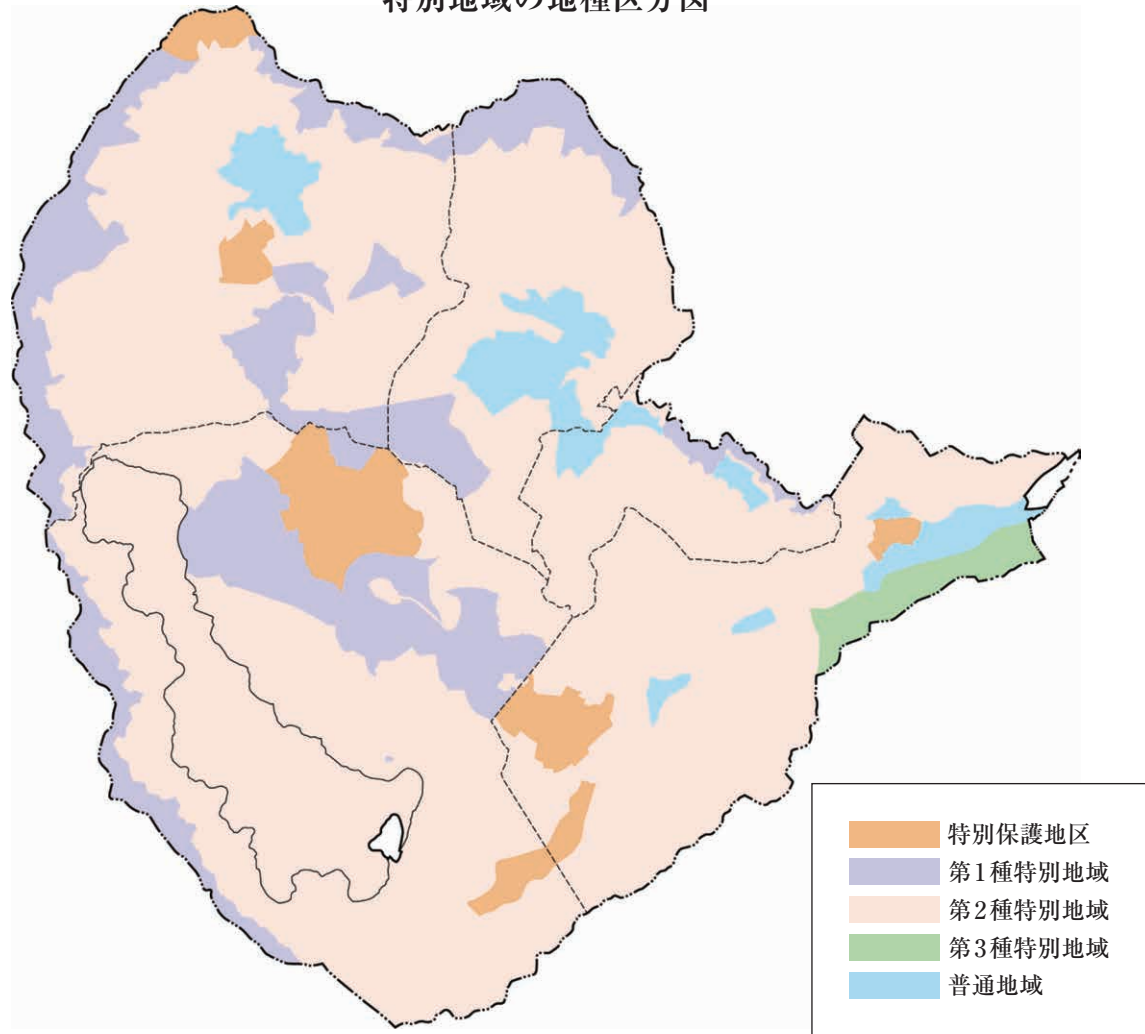
5 多様な生態系の確保と保全施設の整備

山や湖、川などに生息する貴重な動植物の保護と生息環境の維持保全に努めます。また、自然環境の破壊を防止するとともに、人々が自然にふれあう際の安全性と利便性を保つため、ハイキングコースなどの自然環境に配慮した適正な施設整備を図ります。

2 自然環境に配慮した都市づくり

都市計画マスタープランの都市づくりの目標である『人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち』の実現を目指し、都市的土地利用^{*3}や都市基盤整備を進めるにあたっては、自然との共生を基本的なスタンスとし、県内唯一の国立公園である本町固有の優れた自然資源への影響を極力小さくするよう努めていきます。

特別地域の地種区分図



*3 都市的土地利用…住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による暮らしに関わる土地利用。

3 土地利用の考え方



湯本弥栄橋付近

基本方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置しており、自然公園法、都市計画法さらには町の景観条例や景観計画などに基づき、先の考え方で示したように豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。

1 主要用途の方針

1 商業地

ア 中心商業・業務地

箱根湯本駅周辺は、本町の玄関口として商業機能の集積が図られているとともに、町役場が立地するなど行政サービスの中心的な役割を担う重要拠点となっていることから、多様化、高度化する町民や観光客の消費・サービス需要に対応できるよう、さまざまな機能が集約された利便性の高い中心商業・業務地としての維持増進を図ります。

イ 近隣商業地

町民の日常的な購買需要を賄う拠点的な役割を有していることから、地域に密着した利便性の高い商業機能の維持増進を図ります。

ウ 観光商業地

観光客が集まる観光商業の拠点となっていることから、観光客の利便性を考慮しつつ、各地域の特性を生かした活力のある商業地としての維持増進を図ります。

2 住宅地

ア 一般住宅地

既成市街地の住宅地は、町民の生活利便に資する道路、公園、下水道などの適正かつ有効な都市基盤施設の整備や子育て支援体制の充実などを進めることで、満足度の高い良好な住居環境の維持増進を図ります。

イ 別荘住宅地

豊かな自然環境に恵まれた別荘住宅地は、優れた風致景観を維持しながら、良好な住居環境の保護を図ります。

3

住宅・観光混在地

住宅・観光混在地は、旅館・ホテルや保養所といった宿泊施設などと住宅が混在し、多くの観光客が集まる場所となっています。また、豊かな自然環境や温泉資源、歴史的文化遺産などが存在することから、緑豊かで快適な住環境の形成と観光地としての雰囲気を阻害しないような土地利用の促進などを図ります。なお、箱根寄木細工の作業場が立地する畑宿地区においては、良好な住居環境の保全を図りながら、観光産業の一端を担う伝統工芸「箱根寄木細工」の保護育成を図ります。

4

都市計画用途の指定のない区域

ア 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園として、自然環境の保全を図る区域に指定されています。この豊かな自然環境と優れた風致景観を未来に継承するため、特に都市計画用途の指定がない区域については、自然環境の保全を図っていきます。

イ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既成市街地を形成している地区については、計画的かつ適正な土地利用を図りながら、国立公園の優れた自然環境を将来にわたり維持するため、自然公園法を踏まえた建築活動の適正な規制誘導を図ります。

2

調和のとれた土地利用

土地利用については、自然、生活、観光、歴史資源、景観など本町を構成する重要な要素が指定された都市計画用途の中で、それぞれの要素の調和が図られ、快適で豊かな町民生活や活力あふれる社会経済活動が持続的に展開されるように努めます。

また、地域の特性にあった土地利用を推進するため、必要に応じて地区計画などの諸制度を活用し、町民や観光客が自然や歴史資源を身近に感じられる、魅力ある都市づくりを図ります。

1

人と自然の調和

自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。

2

生活と観光の調和

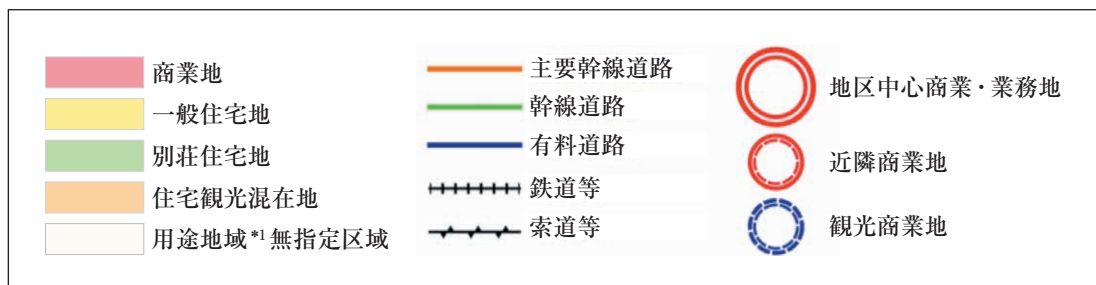
国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、少子高齢社会に対応し、定住化を促進するため、住環境整備や商業系の土地利用など地域の特性に応じた土地の効果的な利用や複合的な利用について十分考慮し、町民と協働しながら豊かな生活環境を確保する計画的な土地利用を図ります。

3

伝統と未来の調和

1200年もの歴史をもつ温泉郷や「伝統」を感じる街なみは本町の魅力でもあります。さらに観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。

土地利用現況図



4 交通施設の整備の 考え方



旭橋

基本方針

本町においては、主要幹線道路の国道1号、国道138号を軸に山崎インターチェンジや御殿場インターチェンジへのアクセスにも恵まれ、県道と主要な町道により、道路網を形成しています。

この主要幹線道路を中心としたバス路線網や箱根登山鉄道などの鉄道網、さらには、ケーブルカーやロープウェイの交通機関があります。

また、国際観光地という特性上、広域的な交通需要などの増大が見込まれていることから、既存の主要軸(東海道軸、御殿場軸、箱根湯河原リゾート軸)を充実することで、生活拠点の機能強化や回遊性のある交流ネットワークの形成を図ります。

さらには、観光面や予想される大規模災害発生時の対応のために、新たな広域的交通網の整備・充実を図ります。

1 本町の骨格を形成する道路網

1 主要幹線道路の整備

ア 国道1号

国道1号は、小田原市から湯本、宮ノ下、箱根を經由し、静岡県三島市へ結ぶ、本町の主要軸(東海道軸)であり、小田原箱根道路(国道1号小田原箱根線)や函嶺洞門バイパスが開通し、渋滞緩和や交通安全対策が図られていますが、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように必要な整備を促進します。

イ 国道1号(箱根新道)

国道1号(箱根新道)は、湯本から箱根峠付近を結び、現在は無料化されていることから、これに接続した小田原箱根道路(国道1号小田原箱根線)との連携により交通の一箇所集中を抑制できるように交通渋滞緩和を促進します。

ウ 国道138号

国道138号は、小田原市から湯本、宮ノ下、仙石原を經由し、静岡県御殿場市にて東名高速道路へと結ぶ、本町の主要軸(御殿場軸)であることから、適切な維持管理と、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように歩道整備などを促進します。

エ 県道75号(湯河原箱根仙石原線)

県道75号は、仙石原から箱根を經由し湯河原町へ結ぶ、本町の主要軸(箱根湯河原リゾート軸)であることから、適切な維持管理を促進します。また、仙石原すすき草原付近については、天然記念物である箱根仙石原湿原植物群に配慮をしながら誰もが安全、安心に散策できるよう、歩道整備を促進します。

2

幹線道路の整備

主要幹線道路とネットワークを形成している幹線道路の県道723号(関本小涌谷)、県道732号(湯本元箱根)、県道733号(仙石原強羅停車場)、県道734号(大涌谷小涌谷)、県道735号(大涌谷湖尻)および県道736号(御殿場箱根)については、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように改良整備などを促進します。

3

広域的交通網の整備

南足柄市と箱根町を連絡する県道731号(矢倉沢仙石原)を災害などの発生時の新たなライフライン^{*1}の確保と地域振興を目的とした広域ネットワークの形成を図るために、整備を促進します。

また、地域の利便性向上や災害時の代替ルートとしての活用が望まれている足柄幹線林道の一般車通行規制緩和を促進します。

2

安心・安全に利用できる道路環境の形成

1

生活道路の整備

生活に密着する道路である町道については、路面状態の調査を基に老朽化している路線から優先的に舗装の打替えを行うなど、道路が常時良好な状態に保つように努め、その道路の機能を維持するための適切な維持管理を図るとともに、道路施設である道路橋りょうの長寿命化に取り組みます。また、幅員4m未満の狭あい道路については、沿道の建物の更新時期にあわせて拡幅を進め、快適な道路環境の整備を推進します。

2

歩道の整備

町民の日常生活や観光客による歩行観光のためには、安全、安心に移動できる歩道が必要といえます。そのため、地域の回遊性を高める歩道ネットワーク化と小・中学校の通学路となっている道路については、歩道の整備を促進します。

また、子ども、高齢者、観光客など誰もが安全、安心、快適に通行できるユニバーサルデザインに対応した歩行者空間の形成を目指します。

3

公共交通の利便性の確保や駅などの交通拠点の機能充実

1

公共交通の利便性の確保

本町の主要な公共交通である鉄道、バスについては、通勤、通学時の重要な足として、また高齢者や障がい者など町民の移動しやすさの向上を推進するとともに、観光と連携した公共交通の利活用の促進や外国人観光客など誰もが分かりやすい交通案内などの充実を図っていきます。

2 各種交通機関の効率的な利用の促進

近年のインバウンド(訪日外国人旅行)需用の高まりや平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック開催により、今後も国内外からの観光客の増加が見込まれています。そのため、これに伴い増大する交通需要に対しては、可能な限り公共輸送機関の活用を図り、各種交通機関の効率的な利用を促進します。

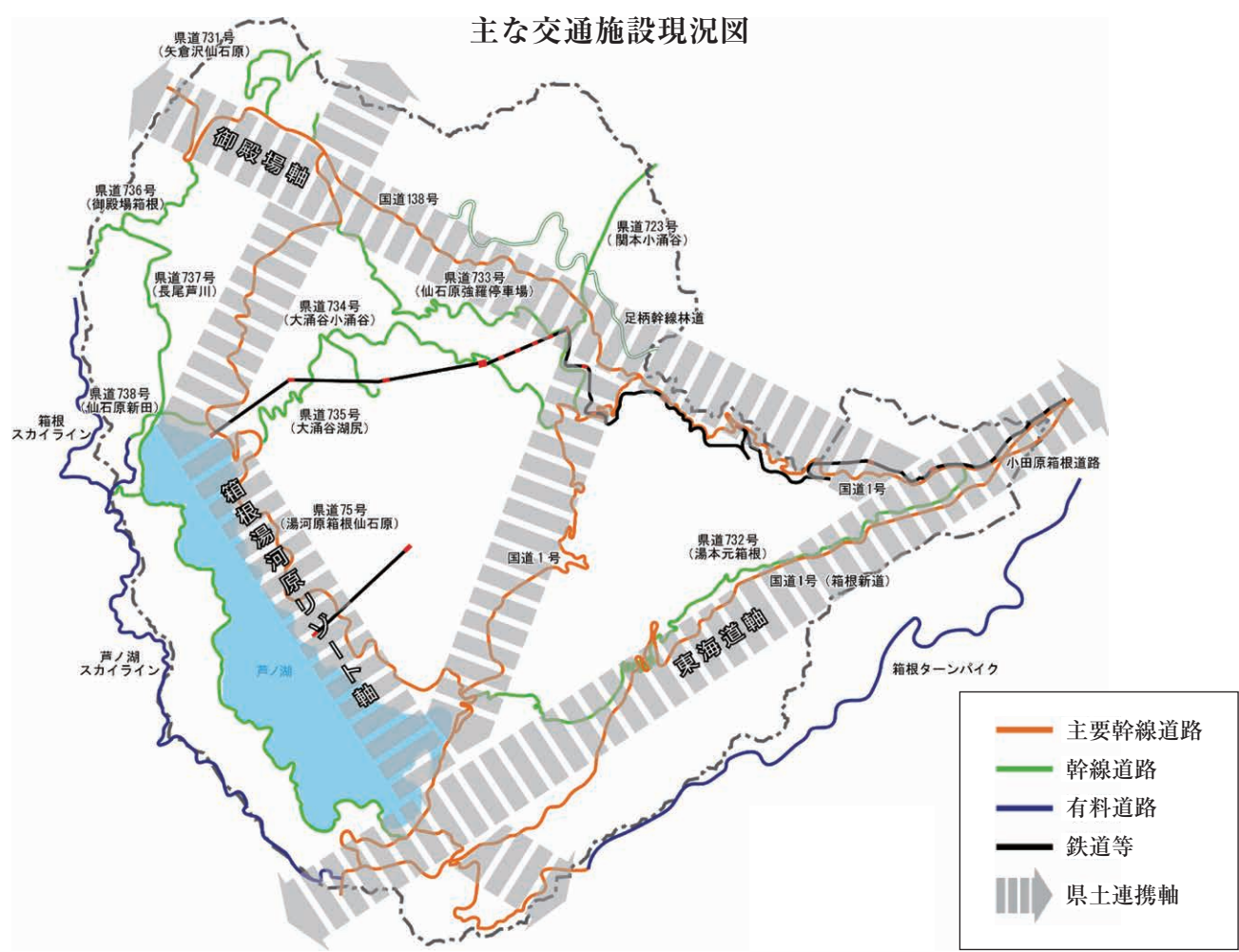
3 駅など主な交通拠点の機能充実

本町の主要駅などについては、バリアフリー化をはじめ、外国人観光客や高齢者など、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザインを意識した利便性の向上による機能の充実を促進します。

特に、箱根湯本駅周辺については、安全な歩行者空間の形成や乗り換え利便性の向上および交通渋滞緩和を図るなど、引き続き、国際観光地の玄関口にふさわしい交通結節点機能*2の充実を図っていきます。

4 自然環境への負荷軽減

公共交通の利用を推進して、交通渋滞の緩和と自然環境への負荷軽減を図るため、県や事業者などとの連携により、パークアンドライド*3やパークアンドサイクル*4等の促進に努めます。



*2 交通結節点機能…鉄道の乗り継ぎ、鉄道とバスなどの乗り換え、自動車から公共交通機関等への乗り換えを円滑に行うために、交通機関の集まる機能。その機能強化の手法として、駅舎の構造改良や各種交通機関の乗降場所の適正配置、案内表示の改良などがある。
 *3 パークアンドライド…都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自動車等を郊外の鉄道駅やバス停留所等に設けた駐車場にとめて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。
 *4 パークアンドサイクル…自家用車を駐車(パーク)して、その場所から自転車(サイクル)に乗り換え、駐車場を拠点とした観光地などを移動するシステム。

5 都市基盤施設の整備の 考え方



湖尻水門

基本方針

公園・緑地、公共下水道、河川、環境衛生施設やその他町公共施設などの都市基盤施設は、本町の良好な住環境を維持するとともに、円滑な都市活動を支える重要な役割を担っています。その整備にあたっては、町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置していることから、豊かな自然環境や優れた自然景観に十分配慮し進めます。

また、人口減少や少子高齢化などに対応した施設整備を図るとともに、老朽化に伴い経費が大きな財政負担となることが見込まれるため、適正な維持・管理と長期的な視野に立った上で「選択と集中」により適正配置を図ります。

1 公園・緑地の整備方針

① 公園・広場

身近なレクリエーションの場や災害時における一時避難場所としての空間や主として歩行者などの休息・交流等を目的とする空間を確保し、適正な整備・管理を推進します。また、樹林地、湖沼などの良好な自然的環境を形成する場所としての空間の確保を図ります。

子育て環境に適した芝生広場や、高齢者などが散歩中に一休みできる小公園など地域と協働を図り、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

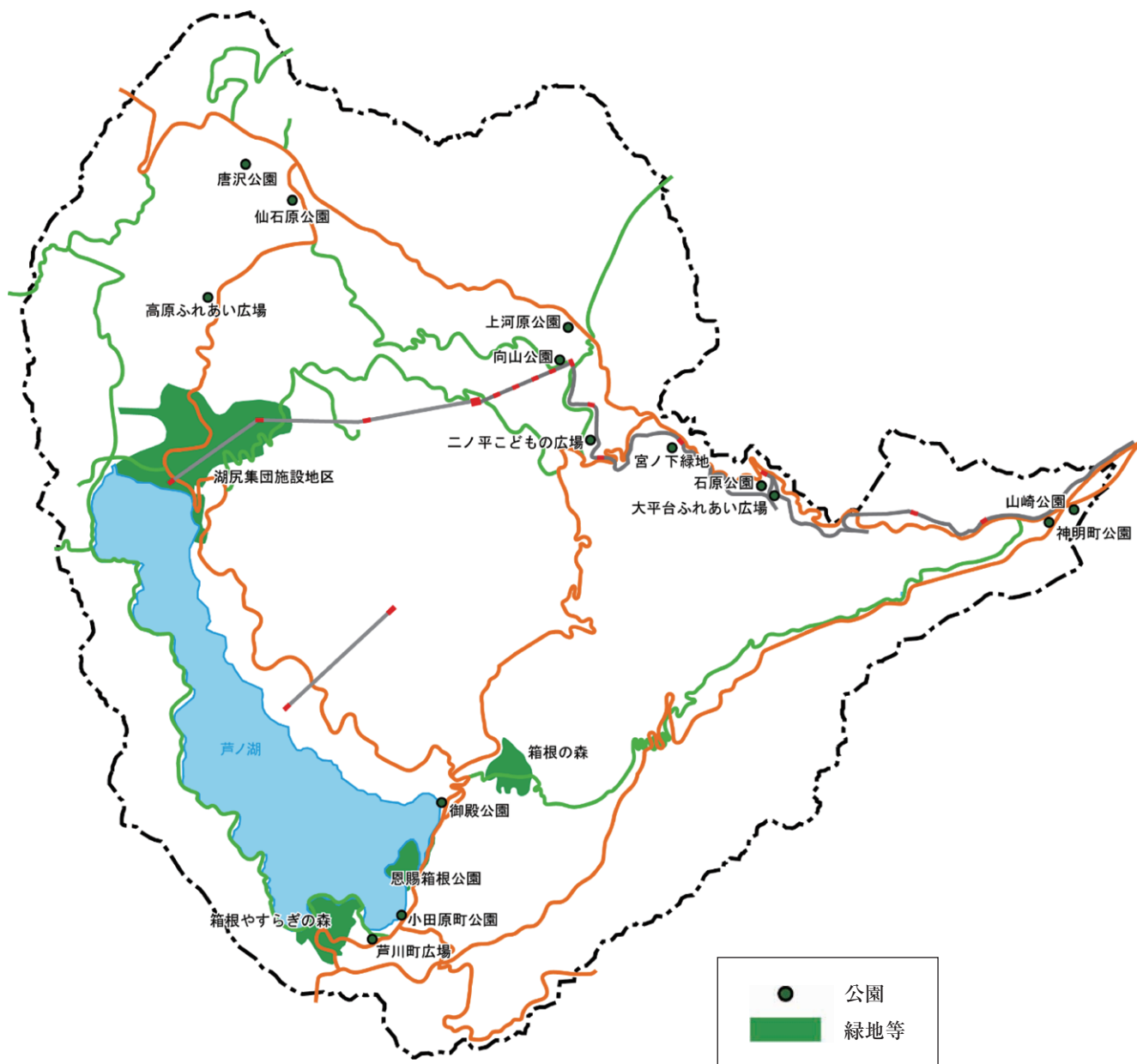
② 緑地

自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上などを目的とする公共の空き地を確保するとともに、公共施設や観光施設の緑化や歴史的な樹林等の保全を図ります。

③ 豊かな地域づくりの創出

地域の活性化、観光、地域間の交流や連携のための資源として、町民や観光客などの心を癒す、四季折々の花木の植栽を促進するなど美しい住環境づくりを推進します。また、その保全、管理、あるいは創出において町民などの参画による協働について取り組みます。

公園・緑地現況図



恩賜箱根公園からの富士山

2 公共下水道の整備方針

1

第1号・第2号公共下水道事業

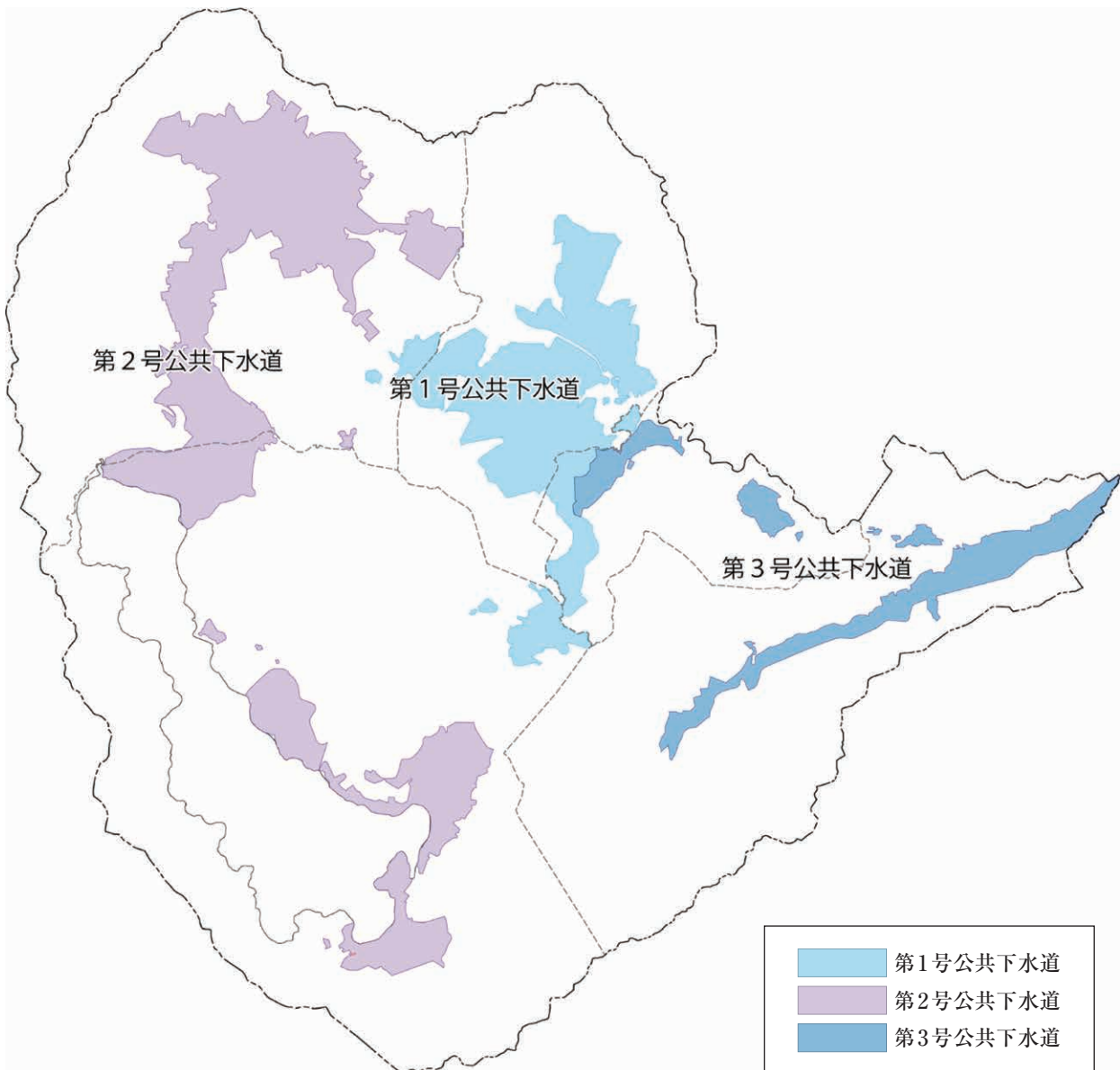
観光立町である本町においては、芦ノ湖および早川の水質保全が観光行政の重要な一要因であることから、第1号・第2号公共下水道事業について適正な維持管理を図り、良好な水質を確保するとともに未供用区域の整備を推進します。また、終末処理施設などについては、長寿命化・改築について計画策定し実施します。

2

第3号公共下水道事業

箱根の玄関口である湯本地区については、酒匂川流域下水道（小田原箱根幹線）の整備にあわせて、早期供用開始を目指し、第3号公共下水道事業を推進します。

公共下水道現況図



3 河川の整備方針

1 河川の整備と維持管理

二級河川早川については、都市の安全性を高め、治水機能の向上などを図るとともに、水辺の動植物の生息環境の保全、水質浄化対策等自然環境の保全を促進するよう、老朽化した護岸の修繕や河床整理等を促進します。

2 快適な水辺空間の環境整備

早川、須雲川および芦ノ湖の水辺空間に親しみ、楽しんでもらえるような、快適な水辺空間の環境整備を促進し、人と自然にやさしい河川づくりを促進します。

4 環境衛生施設の整備方針

1 ごみ処理施設

ごみ処理施設については、現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努めるとともに、平成18(2006)年度に設立された小田原・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において、ごみの広域的な処理について検討しています。当面は、ごみ処理広域化(集約)を見据えながら小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていきます。

2 し尿処理施設

し尿処理施設については、現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努めるとともに、本町の実情にあった処理方法の検討を行っていきます。

5 町公共施設の整備方針

誰もが安心して公共施設を持続して利用できるよう、人口減少社会や超高齢社会などの社会情勢を十分視野に入れ、経営的視点から公共施設の量・質・コスト等の見直しを図ります。

見直しにあたっては、公共施設等総合管理計画に基づいた施設全体の見直しを図るとともに、公共施設マネジメント基本方針や公共施設再編・整備計画に基づき、宮ノ下地区のモデル事業の手法をもとに、町民との協働により施設の統廃合や長寿命化、運営コストの見直しなど、具体的な取組を実施します。

6 地籍調査の方針

地籍調査については、町内のほぼ全域が対象範囲であり、調査完了までに長い期間を要するため、緊急性や費用対効果などの視点から、優先的に実施すべき地域を定めて集中的に調査を進めます。

町公共施設等現況図



6 景観の保全・形成の 考え方



早川溪谷の紅葉

基本方針

本町では、自然公園法および町の景観条例・計画などにより美しい自然環境や風致景観の保全・形成に努めてきましたが、近年、わが国の社会経済情勢は大きく変化をしており、町を取り巻く景観環境にも大きな影響を与えています。

また、平成21(2009)年度に施行した町の景観条例・計画の取組も極めて重要な段階にあることから、改めて計画内容や取組の状況を再確認するとともに、町を取り巻く景観環境を十分踏まえた上で、今後における本町の良好な景観づくりに向けた方策を検討し、景観形成の目的である「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出」の具現化へ向けて推進します。

推進にあたっては、町民、国・県、他自治体と協働・連携し積極的に取り組むとともに、町が先導的な役割を担いつつ、他の自治体に誇れるような箱根施策を展開します。

1 良好な景観づくりに向けた取組

1 景観計画施策の見直しと適切な進行管理

箱根町景観計画は平成21(2009)年に施行し、その推進を3つのステップに分け、段階的に展開することとしています。現在2つめのステップにあり、最終ステップへの橋渡しをする発展期的な重要な段階にあたるため、改めて計画の内容や実施状況、課題などを確認し、今後の施策や各種制度内容について見直すとともに、適切な計画の進行管理のあり方について検討します。

2 町の先導的役割の遂行

景観施策を効果的に推進するためには、町民や事業者に対し町が先導的な役割を担う必要があります。そのため、町の公共サインガイドラインなど各種基準の内容について再確認するとともに、職員の情報の共有化や推進体制の強化を図ります。

また、庁内会議や研修会などを開催し、職員の共通認識と知識の習得・向上に努めます。

3 景観法などに基づく施策の展開

良好な景観の形成を促進するため景観法における景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の整備や景観協議会^{*1}の設置、景観整備機構の指定など諸制度を活用した施策実施について検討します。

*1 景観協議会…景観法の規定により、景観行政団体(箱根町)などが組織できるもので、住民や公共施設管理者、活動団体の代表者等、さまざまな関係者が集まり、良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行う制度。

4

独自施策の展開

本町には、山なみ、湖、河川などがつくる優れた自然景観や歴史ある温泉場、宿場町、保養地等の街なみ等の独自の景観があります。それら景観を残し、独自の文化を育み、国際観光地箱根にふさわしい景観の創設に努める必要があります。これからの景観の保全・形成については、景観モデル地区の指定や景観まちづくり団体*1の創設など、町民と協働し知恵を出しあいながら地域の特性に応じた取組を進めます。

5

国・県、関連自治体との連携

本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置し、自然公園法により地域の自然環境に応じてその保護や利用が図られています。屋外広告物については自然公園法に加え、県の屋外広告物条例により規制されています。本町の景観条例・計画は、それら関連する法令と補完しあい、町の景観の保全・形成が図られていますが、景観施策を総合的に推進するため国や県などとの更なる連携を図ります。

また、景観施策は関連する自治体との広域的な取組が効果を発揮する場合があるので、その他自治体との連携・強化に努めます。

2 町民とともに進める景観づくり

景観施策の推進は町民などとの協働による取組が極めて重要です。

そのため町民などの意識啓発および知識向上を図るため、広報等による従来からの情報提供手段に加え、Facebook等のソーシャルネットワークサービス*2を利用し積極的に情報提供を行うとともに、景観まちづくりに係る講習会等を実施します。

また、町民の主体的な活動を促進するため、既存の制度の推進を図るとともに、建物や屋外広告物の修景に係る助成制度の創設について検討します。



芦ノ湖の雪景色

*1 景観まちづくり団体…自治会や良好な景観の形成に関する活動を行うまちづくりに関する団体のこと。平成22(2010)年に「箱根関所通り景観まちづくり研究会」発足。

*2 ソーシャルネットワークサービス…個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

7 防災対策の考え方



大涌谷

基本方針

年間約2,000万人もの観光客が訪れる本町では、今後起こりうる自然災害に対して、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在を確保できる都市づくりが求められています。

大規模な地震による家屋などの倒壊や火災、火山の噴火、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から人々の生命を守るために、災害リスク情報^{*3}として既に整備されている各種ハザードマップ^{*4}等を土地利用や都市基盤施設整備等に反映させ、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを基本とする防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

1 大規模地震災害対策

1 耐震化の促進

地震に強い安全な都市づくりを進めるため、建築基準法の新耐震基準が導入される以前(昭和56(1981)年5月以前)に建築された木造住宅の耐震診断・改修を促進します。また、同基準が導入される以前の既存建築物で、旅館・ホテルなど不特定多数の方が利用する建築物のうち、大規模建築物^{*5}を対象とした耐震化の促進を図り、防災施設・避難施設としての活用に備えます。さらに、ライフラインの耐震性を確保することで大規模地震に備えます。

2 緊急輸送道路の確保

新耐震基準が導入される以前の既存建築物で、緊急輸送道路(国道1号、国道138号、県道75号)沿道の一定の高さ以上の建築物を対象として耐震診断・改修を促進し、災害時の避難や応急活動を支える緊急輸送道路の確保を図ります。

3 地震による火災への対策

地域の特性を考慮した防火地域、準防火地域^{*6}の指定により市街地における火災の被害拡大を防ぐように努めています。今後も建物の不燃化の促進、公園・緑地などの防災空間を利用して延焼対策を推進します。

4 災害リスク情報に基づいた整備

町内の地形地質の性状などから、地震による揺れやすさ、地すべり・がけ崩れ等の可能性といった災害リスク情報を土地利用や都市基盤施設整備等に反映させ、防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

*3 災害リスク情報…その場所での災害原因となる自然現象(地震・洪水・津波など)の発生する可能性と、そのような災害にさらされている人や資産等を示し、危険度等を表したもの。

*4 ハザードマップ…地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図。

*5 大規模建築物…建築基準法第6条第1項第2号と第3号に定める一定の大規模な建築物のことをいう。(1.木造の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①高さが13mを超える②軒高が9mを超える③階数が3以上④延べ面積が500m²を超える。2.木造以外の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①階数が2以上②延べ面積が200m²を超える。)

*6 防火地域、準防火地域…都市計画において市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域のこと。立地する建物構造の条件などに応じて、防火・準防火の区分が定められる。

2 火山災害対策

火山活動について、箱根山火山防災協議会を中心として産学官民が連携することで安全対策を推進し、火山との共生を目指します。

① 円滑かつ迅速な避難の実現

円滑かつ迅速な避難を実現させるために、火山防災マップによる町民や観光客などへの防災情報の提供や火山活動の観測・監視を強化して正確な情報を把握します。また、火山避難計画に基づく火山防災訓練を実施するなど、関係機関との連携を強化し、対応の実効性を高めることで、安全対策の向上を図ります。

② 噴火時や噴火に備えた施設などの整備

噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の町民や観光客などの避難が必要になることが想定されるため、あらかじめ、町民や観光客等の生命を守り身体への被害を軽減することを第一に考えて避難のための道路、公園や緑地等の整備を推進します。

3 土砂災害対策

① 安全・安心な都市づくりのための土地利用

神奈川県における土砂災害の危険度評価を考慮した土地利用を図るとともに、町民に対して土砂災害ハザードマップによる危険箇所の情報を提供して、土砂災害への防災・減災を推進します。

② 地すべり・がけ崩れ対策

地すべり・がけ崩れなどの土砂災害の主となる原因は、山岳部の一定地域に大量の雨水が集中することによる場合が多いため、山地崩壊を防止するために砂防工事や地すべり対策工事を促進します。



塔之澤の新緑

4 水害対策

1 浸水危険区域の周知

浸水危険区域については、周辺住民に対して、早川水系浸水想定区域図や洪水ハザードマップなどにより、当該地域が浸水危険区域であることを周知します。

2 早川の水害防止

大量の降雨時には、県と連携し、芦ノ湖湖尻水門の早期解放による事前放流を行うことで、早川の水害発生を未然に防ぐよう努めます。

5 凍雪害対策

1 情報の収集と通信手段の確保

大雪警報や暴風雪警報などに注意するとともに、凍結・降雪時における町内各所の情報を迅速かつ的確に入手します。また、その通信手段を確保するため適時情報通信手段の機能確認を行います。

2 情報提供体制の強化

町民への情報提供にあたっては、防災行政無線を積極的に活用し、通行止めや除雪状況などの情報提供の迅速化を図ります。また、観光客に対しては、箱根湯本駅や強羅駅などの主要駅、観光案内所での情報提供のほか、県政総合センターの協力のもと町外への情報発信に努めます。

3 凍雪害対策の強化

凍雪害対策のため、県は融雪剤や除雪機械などを保管した凍雪害対策基地を3箇所(木賀、湖尻、箱根)設置していますが、除雪、凍結防止作業の更なる強化を図るため、芦之湯において新たな基地の整備を促進します。

4 大雪時の体制

大雪警報や大雪特別警報の発令など、大量の降雪が予想される場合は、通常凍雪害対策本部の設置のほか、非常対策本部の設置を考慮した体制整備をし、被害の防止や軽減を図ります。

除雪作業などの実施にあたっては、国道・県道を管理する県や静岡県側の道路管理者と連携を図りながら、迅速な作業に努めます。

また、積雪による町民などの孤立に対しては、自治会等と連携して速やかに安否確認を行い、必要に応じて雪かきボランティア等の「共助」または、町職員等による「公助」により支援し、孤立状態の解消に努めます。

大規模地震災害対策現況図



第2章のまとめ

町全体に共通する都市づくり(全体構想)の考え方をまとめました。

本町の宝ともいべき豊かな自然環境を保全することを町の第一の使命として、自然との共生を基本的なスタンスに据え、土地利用、交通施設の整備、都市基盤施設、景観、防災対策のそれぞれの観点から都市づくりを進めます。

1 町全体に共通する都市づくり(全体構想)の構成と前提

都市づくりの前提として、町の第一の使命ともいえる「自然環境の保全」の考え方を示した上で、「土地利用」および「都市基盤施設の整備」など(交通施設の整備、都市基盤施設等の整備、景観の整備保全・形成、防災対策)の考え方を示しています。

3 「土地利用の考え方」

自然公園法や都市計画法、町の景観条例や景観計画などにに基づき、豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。

5 「都市基盤施設の整備の考え方」

「公園・緑地」、「公共下水道」、「河川」、「町公共施設」などの都市基盤施設は、自然環境や景観に十分配慮し、町民生活の快適性の向上を目指した適正な維持・管理を促進していきます。

7 「防災対策の考え方」

今後起こりうる自然災害に対し、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在が確保できるように、災害に強く、災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを基本とする防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

2 「自然環境の保全の考え方」

本町のもつ豊かな自然環境は、本町を支える最も大切な資産であり、今後も可能な限り保全し、自然との共生を基本的なスタンスとした持続可能な都市づくりの実現を図ります。

4 「交通施設の整備の考え方」

本町の骨格を形成する主要幹線道路や幹線道路は、誰もが安全、安心、快適な移動ができるよう整備を促進するとともに、災害面や観光面に対応する広域ネットワークの形成を図ります。生活に密着する町道は適切な維持管理を図り、ユニバーサルデザインに対応した歩行者空間の形成を目指します。また、観光と連携した公共交通の利便性の確保や駅などの交通拠点の機能充実を図っていきます。

6 「景観の保全・形成の考え方」

景観条例・計画の取組をより一層進め、「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出」の具現化に向けて、町民とともに進める景観づくりを目指します。

第3章

地域ごとの都市づくり (地域別構想)



富士山と芦ノ湖

第3章のポイント

本章では、都市づくりの将来像や全体構想を踏まえ、本町を構成する5地域について地域のあるべき将来像とそれを実現するための考え方をまとめています。

地域ごとに、現状と課題を捉えた上で将来像を掲げ、それに向けての具体的な施策を示しています。

第3章インデックス



山のホテルのつつじ

1 地域別構想について

P53

湯本地域(湯本・湯本茶屋・須雲川・畑宿・塔之澤地区)

P54

温泉地域(大平台・宮ノ下・小涌谷地区)

P58

宮城野地域(宮城野・強羅・ニノ平地区)

P62

仙石原地域

P66

箱根地域(元箱根・箱根・芦之湯地区)

P70

1 地域別構想について



箱根登山電車

1 地域別構想にはどういった役割がありますか。

地域別構想は、都市づくりの将来像と全体構想における土地利用の方針や都市基盤施設の整備方針などを踏まえ、各地域がもつ固有の風土や歴史文化等の資源を生かし、地域のあるべき将来像を実現するための「みちしるべ」となるものです。

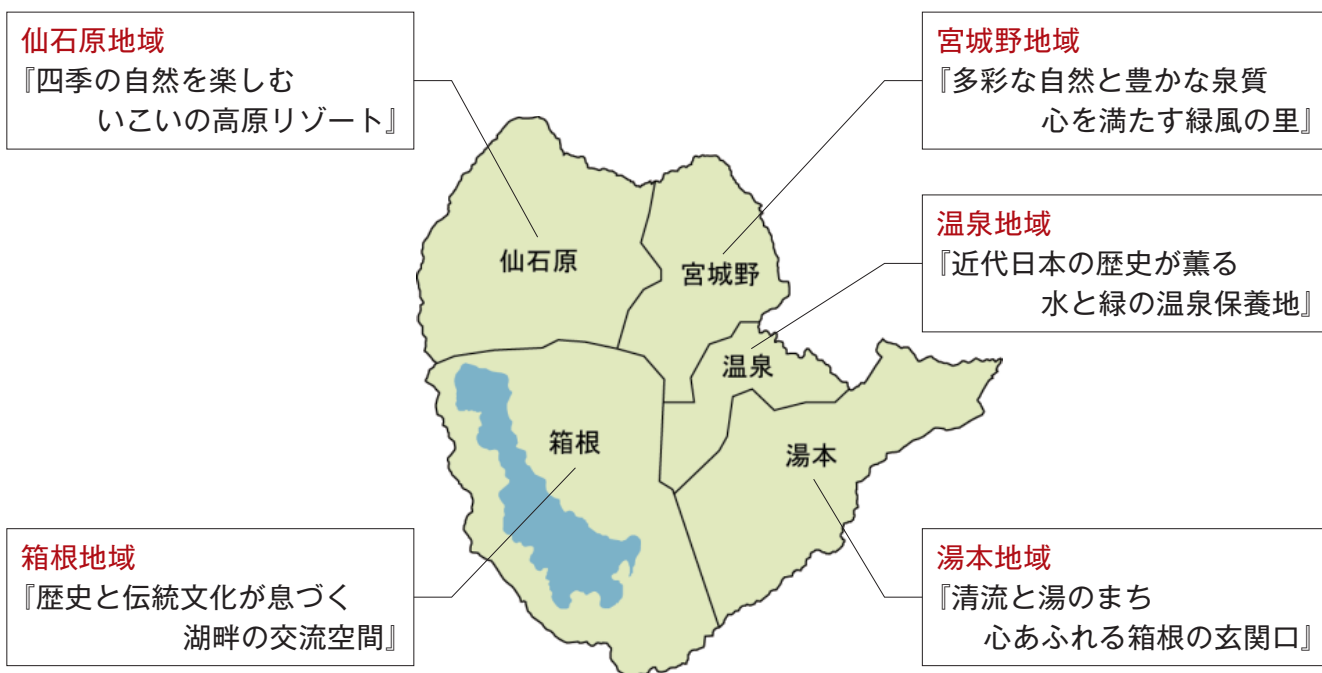
本構想の策定にあたっては、町民自らが地域ごとに特性を把握し、課題を抽出した上で、地域の将来像を描き、それらを町と共有して、協働で地域づくりを実践していく下地づくりに努めました。

2 地域づくりの考え方とはどういったものでしょう。

地域のあるべき将来像を実現していくためには、町が主体となって取り組む施策と、各地域において町民が主体となって取り組む施策の両面により相乗効果を発揮することが必要であると考えます。

そのため、地域づくりにおいては、町民と町の役割を明確にし、協働で取り組む体制を整えて、町民主体の地域づくりを推進していく必要があります。

各地域の将来像



湯本地域

- ・湯本
- ・湯本茶屋
- ・須雲川
- ・畑宿
- ・塔之澤 地区



湯本地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現 状

本地域は、首都圏と直結した箱根の東の玄関口として発展してきた地域であり、鉄道やバスなどの利便性が高く、交通ターミナル機能^{*1}を有する箱根湯本駅を中心に、土産物店などの商業施設や町役場等の業務施設が集積する本町の重要な拠点となっています。

市街地は、地域の中央部を流れる早川や須雲川沿いに延び、古くから温泉場として発展するとともに、早川親水護岸や湯坂路（鎌倉古道）など自然散策に適した地域を形成しています。

また、箱根旧街道沿いの畑宿地区においては、観光産業の一端を担う伝統工芸「箱根寄木細工」の工場が集積するなど、多彩な資源を有した地域となっています。

課 題

本町のみならず、県西都市圏域における地域拠点の一つとして、都市基盤施設の整備は着実に進んでいますが、箱根の玄関口としての役割や本来の観光地や温泉場としての特徴を生かしたより一層の都市づくりの充実を図る必要があります。

町に来訪する観光客数が概ね2,000万人を推移するなか、箱根湯本駅周辺における更なる交通安全の確保や災害時の避難誘導などのほか、増加する外国人観光客への対応が課題となっています。

また、生活利便性の高い良好な住居環境にも関わらず流出人口は少なくなく、地域の実情に応じた都市づくりが求められています。



箱根湯本駅

将来像

『清流と湯のまち 心あふれる箱根の玄関口』

国内外から訪れる多くの観光客にやさしく、人々が安心して集うことのできる国際観光地「箱根」の玄関口にふさわしい、おもてなしの心にあふれる地域づくりを進めます。また、本町における中心商業・業務地であり重要拠点としての役割を担っていることから、多様化、高度化する町民や観光客の消費・サービス需要に対応できる地域づくりを目指します。

そして、町民の生活利便に資する適正かつ有効な都市基盤整備や子育て支援体制の充実などを引き続き進めることで、満足度の高い良好な住居環境の維持増進を図るとともに、地域を流れる清流等の地域資源や湯のまちとしての賑わいを生かし、多くの人々が交流する活気に満ちた地域づくりを目指します。

都市基盤整備

道路

- 小田原箱根道路湯本山崎オフランプ*1と周辺町道などの供用を開始し、本地域の更なる交通利便性の向上と良好な住居環境の確保を図ります。
- 現国道1号沿道の安全確保と活性化を図るため、小田原箱根道路への交通の転換状況をみながら、現国道1号の再整備を促進します。
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備を進めます。

下水道・河川

- 山崎地区を中心に第3号公共下水道整備を進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。
- 地域資源である清流に親しむことのできるように、早川の護岸整備を促進します。

水道

- 塔之澤地区における町営水道の未給水区域について、地域住民の意向と採算性を考慮しながら整備を図ります。



早川親水護岸

景観形成

- 箱根の東の玄関口にふさわしい賑わいのある街なみ景観の形成に努めます。



出山鉄橋

その他

観光

- 国内外から訪れる多くの観光客が安心して集うことができるように、観光案内所の充実やハイキングコース指導標の多言語化などを図ります。

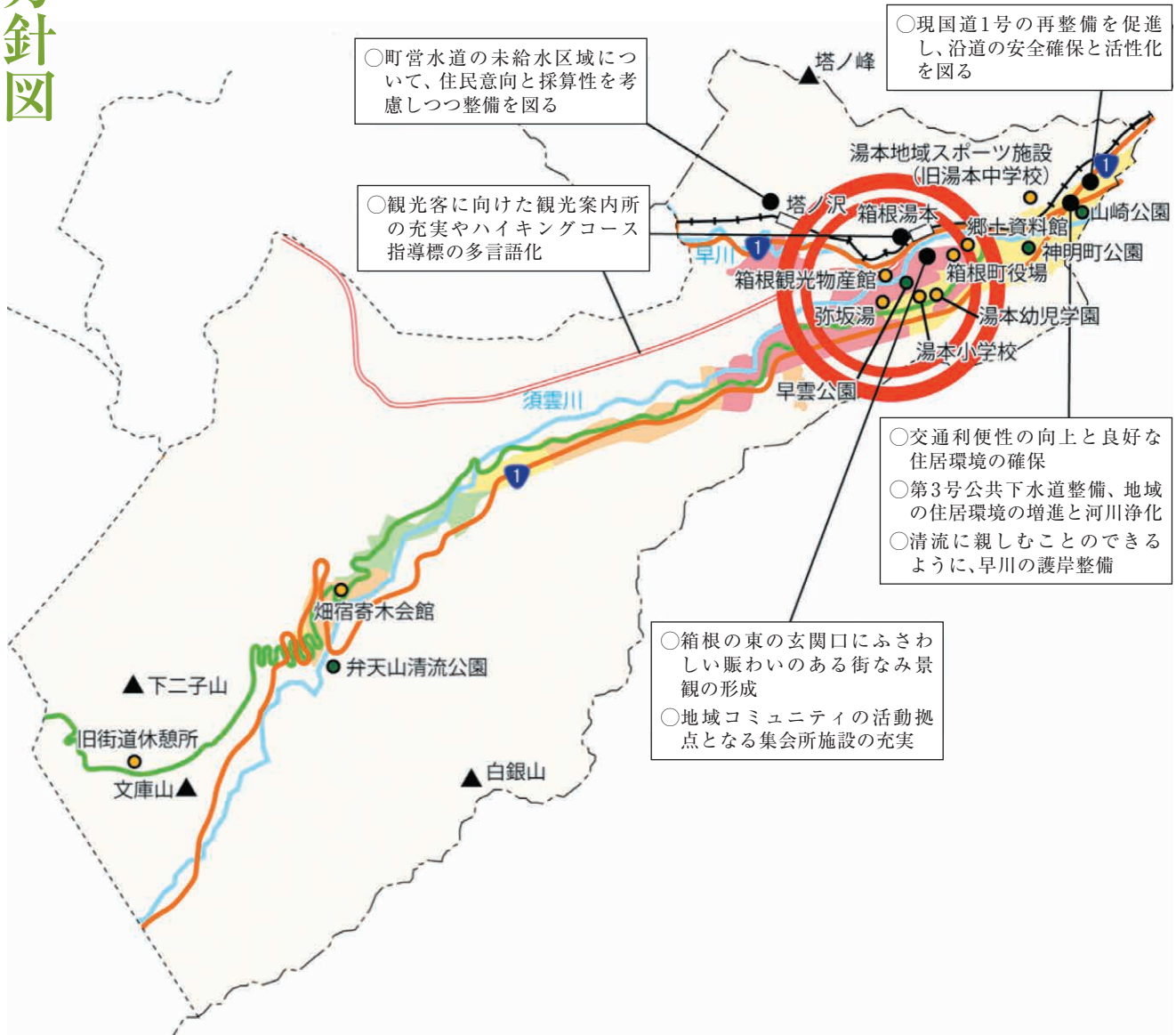
地域コミュニティ

- 自治会などの地域コミュニティの活動拠点となる集会所施設の充実を推進します。



箱根旧街道

方針図



〈地域全体に関する施策〉
○町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備



第1章 箱根町が目指す
都市づくり

第2章 町全体に共通する
都市づくり(全体構想)

第3章 地域ごとの都市づくり
(地域別構想)

第4章 町民を主体とした
都市づくりの実現に向けて

第5章 箱根町はどんなまち

第6章 都市づくりの町民のおもい

資料

温泉地域

- ・大平台
- ・宮ノ下
- ・小涌谷 地区



温泉地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現 本地域は、湯本地域、宮城野地域および箱根地域の結東部にあたる地域であり、国道1号と国道138号が交差し、道路交通の要衝となっている宮ノ下交差点を中心として、3つの特性の異なる温泉保養地から構成されています。

市街地は、早川の溪谷沿いに形成されており、歴史的な重要建造物のリゾートホテルを中心に高級避暑地として発展してきた宮ノ下地区、静寂に包まれた水の里で良質な温泉地である大平台地区、別荘や宿泊施設が数多く点在し、豊かな緑の中の保養地である小涌谷地区があります。

いずれの地区にも箱根登山鉄道の駅があり、交通の利便性は良好で、登山電車のスイッチバックの光景、しだれ桜やアジサイの花、色とりどりの溪谷の景色など、町民と観光客が多彩な景観を楽しむことのできる地域となっています。

課題 社会経済情勢の変化による宿泊施設の閉鎖や高齢化による後継者不足といった問題が、温泉保養地の活力を低下させています。また、人口減少に伴う空き家の増加による街なみ景観の悪化や防犯への対策が必要となっています。

宮ノ下交差点における渋滞は、分散傾向にあるものの、交通の要衝であるがゆえに休日や行楽シーズンには依然として発生しやすい状況となっています。また、狭い生活道路は、散策に向けた路地文化を育む一方で、避難路の確保や住宅建築の際の接道要件などが課題となっています。

坂道が多い地域のため、ユニバーサルデザインを取り入れた、高齢者や子どもなどすべての人にやさしく快適な歩行空間の整備が求められています。



千条の滝の新緑

将来像

『近代日本の歴史が薫る 水と緑の温泉保養地』

豊かな自然や近代日本の歴史が薫る、各々の個性的な街なみにふさわしい景観の形成を図るとともに、本地域特有の路地文化などを生かしながら、町民や国内外から訪れる多くの観光客が交流し、温泉保養地としての活力に満ちた地域づくりに努めます。

また、緑の中の静寂に包まれた良好な住居環境と歩行空間の確保を図るとともに、ハイキングコースなどの整備を進め、人々が自然に親しむことのできる環境の維持に努めるなど、歩く文化が生み出す落ち着いた時間と空間を享受し、人々の心なごむ地域づくりを目指します。

主要な施策の方針

都市基盤整備

道路

- 本町の道路交通の要衝であり、自動車の通行が集中する宮ノ下交差点の改良と渋滞緩和を促進します。
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備を進めます。
- 道路後退用地整備事業の推進などにより、狭あい道路の拡幅整備を図ります。



大平台のしだれ桜

下水道

- 第1号公共下水道整備を一部地域において引き続き進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。



太閤の石風呂

景観形成

- 近代日本の歴史を偲ぶことのできる個性的な街なみにふさわしい景観の形成を図ります。



宮ノ下付近

その他

自然探勝路

- 豊かな自然に親しむことのできる浅間山ハイキングコースなどの維持整備を進めます。

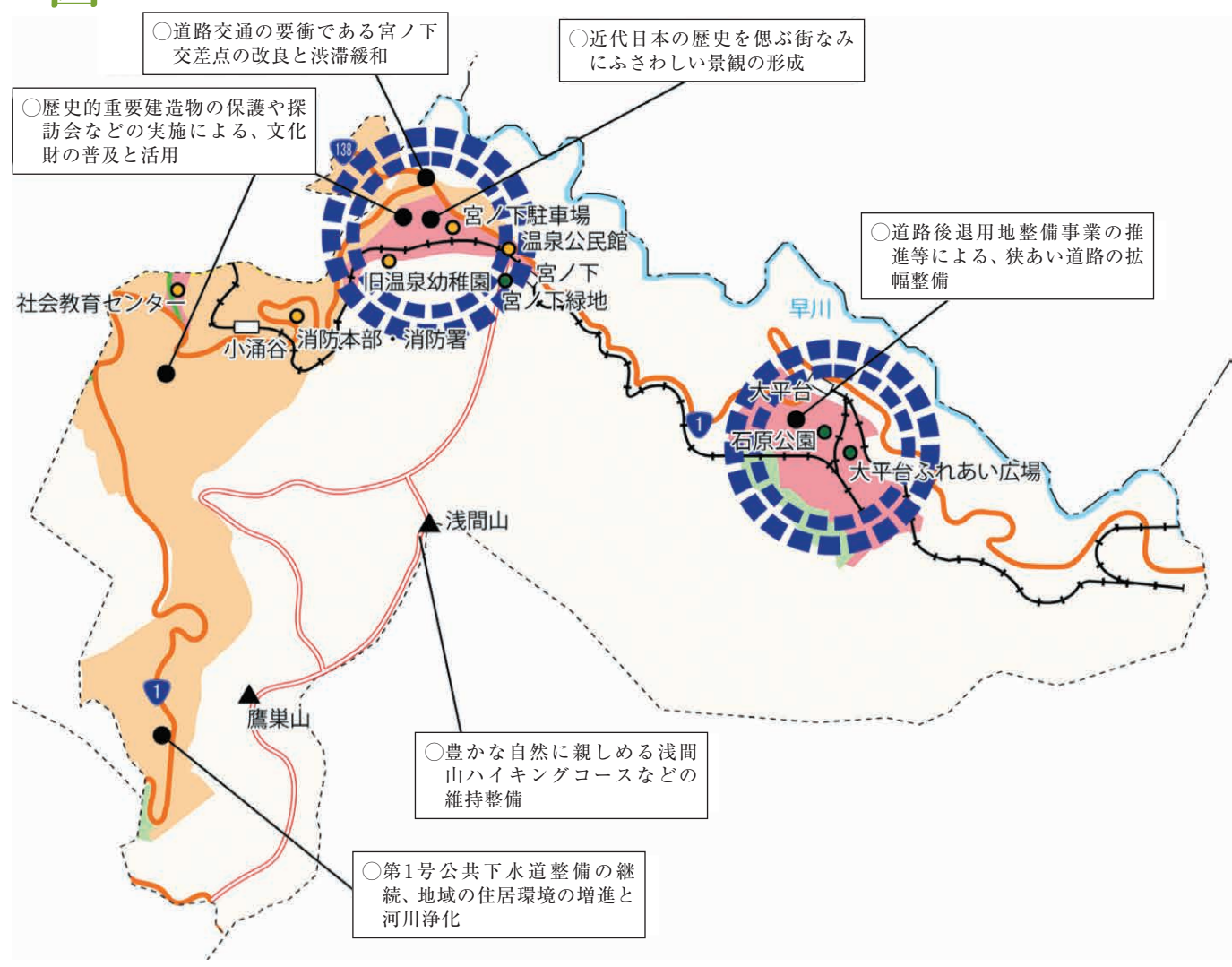
文化財

- 箱根の近代化に関わる歴史的重要建造物の保護や探訪会などを実施し、文化財の普及と活用を図ります。

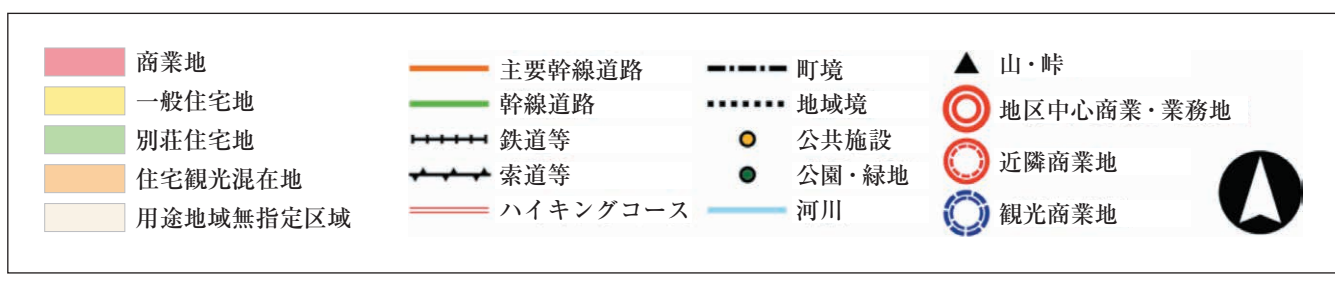


菊華荘

方針図



〈地域全体に関する施策〉
○町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備



宮城野地域

- ・宮城野
- ・強羅
- ・二ノ平 地区



宮城野地域の将来の姿とはどのようなものでしょう。

現 状

本地域は、本町のほぼ中央部に位置しており、土地の高低差が大きく、早川沿いから箱根外輪山（明神、明星ヶ岳）南麓にかけての住宅市街地を中心とした宮城野地区、整然と落ち着いた温泉保養地で良好な交通環境から箱根観光の要衝として発展してきた強羅地区、住宅と文教施設や観光施設が混在するかたちで良好な住居環境が形成された二ノ平地区といった各々に特色のある3つの地区から構成されています。

また、桜や梅をはじめとする四季折々の花、夏のホタルや秋の紅葉、噴気活動がみられる早雲山などの豊かな自然環境や90年を超える歴史を持つ大文字焼等の伝統行事を有し、多様な泉質の温泉とともに多くの人々を魅了する地域となっています。

課 題

3つの地区の間には、土地の高低差や距離があることから地域としての一体感が希薄であり、地区間の連携が十分に機能していない面があるとともに、災害などの発生時には各地区が孤立化してしまうおそれがあります。

また、地区間を結ぶ狭あいな幹線道路はバスの往来などに支障があるとともに、観光客の回遊性や歩行者の安全確保等が課題となっています。

なお、住宅市街地としての土地利用が進む宮城野地区は、公共交通の利便性の向上など満足度の高い住居環境が求められるとともに、他地区に比べ観光的な特色が少ないがゆえに通過点となることが多いことから、地域資源を生かした観光振興の促進が必要となっています。



早川堤の桜

将来像

『多彩な自然と豊かな泉質 心を満たす緑風の里』

各地区の特色を生かしながら、地域内の回遊性や連携を促進することで、一体感のある地域を目指します。宮城野地区については、満足度の高い住居環境の整備を図るとともに、豊かな自然環境を生かした観光地づくりを模索し、強羅地区については、箱根観光の要衝としての交通環境の向上を進めるとともに、整然と落ち着いた温泉保養地としての環境維持を図り、二ノ平地区については、居住地と文教施設や観光施設が近接した優位性を生かすなど、住む人と訪れる人に満足される地域づくりに努めていきます。

都市基盤整備

道路・林道

- 地区間を結ぶ幹線道路の交通の円滑化、安全確保および地域内の回遊性や連携強化を図るため、拡幅整備を促進します。
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備を進めます。
- 地域の利便性向上や災害時の代替ルートとしての活用が望まれている足柄幹線林道の一般車通行規制緩和を促進します。



宮城野園地

公園・緑地

- 宮城野地区早川沿いのさくら並木の保全を図ります。

下水道

- 第1号公共下水道整備を引き続き進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。

砂防

- 噴気活動が続く早雲山の土石流災害の防止を図るため、地すべり対策を促進します。
- 宮城野地区の良好な住居環境の保護を図るため、荒廃が進む瀬戸沢におけるえん堤^{*1}の整備を促進します。



大文字焼

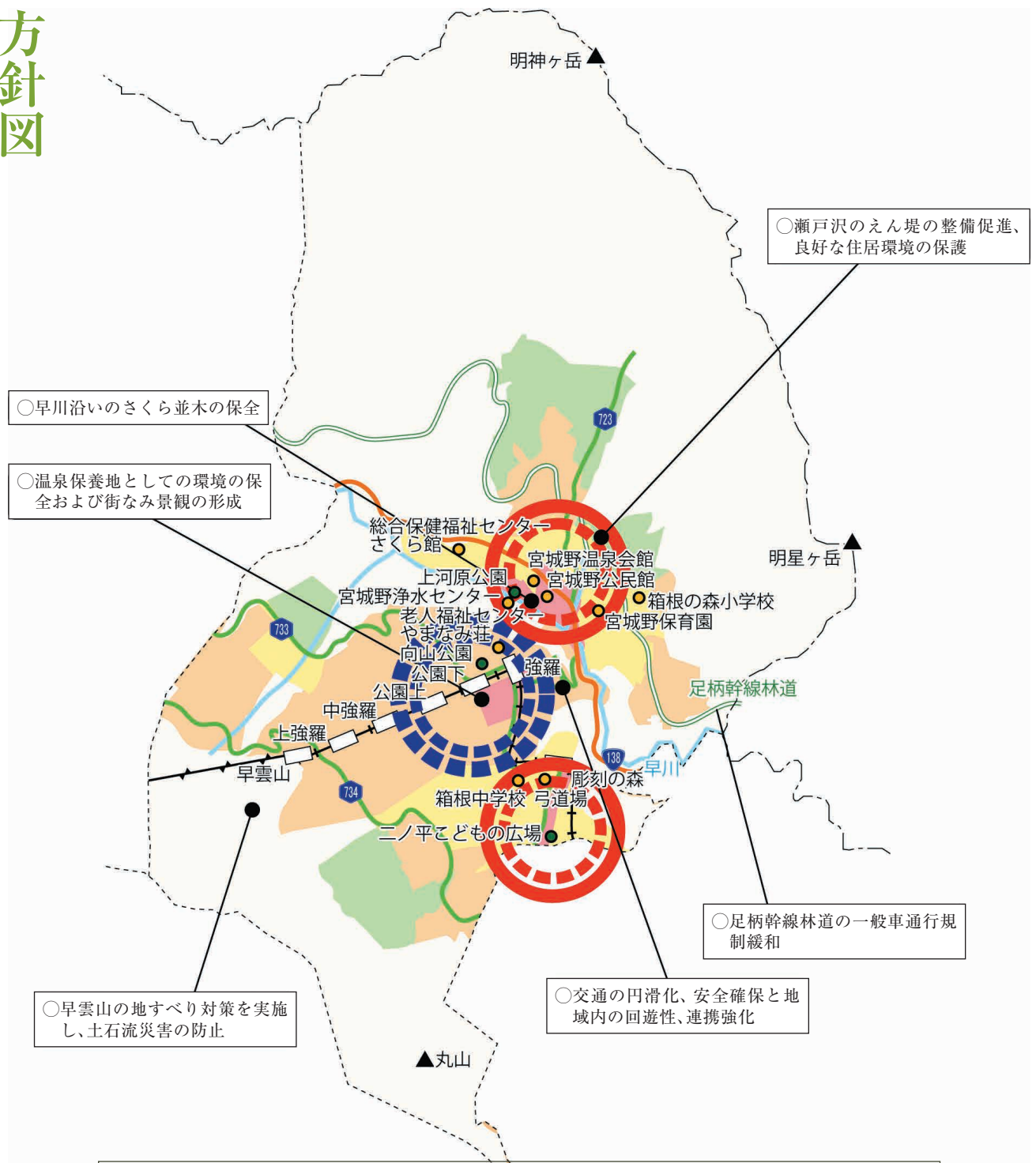
景観形成

- 強羅地区の整然と落ち着いた温泉保養地としての環境の保全および街なみ景観の形成を図ります。



箱根美術館の紅葉

方針図



〈地域全体に関する施策〉

- 第1号公共下水道整備の継続、地域の住居環境の増進と河川浄化
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備



仙石原地域



仙石原地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現 状

本地域は、本町の北西部に位置しており、隣接する静岡県御殿場市とを結ぶ国道138号を經由し、東名高速道路へとつながる箱根の北の玄関口となっています。

豊かな自然環境のもとに、町内で最も広大な平坦地が広がっており、別荘や宿泊・保養施設、美術館などの観光施設、ゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設が集積したリゾートを形成しているとともに、良好な住居環境により町内で最も多くの人口を有している地域です。

また、箱根の中央火口丘と外輪山に囲まれた火口原であることから高原情緒にあふれ、県内唯一の湿原である仙石原湿原や幻想的な景観の仙石原すすき草原、火山の息吹を伝える大涌谷やハイカーに人気を博す金時山など、多くの優れた自然資源を有した地域となっています。

課 題

地域内には、本町の都市活動を支える複数の幹線道路が配置され、主要な観光ルートとして交通量も多いことから、危険箇所の改良や歩道の設置、渋滞緩和への対応などが課題となっているとともに、観光面や災害発生時の対応のために、広域的なアクセス道路^{*1}の整備が急務となっています。

また、平坦で豊かな自然環境のもとに、公園や公共下水道などの都市基盤施設の整備を推進し、子育て世代にも適した遊び場の充実や河川浄化を図る等、さらに良好な住居環境を確保する必要があります。

こうした都市的土地利用や都市基盤整備においては、本地域固有の優れた自然資源への影響を極力小さくするよう努めることが求められています。



長安寺の紅葉

将来像

『四季の自然を楽しむ いこいの高原リゾート』

本町の北の玄関口としての機能拡充のため、新たに広域的なアクセス道路を整備することで、災害発生時の代替ルートの確保と観光振興をはじめとする地域活性化を図っていきます。また、豊かな自然環境や平坦な地形的特性を生かした良好な住居環境を確保するために、優れた自然資源への特段の配慮をしながら、適正かつ有効な都市基盤整備を進めていきます。

そして、住まう人々は雄大な自然を日々感じることで心豊かな生活を享受し、訪れる観光客は高原情緒を感じながら、豊かな自然環境や優れた芸術文化に親しむことで心癒えるような地域づくりを目指します。

自然環境保全

- 仙石原すすき草原や仙石原湿原など本地域固有の優れた自然資源の保全を図ります。

都市基盤整備

道路

- 県道75号すすき草原付近については、町民や多くの観光客が安全に散策できるよう、貴重な自然資源への影響に特段の配慮した歩道整備を促進します。
- 南足柄市と箱根町を連絡する広域的なアクセス道路を整備し、災害発生時の代替ルート確保と観光振興をはじめとする地域活性化を図ります。
- 災害発生時における広域連携や東名高速道路裾野ICからのアクセス道路としての活用などが期待される県道738号(仙石原新田)の整備を促進します。
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備を進めます。



すすき草原

公園

- 多くの人々の憩いの場となっている仙石原公園については、子どもの遊び場としての機能を強化し、親子で楽しむことのできる子育て環境の充実を図ります。

下水道・河川

- 第2号公共下水道整備を引き続き進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。

砂防

- 火山活動が活発な大涌沢の土石流災害の防止を図るために、地すべり対策を引き続き促進します。

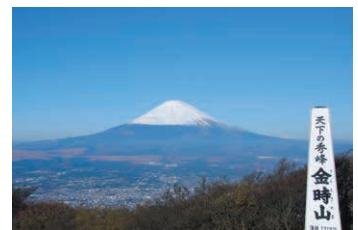
景観形成

- すすき草原をはじめとする優れた自然景観を保全するとともに、高原情緒あふれる落ち着いた街なみ景観の形成を図ります。

その他

自然探勝路

- 豊かな自然に親しむことのできる金時山ハイキングコースなどの維持整備を進めます。



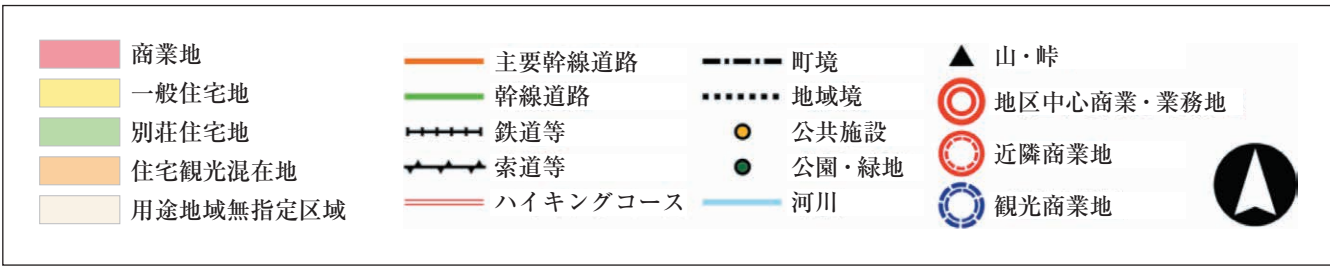
金時山からの富士山

方針図



〈地域全体に関する施策〉

- 優れた自然景観の保全と、高原情緒あふれる落ち着いた街なみ景観の形成
- 第2号公共下水道整備の継続、地域の住居環境の増進と河川浄化
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備



箱根地域

- ・元箱根
- ・箱根
- ・芦之湯 地区



箱根地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現 本地域は、本町の南西部に位置し、富士を映す名鏡芦ノ湖や美しい山なみを中心とした四季折々の優れた自然景観を有し、日本を代表する自然の風景地の一つとして、箱根観光の一大拠点となっています。

状 市街地は国道1号と芦ノ湖畔に沿って形成されており、箱根神社の門前町として栄えた元箱根地区、東海道の宿場町として発展してきた箱根地区、古くからの湯治場である芦之湯地区にて構成され、今も昔も多くの人々が集い、交流する地域となっています。

また、中世の地蔵信仰を物語る石仏群、江戸時代の文人墨客が集った東光庵、東海道の要衝であった箱根関所と旧街道杉並木や石畳などの歴史的文化遺産は、往時の風情を偲ばせながら背景に広がる自然景観とともに多くの人々を魅了しており、本地域の重要な要素となっています。

さらに、今日においては東京箱根間往復大学駅伝競走(箱根駅伝)の往路ゴール

地として知名度を高めたり、芦之湯温泉が国民温泉保養地として県内第1号の指定を受けるなど多彩な資源を有した地域となっています。

課 国際観光地「箱根」を象徴する優れた自然景観と多数の歴史的文化遺産を有する地域です。地勢的には町内で最も標高が高く、他地域と比較して生活利便性に格差があることは否めず、特に冬季の凍雪害に対する道路交通網や歩行空間の確保などといった自然災害への対策が必要となっています。こうした住居環境の影響もあり、少子高齢化の進行がみられることから、地域活力や地域コミュニティの維持が課題となっています。

題 また、観光客の滞在時間の短時間化といった問題へ対応するために、地域内の回遊性の確保やより一層の地域資源を生かした都市づくりが求められています。



箱根関所と芦ノ湖

将来像

『歴史と伝統文化が息づく 湖畔の交流空間』

本地域固有の優れた自然景観や歴史的文化遺産などの地域資源を有効に活用するために、門前町、宿場町、湯治場として発展してきた各々の歴史的背景に応じた街なみ景観の形成を図るとともに、地域内の回遊性を高めることで、箱根観光の拠点としての魅力を深め、地域活力の増進に努めていきます。

また、自然環境の保全と住居環境の向上を図るための公共下水道整備、地域における交通利便性を確保するための道路整備や冬季における凍雪害対策を重点的に行うなど、住まう人と訪れる人が安心して集い、安らげる地域づくりを目指します。

主要な施策の方針

都市基盤整備

道路

- 凍雪害対策強化のために芦之湯基地の整備を促進します。
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備を進めます。

下水道

- 第2号公共下水道整備を引き続き進め、地域の住居環境の増進と芦ノ湖の水質環境保全を図ります。

温泉

- 地域の温泉需要に応える町営温泉の安定供給を図ります。



芦ノ湖畔(元箱根湾)



箱根旧街道杉並木

景観形成

- 門前町や宿場町としての歴史を生かした街なみ景観の形成を図ります。

その他

地域資源活用

- 阿字ヶ池を含めた周辺整備を行うことにより、地域資源を生かした芦之湯地区の活性化を図ります。

自然探勝・歴史探訪

- 往時の風情を偲ぶことのできる箱根旧街道石畳ハイキングコースなどの維持整備を進めます。

文化財保護・有効活用

- 江戸時代の東海道の面影を残す国指定史跡箱根旧街道杉並木の保護を図ります。
- 鎌倉古道などの既存の散策路を生かして地域内の回遊性を高めることにより、各地区固有の歴史的文化遺産の有効活用と地域活性化を図ります。

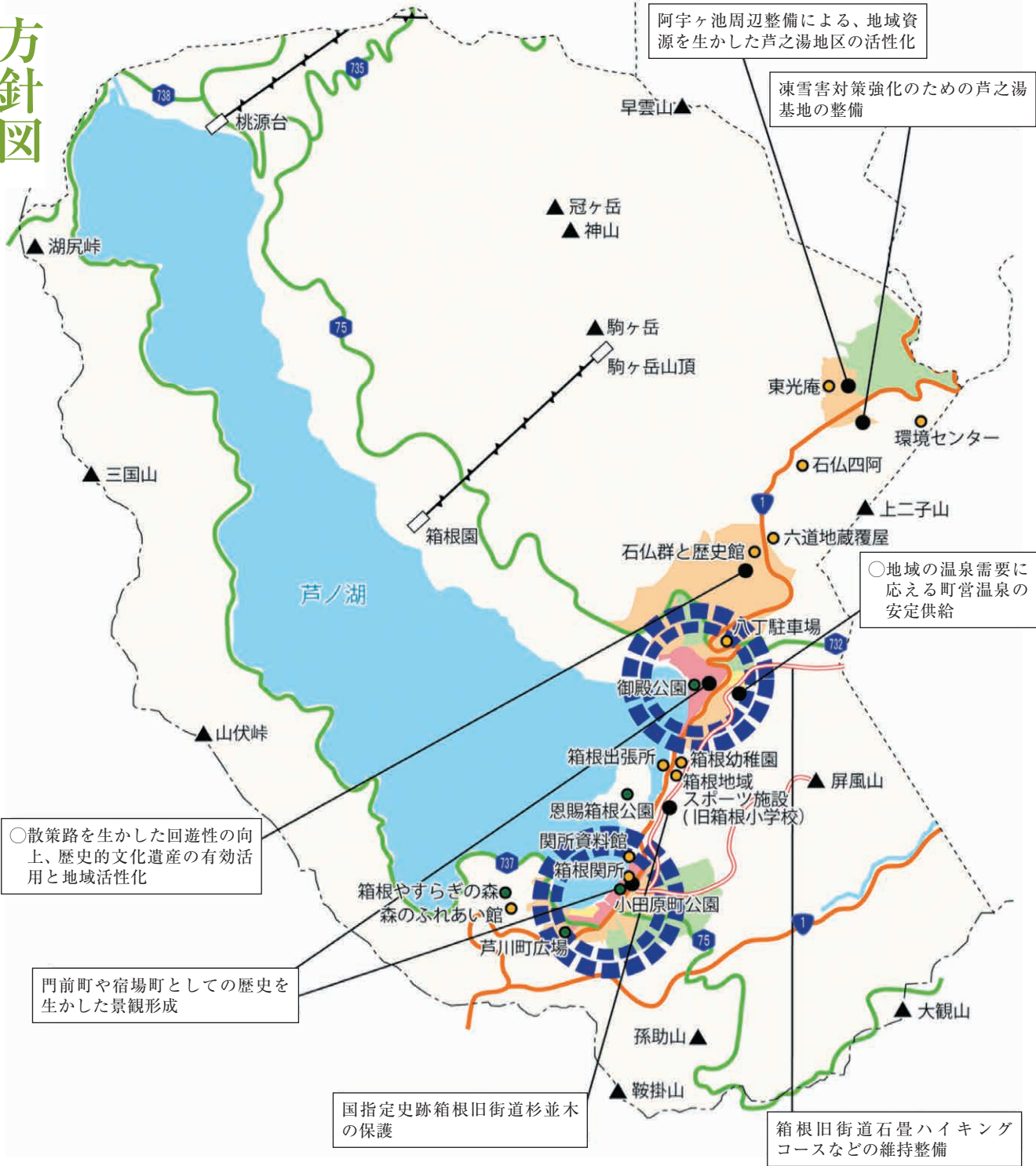


六道地藏



箱根神社

方針図



〈地域全体に関する施策〉

- 第2号公共下水道整備の継続、地域の住居環境の増進と芦ノ湖の水質環境保全
- 町民と観光客の安全確保と利便性に資する町道整備



第3章のまとめ

地域別構想を地域のあるべき将来像を実現するための「みちしるべ」とし、町内5地域毎に将来像を掲げました。

これらの将来像を具現化するため、都市基盤整備、自然環境保全、景観形成などの観点から施策展開を図ります。

1 地域別構想の役割と 地域づくりの考え方

地域別構想は、各地域がもつ固有の風土や歴史文化などの資源を生かし、地域のあるべき将来像を実現するための「みちしるべ」となるものです。

町民が主体的に策定作業に取り組むことで、町民主体の地域づくりの推進と町との協働による地域づくりの下地づくりに努めました。

2 湯本地域の将来像

将来像 『清流と湯のまち
心あふれる箱根の玄関口』

- ①「箱根」の玄関口にふさわしい、おもてなしの心にあふれる地域づくりを進めます。
- ②中心商業・業務地の重要拠点としての地域づくりを目指します。
- ③地域資源などを生かし、交流と活気に満ちた地域づくりを目指します。

3 温泉地域の将来像

将来像 『近代日本の歴史が薫る
水と緑の温泉保養地』

- ①自然や近代日本の歴史など、個性豊かな街なみにふさわしい景観形成を図ります。
- ②路地文化などを生かし町民・観光客が交流した温泉保養地として地域づくりを進めます。
- ③落ち着いた時間と空間を享受し、心なごむ地域づくりを目指します。

4 宮城野地域の将来像

将来像 『多彩な自然と豊かな泉質
心を満たす緑風の里』

- ①各地区の特性を生かし、地域内の回遊性や連携を促進し、一体感のある地域を目指します。
- ②【宮城野】満足度の高い住環境の整備、豊かな自然環境を生かした観光地づくり
- ③【強羅】交通環境の向上、温泉保養地としての維持
- ④【二ノ平】近接する居住地、文教・観光施設などによる、住んで・訪れて満たされる地域づくり

5 仙石原地域の将来像

将来像 『四季の自然を楽しむ
いこいの高原リゾート』

- ①災害対応、観光振興の観点から広域アクセス道路を整備します。
- ②自然資源に配慮し、適正かつ効果的な都市基盤整備を進めます。
- ③豊かな自然環境、優れた芸術文化に親しみ心癒える地域づくりを目指します。

6 箱根地域の将来像

将来像 『歴史と伝統文化が息づく
湖畔の交流空間』

- ①門前町、宿場町、湯治場の歴史的背景に応じた街なみ景観を形成します。
- ②地域内の回遊性を高めることで、箱根観光の拠点として魅力を深め地域活力を増進します。
- ③住まう人、訪れる人が安心して集い、安らげる地域づくりを目指します。

第4章

町民を主体とした 都市づくりの実現へ向けて



塔之澤の紅葉

第4章のポイント

本章では、町民主体の都市づくりに向け、その考え方や具体的な取組、さらには町民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、プランを着実に推進するための環境づくりや町民参加による進行管理についてまとめています。

第4章インデックス



宮ノ下交差点付近

1 町民主体の都市づくり

P79

2 都市計画マスタープランの着実な推進

P85

1 町民主体の都市づくり



駅伝の碑

1 町民主体の都市づくりの考え方

これからの都市づくりは、地域に住んでいる町民が、地域の特性に応じたきめ細かな課題に主体的に取り組み、主役として推進することが大切です。

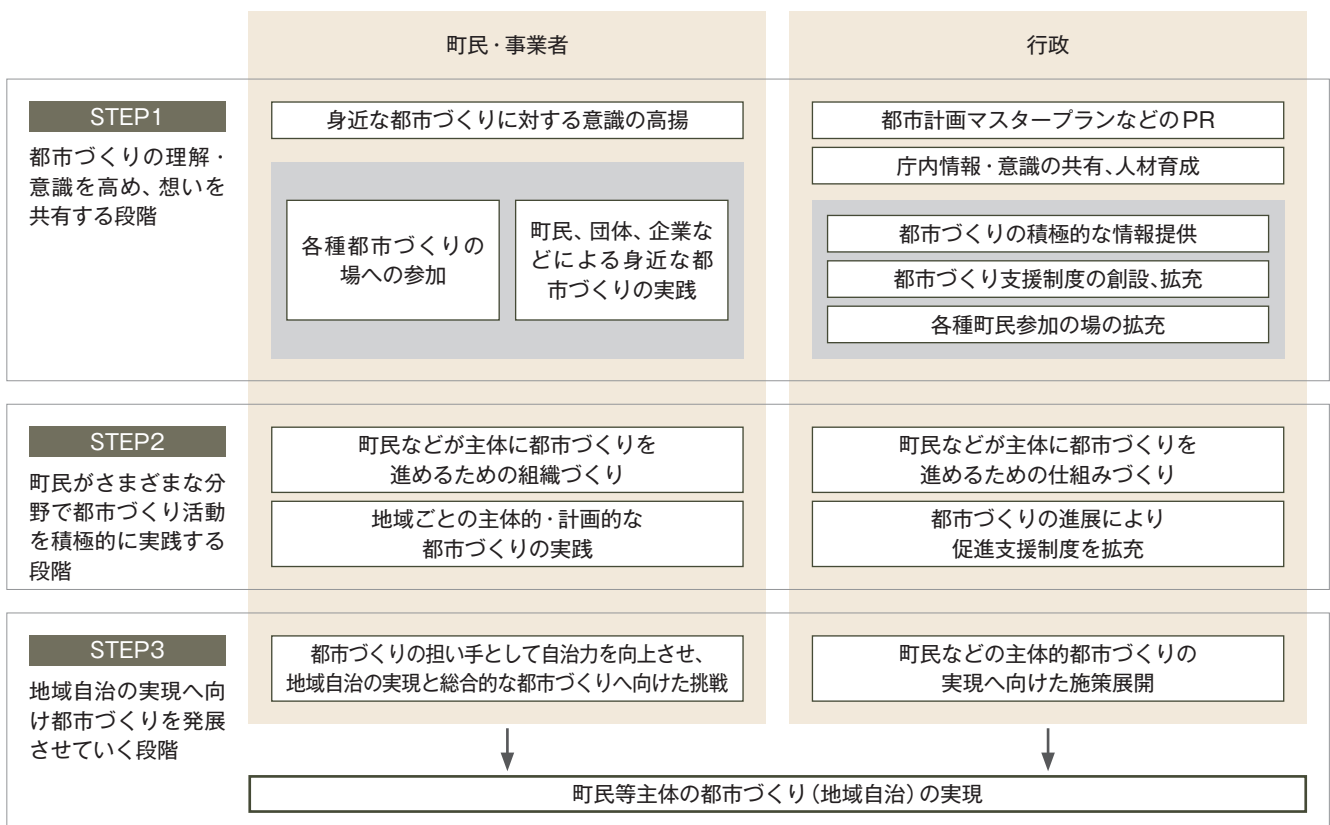
そこで、第3次都市計画マスタープランにおいて都市づくりの課題としている「防災力の強化」、「住居環境の維持向上と地域コミュニティの再構築」、「超高齢社会への対応」、「観光地としての魅力の向上」、「自然環境の保全」、「景観の保全と形成」、「町民参加の都市づくり」、「近隣の県、市町との連携」をさまざまな立場や分野との連携・協働により取り組むことが重要です。

2 段階的な取組

町民が主役となり都市づくりを効果的・計画的に進めるため、3つのステップにより段階的に取り組みます。

都市づくりへの理解を深め、想いを共有する段階(STEP1)、町民がさまざまな分野で都市づくり活動を実践する段階(STEP2)、(仮)都市づくり協議会など地域単位での都市づくり段階(STEP3)とし、町民、事業者、行政が継続的に取り組みます。

都市づくりの段階的な進め方のイメージ



3 町民、事業者、行政の役割分担の明確化

都市づくりを、多様な主体の協働によって進めるためには、地域に住む人々が自分たちの地域であるという強い意識と自覚のもと、将来像の実現に向けて、行政とさまざまな分野で相互に協力することが重要です。

本町では、計画を推進するにあたり、町民、事業者と行政の役割分担を明確にし、協働で都市づくりに取り組んでいきます。

町民・事業者、行政の役割

	主体	内容
STEP1	町民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●都市づくりの意味と必要性の理解 ●ボランティア、地域活動などへの積極的な参加 ●宅地内の緑化や生垣、清掃など周辺環境への配慮 ●土地利用や景観形成の方針に遵守した開発・建築 ●パブリック・コメントなどによる提言 ●町民相互の意見交換の場の創設 ●企業活動を通じた都市づくりへの取組
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画マスタープランのPR、情報発信（ホームページや回覧などによる情報発信） ●都市づくり懇談会などによる事務事業の実施予定と結果の報告、意見交換 ●町民など、都市づくり活動に対する技術的、経済的支援（アドバイザーの派遣、景観修景に係る助成など） ●都市づくり学習機会の創設 ●庁内情報の共有と人材の育成 ●都市づくり、景観形成などのモデル地区等による先導的取組
STEP2	町民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体のネットワーク化と都市づくりの積極的な推進（地域整備協議会などの組織） ●地域コミュニティの再生と都市づくりのルール化 ●地域における都市づくり計画の作成と提案
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●各種制度を活用した都市づくりの促進（都市計画提案制度、地区計画、建築協定など） ●地区、地域の都市づくりに係る提案制度創設（町独自制度） ●専門家体制の構築（大学、NPO、コンサルタントとの連携）
STEP3	町民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における都市づくりの拡充 ●新たな手法による都市づくりの展開（「パブリック・マネジメント*1」、「新たな公」など） ●地域自治による都市づくりの推進
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における都市づくりの拡充へ向けた積極的な施策展開 ●各種都市づくり手法の情報提供と促進 ●地域自治による都市づくりの推進

4 「町民が主役の都市づくり」を支える環境づくり

「町民が主役の都市づくり」を実現するためには、町民が積極的に身近な都市づくり活動を実践できる環境を整え、その活動を波及させながら、身近な都市づくり活動が町内全体に浸透していくことが重要です。

① 地域・地区ごとのルールづくり

都市づくり情報の提供・発信や助言を行うほか、必要に応じ都市づくりに係る講習会などの開催や都市づくりの専門家を派遣するなど、町民の主体的な都市づくり活動を支援していきます。

また、身近な地域や地区の将来像を町民自らが考え、土地利用や建築の独自基準、景観づくりなどに関するルールづくりに取り組む環境を整えます。

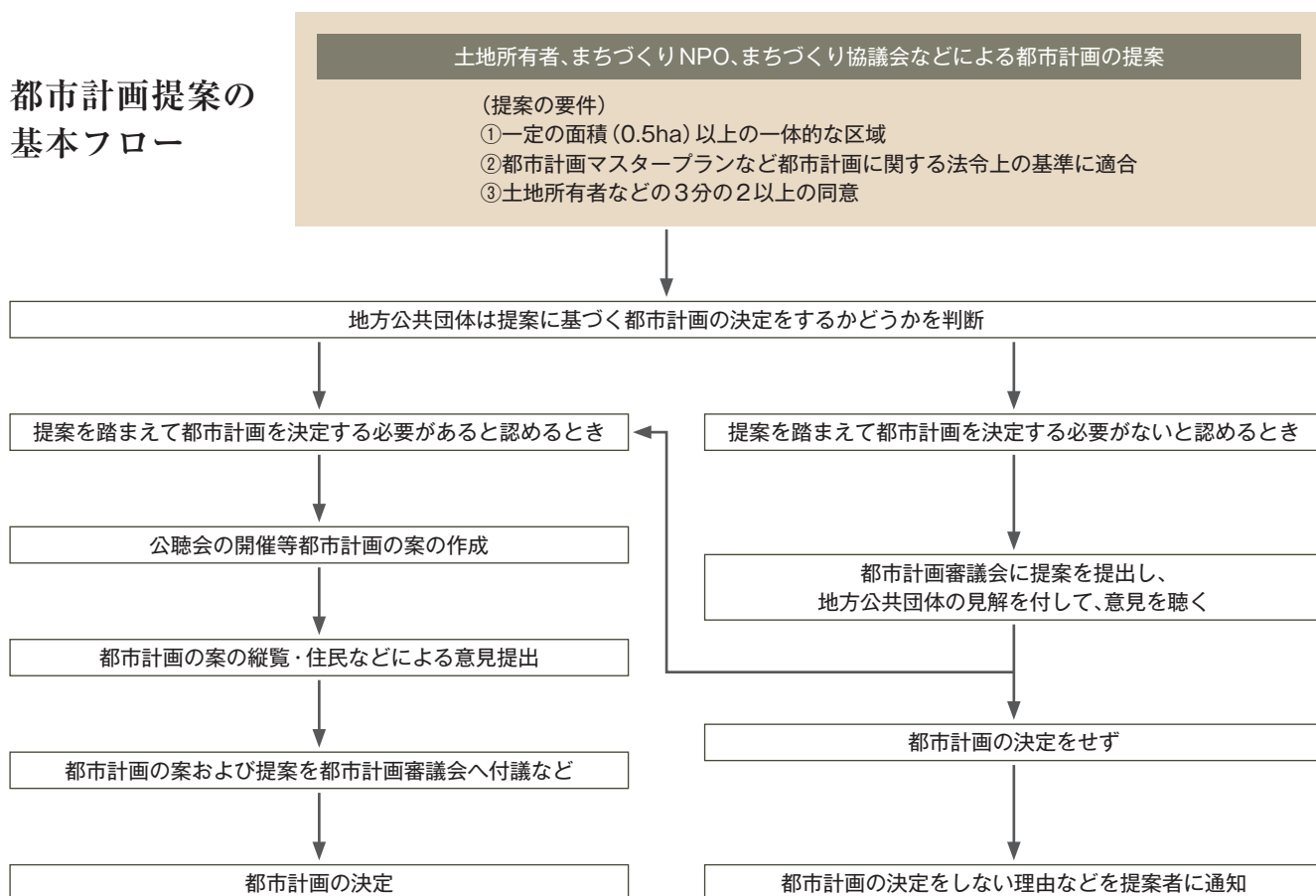
② 各種制度の活用

土地利用や建築行為の規制・誘導など、身近な視点から生活環境を高めるため、町民や関係者の理解と合意形成を得ながら、必要な各種法制度の活用を図ります。

ア 都市計画提案制度(都市計画法)

都市計画の提案制度は、地域住民などのまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設され、一定の要件を満たす場合には、土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等は地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができるというものです。

都市計画提案の 基本フロー



イ 地区計画(都市計画法)

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める、「地区計画レベルの都市計画」です。地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、町民等の意見を反映して、街なみ等その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。

地区計画で定められるまちづくりのルール

1. 地区施設(生活道路、公園、広場、遊歩道など)の配置
2. 建物の建て方や街なみのルール(用途、容積率*1、建ぺい率*2、高さ、敷地規模、セットバック*3、デザインなど)
3. 保全すべき樹林地など

ウ 建築協定制度(建築基準法)

建築協定制度は、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準(建築基準法による最低基準を超えた高度な基準)に関する一種の契約を締結するときに、公的主体(特定行政庁)がこれを認可することにより、契約に通常の契約には発生しない第三者効*を付与して、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度です。

*契約当事者以外の第三者が当該契約の目的となっている土地などを取得したときに、当該第三者をも拘束する効力。

● 制度の内容

建築協定として締結できる内容は、その区域内における建築物の「敷地」「位置」「構造」「用途」「形態」「意匠」「建築設備」に関する基準のほか、協定の目的となっている土地の区域、協定の有効期間、協定違反があった場合の措置となります。

協定の内容は、当然ながら、建築基準法の規定に違反するものであってはならず、また、土地や建築物の利用を不当に制限するものであってはなりません。

● 建築協定の対象地域

建築協定の対象地域は、区市町村が条例で定める区域内に限られます。

● 建築協定の要件

建築協定を締結するためには、原則として、区域内の土地所有者、借地権者の全員合意(借地については、借地人のみの合意)に基づき、特定行政庁の認可を受けることが必要です。

● 建築協定の効果

建築協定は、建築物の用途形態などに関する土地所有者等の自主的協定です。

協定の締結後は、新たな土地所有者なども協定の内容に拘束されます(第三者効)。

エ 景観協定(景観法第81条)

一定の区域に住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、地域の状況に応じて、自ら建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化等についてのルールを定め、良好な景観の形成に関する協定を結ぶことができる制度です。協定の締結には、協定区域内の土地所有者などの全員の合意が必要です。

*1 容積率…建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。

*2 建ぺい率…建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。

*3 セットバック…敷地に接している道路が建築基準法に基づいた道路(4m幅)に満たない場合は、敷地の一部を道路として提供することで道路幅4mを確保すること。

景観協定に定める内容など

1. 協定の目的となる土地の区域
2. 良好な景観形成のための必要な事項(建築物の形態意匠などの工作物、緑化、屋外広告物等に関する基準等)
3. 有効期間
4. 協定に違反した場合の措置

オ 緑地協定制度(都市緑地法第45条、54条)

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

関係者で話しあいを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上するメリットがあります。

緑地協定に定める内容など

1. 協定の種類
 - 45条協定(全員協定) 既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者などの全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるものです。
 - 54条協定(一人協定) 開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者などが存在することになった場合に効力を発揮します。
2. 目的となる土地の区域
3. 緑化に関する事項(保全または植栽する樹木などの種類・場所、かきやさくの構造等)
4. 有効期間
5. 協定に違反した場合の措置

カ エリアマネジメント

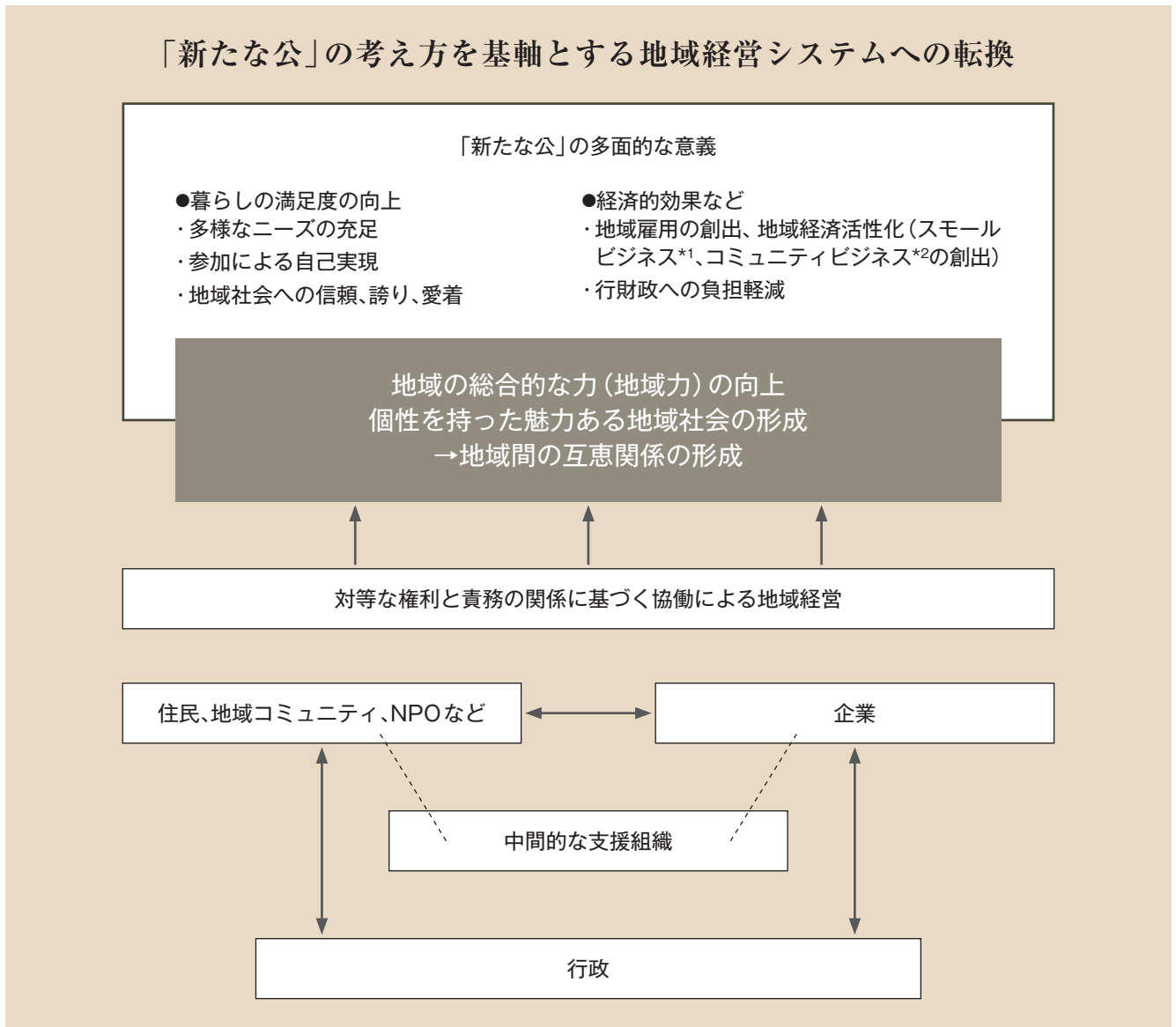
地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組のことで、個人活動や従来の行政サービスによっては得られにくい、地域による地域全体の公益的な価値を創造する取組といえます。

エリアマネジメントの特徴

1. 「つくること」だけでなく「育てること」
維持管理・運営(マネジメント)の方法までを考え、行うこと
2. 行政主導ではなく、住民・事業主・地権者などの地域の担い手が主体的に地域づくりを進めること
3. 多くの住民・事業主・地権者などが関わりあり、必要に応じて行政や専門家・他の組織等と進めていく
4. 一定のエリアを対象にしている

キ 新たな公

国土形成計画（平成20（2008）年7月閣議決定）において、今後の地域経営の機軸となるべきものと位置付けられているもので、行政が提供していたサービスを行政に代わって提供していく、というだけではなく、従来行政が行ってこなかったような公共的な仕事（過疎地有償運送など）を行っていくもの、さらには、もともと民間の仕事であったものに公共的な意味を与えて提供するもの（空き店舗を活用した活性化活動等）等、多様な活動に係る「担い手」となるものです。



箱根路森林浴ウォーク

*1 スモールビジネス…小資本、少人数の起業スタイルで、人材派遣、ソフト開発などを行う優良な中小企業やベンチャー企業のこと。

*2 コミュニティビジネス…地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。地域課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会・就業機会を拡大する効果があり、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化、地域コミュニティの再生などの効果が期待されている。また、活動主体たる地域住民にとっては、社会活動へ参画することで自己実現を図ったり、生き甲斐を得る機会となる。

2 都市計画 マスタープランの 着実な推進

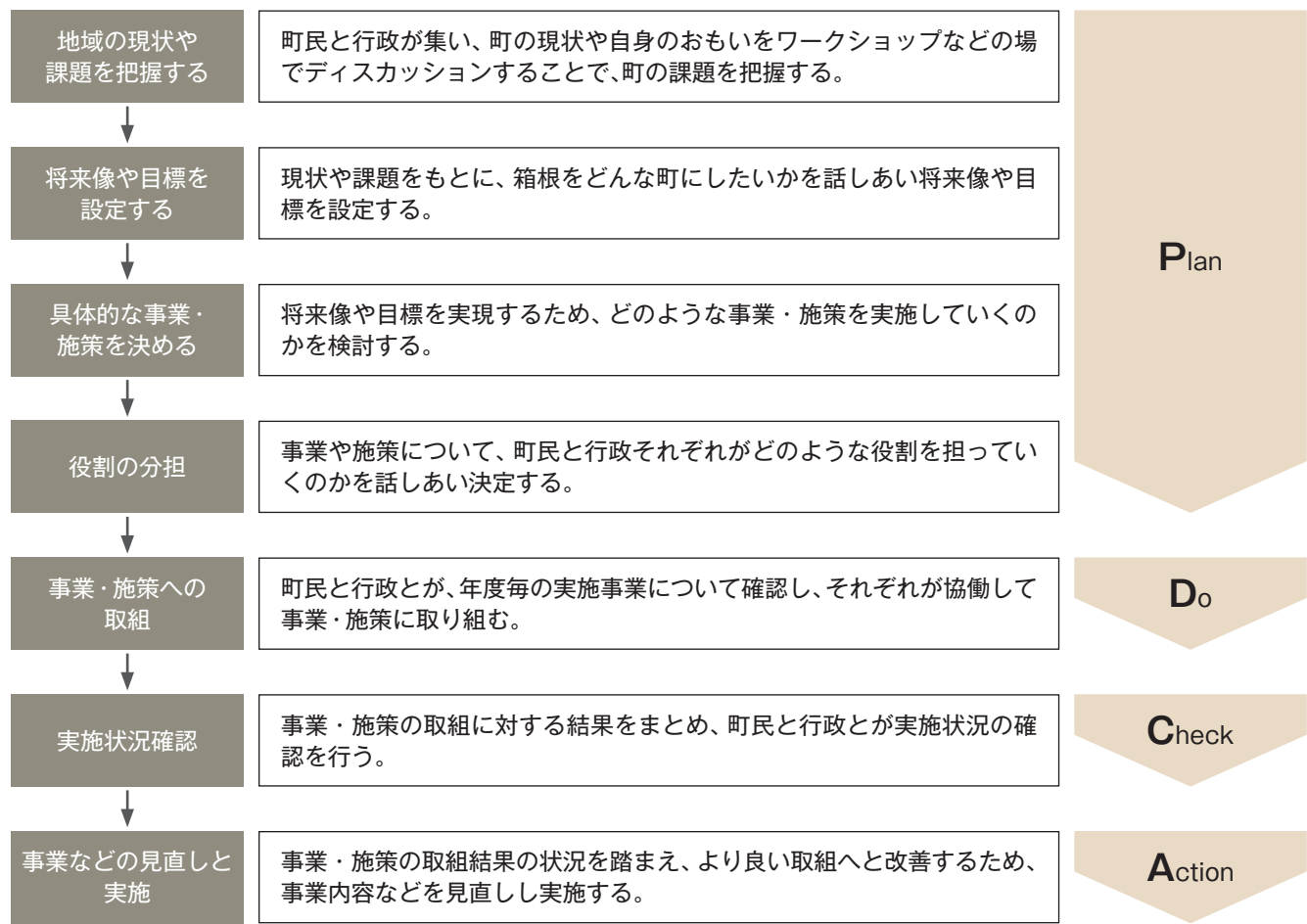


箱根ロープウェイからの紅葉

1 都市計画マスタープランの進行管理

目指すべき都市の将来像を実現するためには、本計画に基づいた息の長い取組が必要です。
そのため、事業や施策の進捗状況を適切に評価・解析するとともに、PDCAサイクル^{*3}の考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めます。

都市づくりの進行管理



2 マスタープランの見直し

計画年次の途中段階であっても、社会経済情勢や社会環境に大きな変化があった場合、都市構造に大きな影響を与える事象が生じた場合など、必要な状況に応じて本計画も適宜見直しを行っていきます。

*3 PDCA サイクル…Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する政策のマネジメントサイクル。

第4章のまとめ

町民主体の都市づくりを進めるため、町民、事業者、行政の役割分担を明確にし、3つのステップにより段階的に推進します。

また、地域・地区ごとのルールづくりなど町民主体の都市づくりを支える環境整備に努めるとともに、町民参加のもと、適切な進行管理に努めます。

1 町民主体の都市づくり

これからの都市づくりは、地域に住んでいる町民が、地域の特性に応じたきめ細かな課題に主体的に取り組み、主役として推進することが大切です。

2 役割分担の明確化と段階的な取組

本町では、町民が主役の都市づくりを効果的・計画的に進めるため、3つのステップにより段階的に計画を推進し、町民、事業者と行政の役割分担を明確にして協働で都市づくりに取り組んでいきます。

3 町民主体の都市づくりを支える環境づくり

町民が積極的に都市づくり活動を実践できる環境を整え、町内全体に浸透させることが重要です。そのため地域・地区ごとのルールづくりに取り組むほか、都市計画提案制度や地区計画、景観協定や新たな公など身近な視点から生活環境を高める各種法制度の活用を図ります。

4 都市計画マスタープランの進行管理

目指すべき都市の将来像を実現するために、事業や施策の進捗状況を適切に評価・解析するとともに、PDCAサイクルの考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めます。

第5章

箱根町はどんなまち



すすぎ草原山焼き

第5章のポイント

本章では、本来プラン策定の前提条件と考える本町の歴史や自然、気象、人口などの推移、産業構造、そして土地利用や各法規制等、「まちのあゆみ」や「まちの特性」を踏まえながら、都市づくりの留意点をまとめています。

第5章インデックス



二十五菩薩

1 まちのあゆみ

P91

2 まちの特性

P92

1 まちのあゆみ



箱根旧街道休憩所

箱根町には、どんな歴史があるんだろう。

美しい三重式火山の箱根山は、約40万年前から始まった火山活動が何度も噴火を繰返し、長い年月をかけて形成されました。約3000年前に水蒸気爆発を起こした神山の土砂が早川をせき止めて芦ノ湖が誕生し、さらにその後の噴火で冠ヶ岳や大涌谷が形成され、現在の地形となりました。

鎌倉時代になると、この険峻な箱根山を越える道が開かれ、湯本から湯坂山や鷹巣山などの尾根筋を通る湯坂路が使用されました。しかし江戸時代になり、箱根越えの道が湯本三枚橋を渡り、畑宿を経由して谷筋に登るルートに変更されると、五街道のひとつ、東海道として石畳や杉並木、一里塚が整備され、箱根宿が設置されました。元和5(1619)年に芦ノ湖畔に設置された箱根関所は、四大関所の一つとして重要視され、いわゆる「入鉄砲に出女」のうち、「出女」の監視を厳重に行いました。また、同じ時期に箱根七湯と総称された湯本をはじめとする七つの温泉場が栄え、湯治客や伊勢参詣などの旅人で賑わうようになりました。



明治時代の箱根宿

明治時代になり、関所制度や宿駅制度が廃止されると温泉場の人々が中心となってインフラ整備が進められました。早くから外国人観光客が訪れるようになり、明治37(1904)年に箱根七湯と芦ノ湖畔を結ぶ車道(人力車道)が整備されると、次第に箱根は国際的にも人気の高い、風光明媚な避暑・保養地となりました。

大正8(1919)年に日本初の登山電車として箱根登山鉄道が箱根湯本から強羅まで開通し、第二次世界大戦後に日本経済が高度成長期を迎えると、昭和25(1950)年に小田急電鉄が箱根湯本

まで乗り入れたのをはじめ、全山で道路網やさまざまな交通機関が飛躍的に発達しました。併せて旅館やホテルなどの宿泊施設や、ゴルフ場などのレジャー施設も充実したことで、箱根は国内外から多くの観光客が訪れる、日本の代表的国際観光地としてその地位を築き、現在に至っています。

昭和11(1936)年に現在の箱根町のほぼ全域が「富士箱根国立公園」に指定され、その後、昭和30(1955)年に伊豆半島地域、昭和39(1964)年に伊豆諸島地域が追加されて現在の「富士箱根伊豆国立公園」となり、80年という長い歴史を持つ国立公園となっています。



昭和初期の塔之澤

2 まちの特性



駒ヶ岳からの景色

箱根町のさまざまな特性を紹介します。

1 位置と地勢

本町は、神奈川県南西部に位置し、東京から約80kmの距離にあります。北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県3市2町（御殿場市、裾野市、三島市、小山町、函南町）と接しています。

町域の大部分は、高原と山岳地帯からなり、隣接市町とは地形的に隔てられています。地勢は、箱根火山によって形成されたカルデラ地形を呈しています。その地形は複雑をきわめ、河川、湖沼、草原などを配した一大自然美が展開され、東京から近いという距離にあることから、とりわけ首都圏からの訪問客が多いという要件となっています。



2 植生

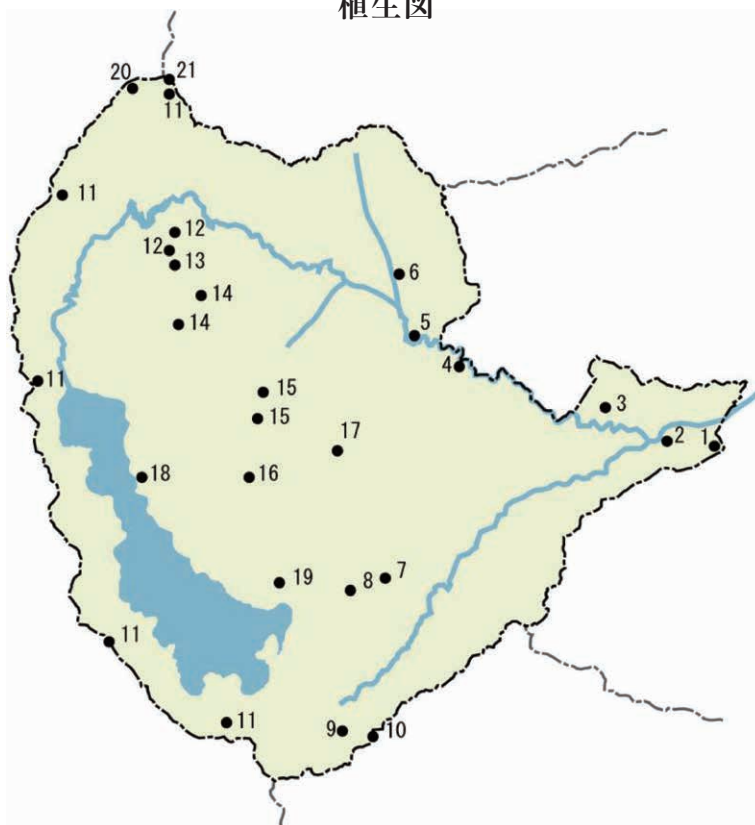
本町は、大部分が急峻な山地ですが、地形的変化が豊かであるため、植生も多様なものとなっています。植生帯はシイ帯からブナ帯にわたり、境界は標高700～800m前後にあります。

多様な地形を反映した自然植生が多く分布しており、代表的なものとして、山頂付近や斜面の風衝植物*1群落、標高800m以上でみられるブナ林、標高100～500m付近に残る常緑広葉樹林(シイ・カシ林)、平地で群生する草原性植物や湿原性植物などがあります。

本町の特徴的な植物としてはハコネバラ(サンショウバラ)、ハコネギク、ハコネグミ、ハコネコメツツジ、ムラサキツリガネツツジなどが代表的なものとしてあげられます。これらは箱根山系を中心とした関東西部の山岳地帯周辺にしかみられません。

自然の遷移や、急速な開発、乱獲、シカによる食害などにより、減少ないしは消滅した植物も少なくありませんが、本町では、山焼きや低木の伐採などで草原や湿原の保護を図っています。

植生図



- | | | |
|-------------------|--------------------------|----------------------|
| 1 山崎のケヤキ林 | 9 大観山のブナ林 | 16 ハコネバラ(サンショウバラ) |
| 2 早雲寺の社叢林(町・県指定) | 10 奥湯河原のモミ林 | 17 湯ノ花沢のミズスギ群落 |
| 3 塔之沢の常緑広葉樹林 | 11 箱根外輪山のハコネダケ群落 | 18 芦ノ湖畔の落葉広葉樹林 |
| 4 宮ノ下の常緑広葉樹林 | 12 箱根仙石原湿原植物群落(国指定) | 19 箱根神社のヒメシヤラ純林(県指定) |
| 5 早川の渓谷林 | 13 仙石原のススキ草原(かながわの景勝50選) | 20 ハコネコメツツジ(町指定) |
| 6 諏訪神社の常緑広葉樹林 | 14 台ヶ岳のブナ林 | 21 金時山の風衝低木群落 |
| 7 二子山の風衝低木群落(県指定) | 15 箱根中央火口丘のムラサキツリガネツツジ | |
| 8 お玉ヶ池の湿性植生 | | |

資料：第5回自然環境保全基礎調査神奈川県自然環境情報図(1989年環境庁)に加筆修正

*1 風衝植物…たえず強風にさらされている場所に生育した植物。

3 気象

本町は、地形的に高低差が大きいいため、標高の低い湯本地域（標高97 m地点）と標高の高い箱根地域（標高726 m地点）を比較すると、最低気温が5℃程度低いことがわかります。そのため、箱根地域はもちろん、同様に標高の高い仙石原地域においても、冬季は凍結や降雪が多く、凍雪害対策が必要です。

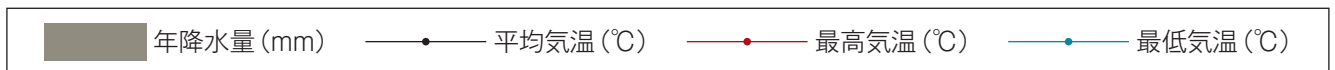
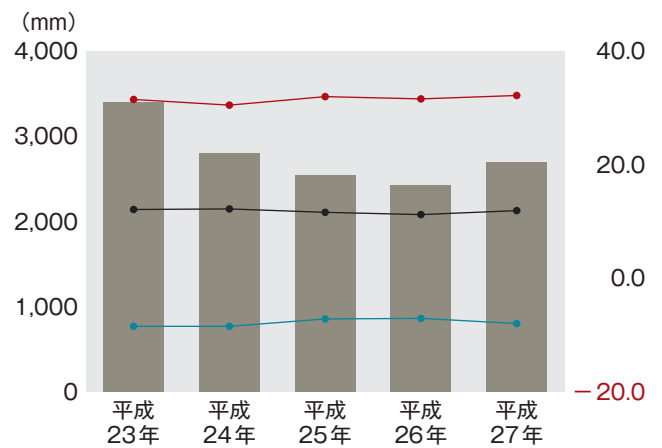
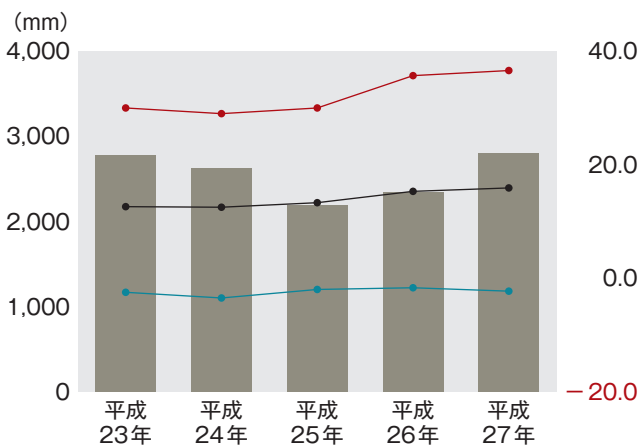
年間降水量と気温の推移

湯本地域

	年降水量 (mm) ／降雪量 (cm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
平成23年	2,785.0 (0)	12.6	30.0	-2.5
平成24年	2,622.0 (3.0)	12.5	29.0	-3.5
平成25年	2,195.0 (0)	13.3	30.0	-2.0
平成26年	2,350.0 (35.0)	15.3	35.7	-1.7
平成27年	2,797.5 (1.0)	15.9	36.6	-2.3

箱根地域

	年降水量 (mm) ／降雪量 (cm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
平成23年	3,398.5 (77.0)	12.1	31.5	-8.5
平成24年	2,804.0 (92.0)	12.2	30.5	-8.5
平成25年	2,540.5 (56.5)	11.6	32.0	-7.2
平成26年	2,430.0 (142.5)	11.2	31.6	-7.1
平成27年	2,699.0 (23.0)	11.9	32.2	-8.0



資料：統計はこね

4 人口・世帯

本町の人口は、国勢調査によると平成22(2010)年は13,853人、平成27(2015)年は11,786人となっています。昭和40(1965)年からの長期的な推移をみると、一貫した減少傾向が続いており、過去10年間(平成17年～27年)に2,420人の減少(約17.0%減)となっています。また、過去5年間(平成22年～平成27年)の減少率を県内市町村で比較すると、本町が最も高くなっています。

一方、世帯の状況別にみると、世帯数は、平成7(1995)年までは一定の増加が続いていましたが、そののち減少し、平成27(2015)年には6,088世帯となっています。1世帯あたり人員については、人口と同様に一貫した減少傾向が続いています。

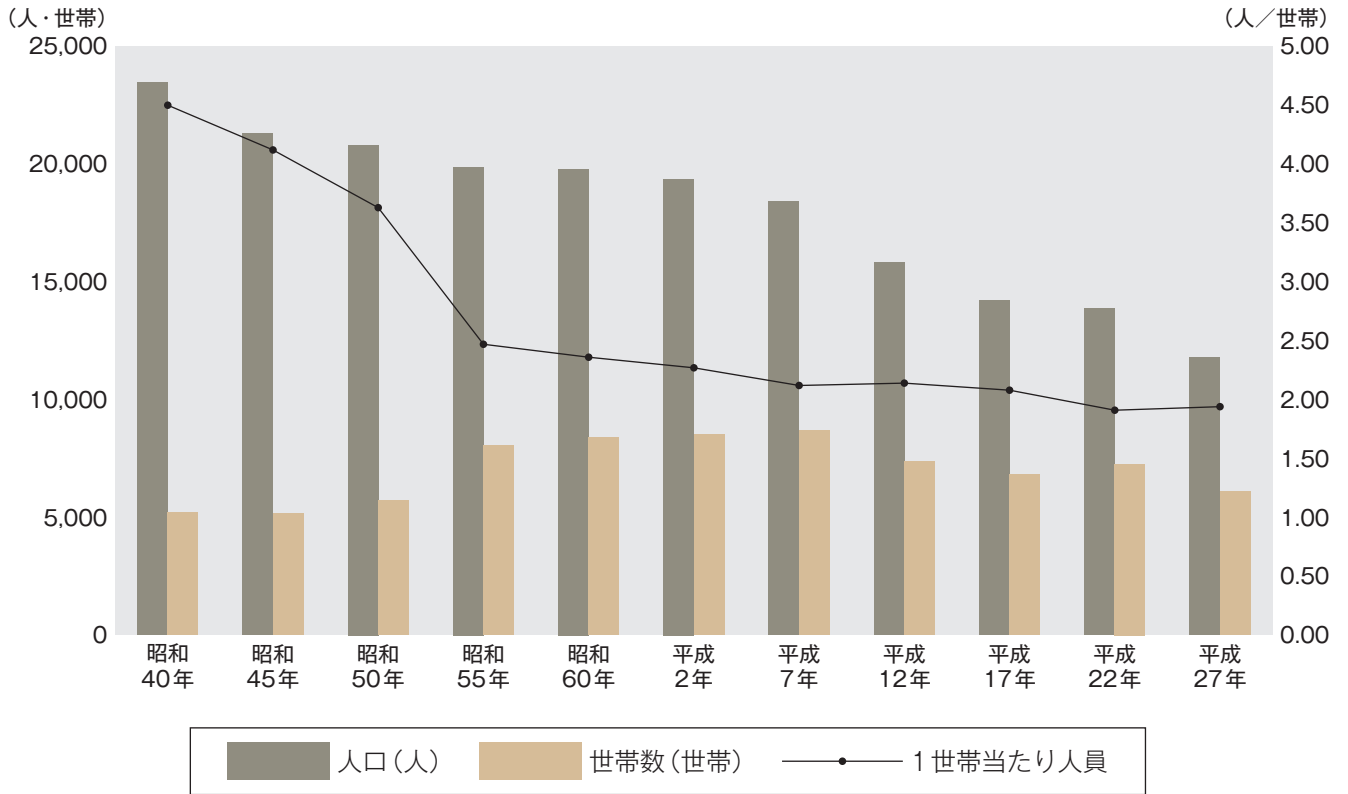
また、年齢3区分別人口別にみると、昭和55(1980)年から平成27(2015)年にかけて年少人口(0～14歳)は2,849人、生産年齢人口(15～64歳)は7,752人の減少、老年人口(65歳以上)は2,251人の増加となっており、年少人口は昭和50(1975)年以降減少を続けており、生産年齢人口(15～64歳)は、昭和60(1985)年に若干増加したものの減少を続けています。一方、老年人口(65歳以上)は増加し続けており、平成7(1995)年には老年人口(2,779人)が年少人口(2,263人)を上回りました。また、高齢化率は増加し続けており、平成17(2005)年には24.0%、平成22(2010)年には27.9%、平成27(2015)年では35.8%に達し、超高齢社会(高齢化率21%以上)となっています。

長期的な人口・世帯数の推移

年次	人口(人)	世帯数(世帯)	1世帯あたり人員
昭和40年(1965年)	23,462	5,208	4.50
昭和45年(1970年)	21,299	5,168	4.12
昭和50年(1975年)	20,816	5,727	3.63
昭和55年(1980年)	19,882	8,038	2.47
昭和60年(1985年)	19,792	8,376	2.36
平成 2年(1990年)	19,365	8,531	2.27
平成 7年(1995年)	18,411	8,682	2.12
平成12年(2000年)	15,829	7,387	2.14
平成17年(2005年)	14,206	6,820	2.08
平成22年(2010年)	13,853	7,266	1.91
平成27年(2015年)	11,786	6,088	1.94

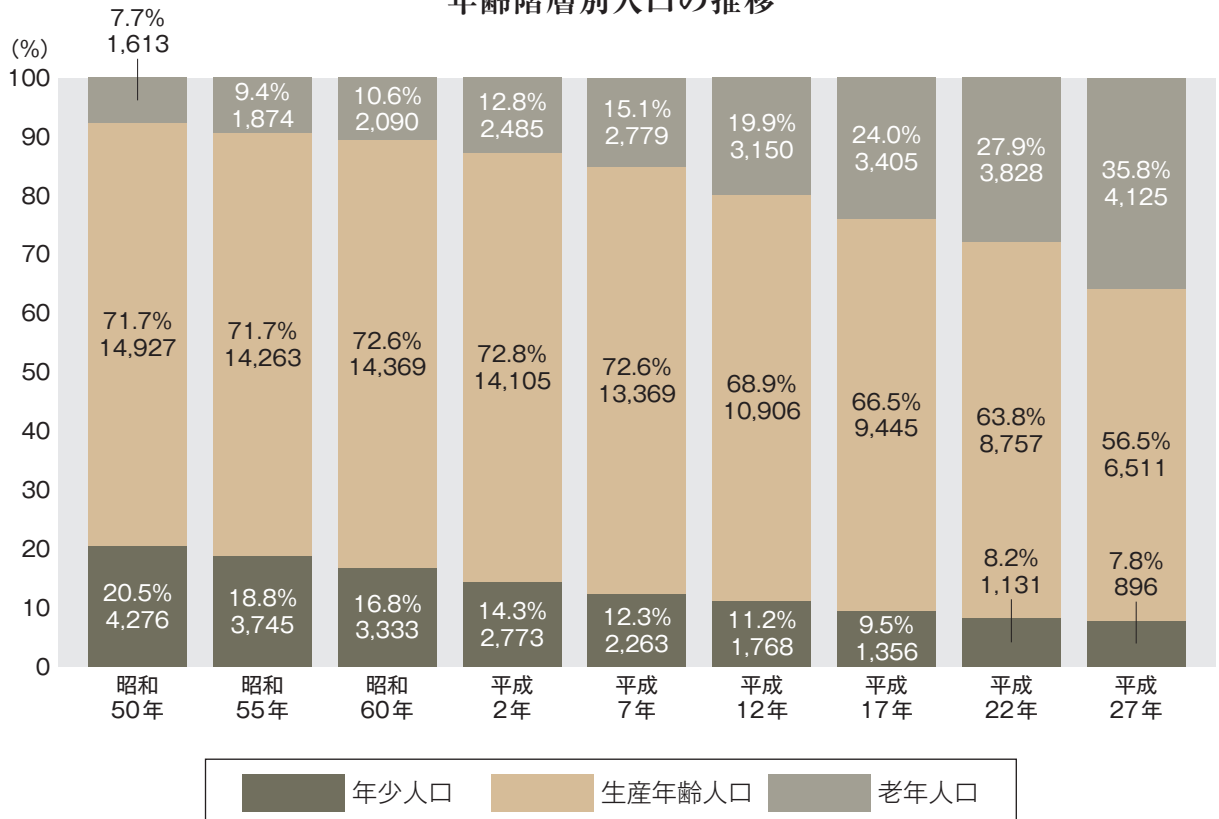
資料：統計はこね、国勢調査

長期的な人口・世帯数の推移



資料：統計はこね、国勢調査

年齢階層別人口の推移



資料：統計はこね、国勢調査

5 通勤・通学流動

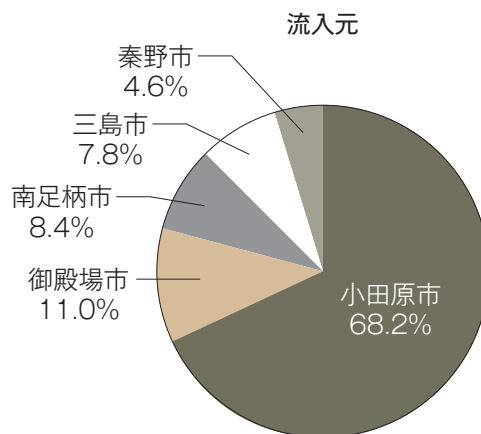
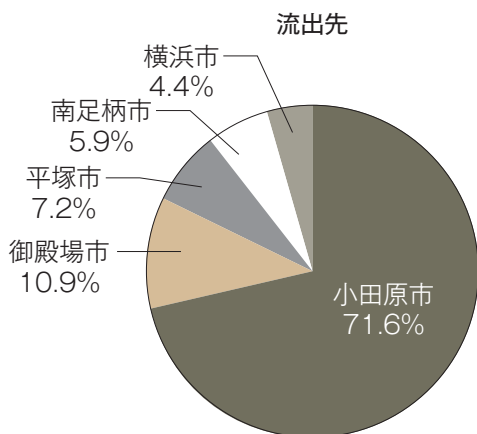
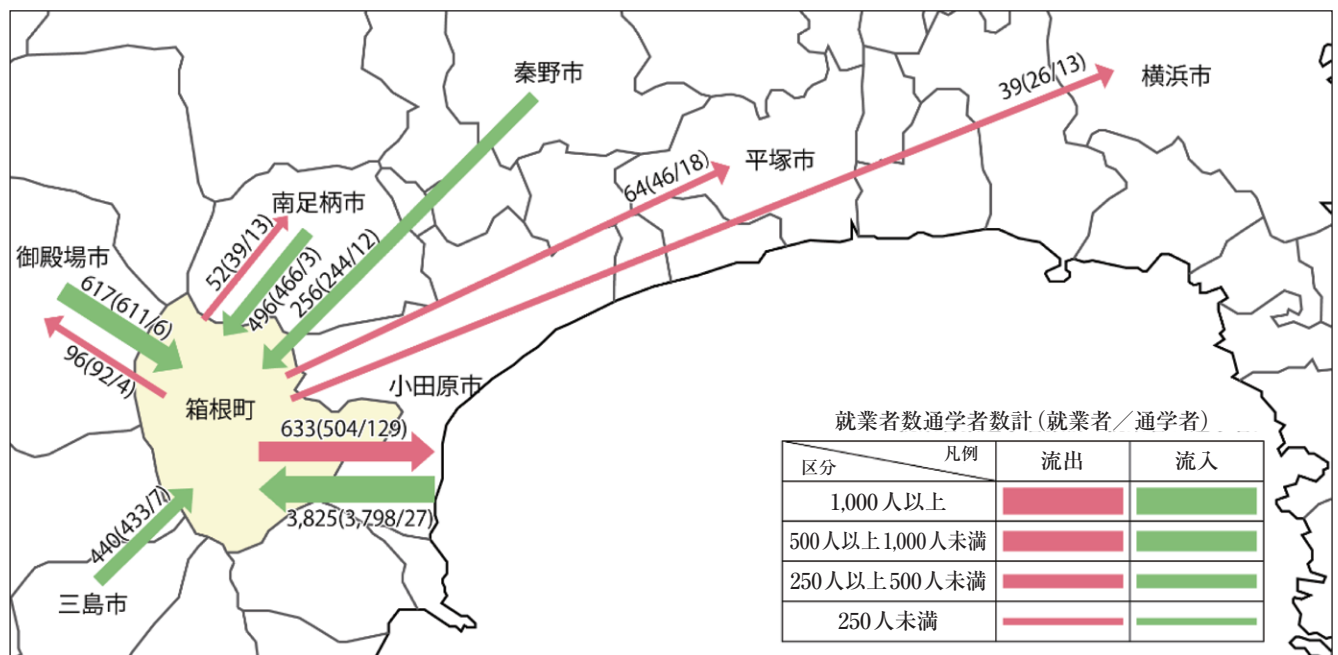
国勢調査によると、昼間人口が20,461人、夜間人口が13,853人であり、昼夜率が1.48と就業地として流入する割合が非常に高いことが特徴となっています。また、本町の主な流出先・流入元都市をみると、流出先・流入元ともに約70%を占めている小田原市とのつながりが深く、御殿場市、三島市など県外との往来が上位にあることが特徴です。

昼夜間人口

項目	人口等
町内人口	13,853
町内就業者・通学者	8,891
町内従業者・通学者	15,170
他市町村への通勤・通学者	1,155
他市町村からの通勤・通学者	7,763
昼間人口	20,461
夜間人口(町内人口)	13,853
昼夜率	1.48

資料：平成22年国勢調査

流出先・流入元都市上位5位(平成22年国勢調査)



資料：平成22年国勢調査

6 産業

本町の産業別就業者数は、平成22(2010)年の国勢調査によると農業、林業などの第一次産業が50人(0.6%)、建設業、製造業等の第二次産業が725人(8.6%)、小売業、サービス業等の第三次産業が7,400人(87.4%)となっています。

就業人口の約87%が第三次産業人口で、その多くは観光産業従事者となっており、第二次産業についてもその多くが寄木細工などの箱根細工製造業であるため、観光に特化した就業形態が特徴です。

また、本町の基幹産業*1である観光業については、宿泊施設数は平成22(2010)年に486軒であったものが平成27(2015)年には420軒となり約14%減少しています。宿泊施設別にみると、旅館・ホテルの減少率が約1%であるのに対し、寮・保養所の減少率が約25%と寮・保養所の減少が顕著となっており、地域別にみると、宮城野地域、仙石原地域が他地域と比べて著しく減少していますが、これは、減少が顕著な寮・保養所が両地域に集中しているためです。

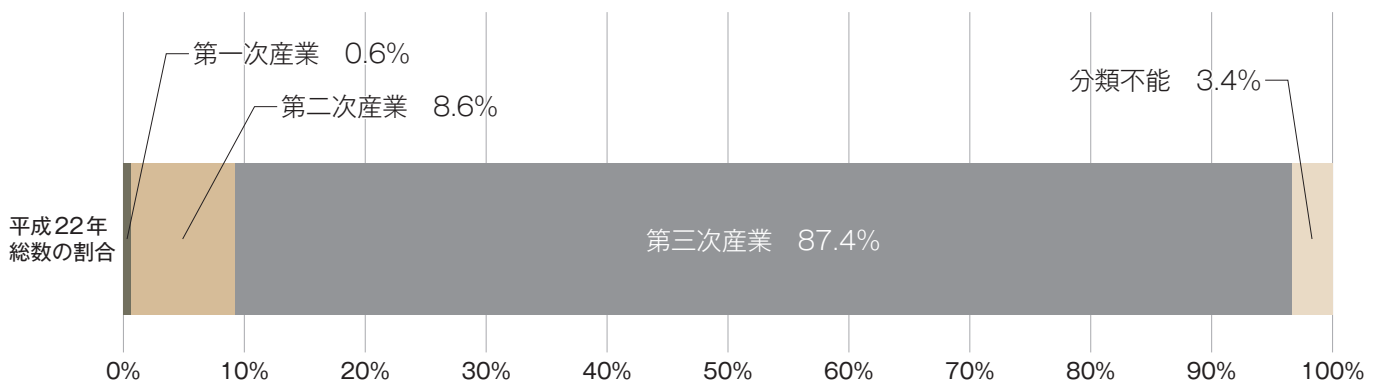
一方、観光客数の推移は、平成26(2014)年に約2,120万人であり、平成17(2005)年(約1,890万人)と比較し、約11%増加しています。(平成23(2011)年(約1,770万人)は東日本大震災の影響、平成27(2015)年(約1,740万人)は大涌谷の噴火により観光客減少)

産業別就業者数の推移

産業	平成12年(人)	平成17年(人)	平成22年(人)	平成22年 総数の割合
第一次産業(農業、林業等)	93	80	50	0.6%
第二次産業(建設業、製造業等)	1,061	923	725	8.6%
第三次産業(小売業、サービス業等)	8,785	7,832	7,400	87.4%
分類不能	29	71	288	3.4%
総数	9,968	8,906	8,463	100.0%

資料：各年国勢調査

平成22年産業別就業人口割合



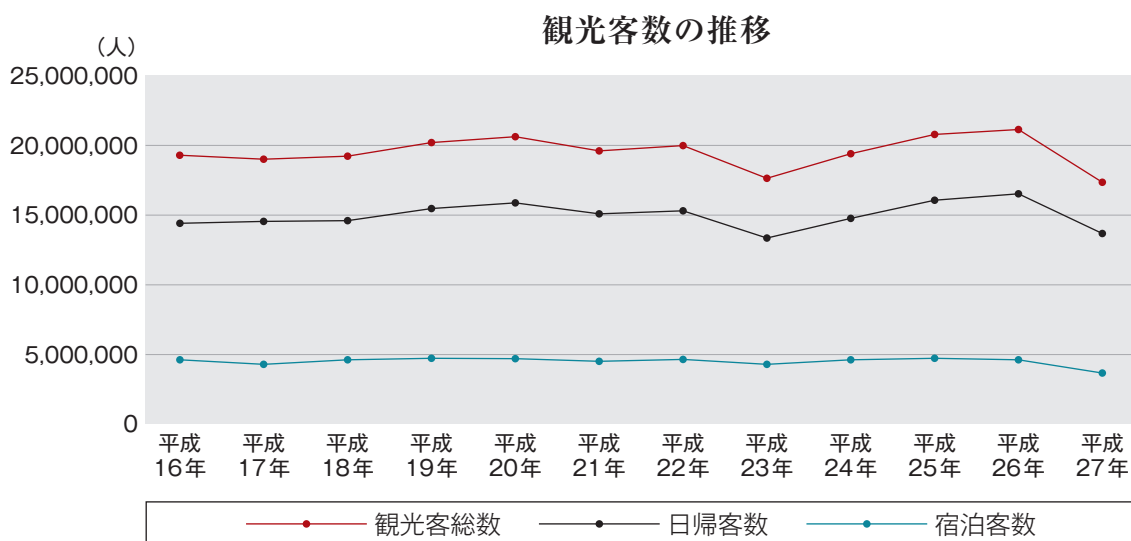
資料：平成22年国勢調査

地域別宿泊施設数の推移

地域別	施設別	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	減少率 (H22-H27)
湯本地域	旅館・ホテル	56	53	54	55	55	51	8.9%
	寮・保養所	2	2	2	2	2	1	50.0%
	その他	4	4	4	4	4	4	0.0%
	小計	62	59	60	61	61	56	9.7%
温泉地域	旅館・ホテル	40	40	39	38	38	37	7.5%
	寮・保養所	19	19	18	16	16	15	21.1%
	その他	2	2	2	2	2	2	0.0%
	小計	61	60	59	56	56	54	11.5%
宮城野地域	旅館・ホテル	36	37	38	40	40	43	▲19.4%
	寮・保養所	95	95	82	76	73	70	26.3%
	その他	8	9	10	10	10	11	▲37.5%
	小計	139	141	130	126	123	124	10.8%
仙石原地域	旅館・ホテル	44	41	48	48	48	46	▲4.5%
	寮・保養所	107	104	93	85	81	80	25.2%
	その他	21	22	15	16	17	16	23.8%
	小計	172	167	130	149	146	142	17.4%
箱根地域	旅館・ホテル	19	17	16	16	17	16	15.8%
	寮・保養所	16	16	16	14	14	13	18.8%
	その他	17	19	17	16	16	15	11.8%
	小計	52	52	49	46	47	44	15.4%
箱根町 計	旅館・ホテル	195	188	195	197	198	193	1.0%
	寮・保養所	239	235	211	193	186	179	25.1%
	その他	52	56	48	48	49	48	7.7%
	小計	486	479	454	438	433	420	13.6%

※施設別のその他は、国民宿舎、ペンション、キャンプ場の合計

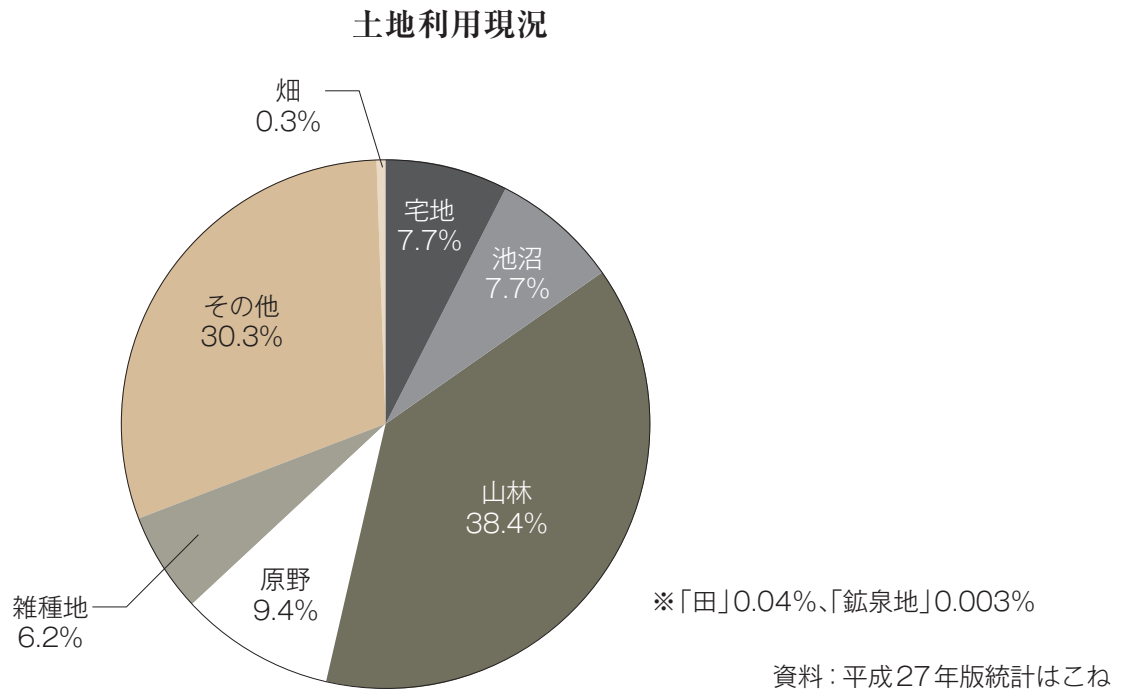
資料：各年統計はこね



資料：各年統計はこね

7 土地利用

土地利用は、自然的土地利用*1が約8割、都市的土地利用が約2割の割合となっています。
地目別にみると、宅地が7.7%である他は、池沼、山林、原野などとなっており、自然的土地利用により多くが占められていることがわかります。



芦ノ湖の新緑

8 法規制の状況

本町の都市計画区域は、まず、昭和31(1956)年4月23日に当時の湯本町(現：湯本地域)、そののち、昭和46(1971)年12月28日に箱根町全域が指定され、現在9,286haとなっています。

本町は、非線引き都市計画区域*2であり区域区分は指定されていませんが、町域内1,412haに対して用途地域の指定が行われており、第一種低層住居専用地域から商業地域まで6つの用途地域が指定され、用途地域指定面積の約9割が住居系、約1割が商業系となっています。

用途地域指定面積の約7割には特別用途地区が指定されており、中でも、第2種観光地区、第3種観光地区および特別工業地区は、既存用途の規制を緩和して、観光産業や地場産業の振興を図っています。

また、本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の区域に指定されており、自然公園法に基づく規制が行われています。自然公園法の区域区分(地種)で見ると、金時山、神山、下二子山、須雲川上流など489haが特別保護地区に、町域の約90%にあたる8,286haが特別地域に、471haが普通地域に指定されています。

都市計画用途地域指定状況

用途地域	特別用途地区	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	割合
第一種低層住居専用地域	第1種観光地区	30	50	288	20.4%
第二種低層住居専用地域	—	40	80	39	2.8%
	第2種観光地区	40	80	432	30.6%
第一種中高層住居専用地域	—	60	150	4	0.3%
	第2種観光地区	60	150	21	1.5%
第一種住居地域	—	60	200	207	14.6%
	第3種観光地区	60	200	267	18.9%
	特別工業地区	60	200	16	1.1%
近隣商業地域	—	80	200・300	28	2.0%
商業地域	—	80	300・400	110	7.8%
合計	—	—	—	1,412	100.0%

資料：平成27年版統計はこね

用途地域

<p>第一種低層住居専用地域 低層住宅のための地域です。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や、小・中学校などが建てられます。</p>	<p>第一種住居地域 住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p>
<p>第二種低層住居専用地域 主に低層住宅のための地域です。小・中学校などのほか、150m²までの一定の店舗などが建てられます。</p>	<p>近隣商業地域 まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。</p>
<p>第一種中高層住居専用地域 中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m²までの一定の店舗などが建てられます。</p>	<p>商業地域 銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p>

*2 非線引き都市計画区域…市街化区域(優先的かつ計画的に市街化を進める区域)でも市街化調整区域(市街化を抑制する区域)でもない都市計画区域。法律上は「区域区分が定められていない都市計画区域」という。

特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一律的な用途の制限を修正するものです。

市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

特別用途地区

<p>第1種観光地区 第一種低層住居専用地域における規制を強化し、専用住宅または別荘管理事務所を兼ねる併用住宅以外は建てられません。</p>	<p>第3種観光地区 第一種住居地域における規制を緩和し、床面積が3,000m²を超える大きな旅館やホテルが建てられます。</p>
<p>第2種観光地区 第二種低層住居専用地域における規制を緩和し、旅館やホテルが建てられます。</p>	<p>特別工業地区 第一種住居地域において、箱根細工を営む工場の作業場面積や原動機出力の規制を緩和します。</p>

富士箱根伊豆国立公園区域面積

総数	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
9,246ha	489ha	1,376ha	6,640ha	270ha	471ha

資料：富士箱根伊豆国立公園計画書

自然公園法の地種区分

地種区分	内容
特別地域	特別保護地区 特別地域内でも特に優れた自然景観を有する地域で、自然環境を厳正に保護する必要があると認められる地区です。
	第1種特別地域 特別保護地区に準ずる最も優れた景観を有し、風致を維持する必要が最も高い地域です。
	第2種特別地域 優れた自然景観を有する区域であって、特に農林漁業活動については、努めて調整を図る地域です。
	第3種特別地域 優れた景観を有する地域で、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響をおよぼすおそれが少ない地域です。
普通地域	特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外の緩衝地域*1(バッファゾーン)といえます。

*第2種特別地域および第3種特別地域が、その特性に応じて、A区域、B区域、B'区域、C区域、D区域、旧湖尻特別宿舎区域に区分されています。

9 公共施設等の状況

町の公共施設は、昭和40年代から平成のはじめに多くが整備されています。施設類型別の保有状況は、小・中学校が20.4%、その他(統合後の旧学校施設などの普通財産)が13.7%、公営住宅が11.6%となっています。

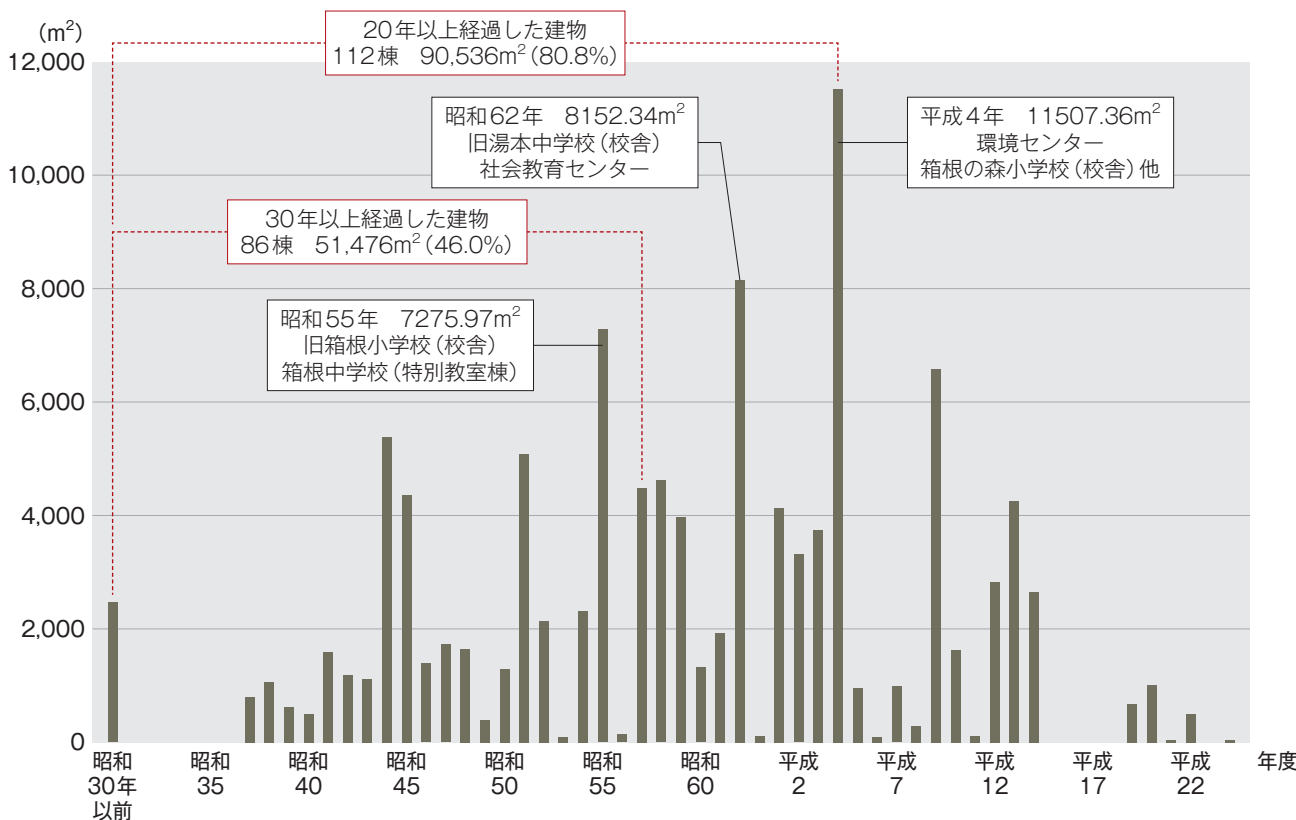
町の公共施設のうち平成24(2012)年度末に築30年以上経過した割合は46%であり、全国と同規模市町村の平均35.9%と比べて、約10ポイント上回っています。

また、町内全域が山岳地形という地理的条件により集落が分散していることや、観光地という特性から多くの公共施設が配置されたため、人口1人当たりの公共施設の延床面積は、8.4m²/人で、全国と同規模市町村の平均5.2m²/人と比べて約1.6倍となっています。

今後、公共施設の老朽化が進行することにより、施設機能の維持や安全性の確保に伴う維持管理費用や更新費用が増加し、町財政を圧迫することが予想されるため、人口の推移や住民サービスの変化を踏まえ、施設の統廃合や適正配置を的確に実施していく必要があります。

公共施設の築年数(延床面積別)

本町の建物系公共施設 96施設 136棟 112,025m²



資料：箱根町公共施設白書

特性のまとめ

歴史、自然条件、人口、産業、土地利用と法規制などの本町の特性と都市づくりの留意点をまとめました。

項目	内容
歴史・沿革	<p>特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「箱根関」は、東海道における徳川幕府の重要関所として位置付けられ、箱根宿が発展した。 ●関所制度の廃止後は、外国人の別荘、避暑地として発展した。 ●昭和11(1936)年に町のほぼ全域が国立公園に指定された。 ●鉄道の敷設が進み、国内外から多くの観光客が訪れる国際観光地としての地位を築く。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史的文化遺産の保全や活用、自然景観の維持などの継続による国際観光地として発展を一層進める必要がある。
位置・自然条件等	<p>特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京から約80kmの位置にあるため首都圏からの訪問客が多い。 ●町の大部分が高原と山岳地域からなり、隣接市町とは地形的に隔てられている。 ●河川、湖沼、草原、山岳などの豊かな自然環境に恵まれており、貴重な動植物も多い。 ●山岳地形であり、大きな標高差があるため、特に、冬期間における凍雪害など地域間の地理的条件格差がある。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然環境の保全・形成を第一と考えるとともに、生活や社会経済活動とのバランスを保つ必要がある。
人口・世帯人口流動	<p>特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総人口は減少傾向にあり、過去5年間では県内で最も減少率が高い。 ●世帯数は、平成7(1995)年以降減少し、一世帯あたり人員も減少傾向が続いている。 ●平成27(2015)年の高齢化率は35.8%と、神奈川県平均(23.9%)や全国平均(26.6%)より高く、超高齢社会(高齢化率21%以上)へ突入している。 ●平成22(2010)年の人口流動は、昼間人口が20,461人、夜間人口が13,853人であり昼夜率が1.48と非常に高い。流入流出ともに小田原市が約70%となっており、つながりが非常に強い。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少、少子高齢化への対策として、定住機能の強化、少子高齢化への対応を図り、地域コミュニティの再構築を含めた、老若男女が住まう環境づくりが必要である。
産業状況	<p>特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第一次産業人口は1%未満であり、年々減少している。 ●第二次産業の大部分が箱根細工製造業である。 ●就業人口の約87%が第三次産業人口で、その多くは観光産業従事者である。 ●第二次と第三次ともに観光に特化した就業形態が特徴である。 ●寮や保養所の減少が顕著である。 ●観光客数は年間約2,000万人を堅持している。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光は本町の基幹産業であり、観光客の増加は町経済の振興に深く関わっているため、これを守り・育てる必要がある。

項目	内容
土地利用と法規制等	<p>特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然的土地利用が約80%程度、都市的土地利用が約20%程度である。 ● 都市計画用途地域指定面積の約90%程度が住居系、約10%程度が商業系となっており、その約70%程度が特別用途地区に指定されており、低層住宅地の環境保全と観光産業の振興を図っている。 ● 町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。そのうち約90%が特別保護地区などの特別地域に指定されている。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境を可能な限り保全し、開発との調和のもとに豊かで住み良い都市づくりを図る必要がある。
公共施設等	<p>特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等は、昭和40年代から平成のはじめに多くが整備され、平成24(2012)年度末に築30年以上経過した施設は46%あり、全国と同規模市町村平均35.9%と比べて、約10ポイント高い。 ● 人口1人あたりの公共施設の延床面積は8.4m²/人で、全国と同規模市町村の平均5.2m²/人と比べて約1.6倍となっている。 ● 施設の老朽化による機能や安全性の低下、更新費用の増加による町財政の圧迫などの問題がある。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口の推移や住民サービスの変化を踏まえ、施設の統廃合や適正配置を図る必要がある。



箱根外輪山とすすき草原

第5章のまとめ

箱根山の形成、箱根宿の設置、道路・交通の発達などの「まちのあゆみ」や、箱根の位置・地勢、人口、産業、土地利用等の「まちの特性」を踏まえ、6つの視点から都市づくりの留意点を示します。

1 まちのあゆみ(主なもの)

- ①箱根山は約40万年前から始まった火山活動により長い年月をかけ形成された。
- ②江戸時代に箱根宿が設置され、七つの温泉場が栄え湯治客などで賑わう。
- ③明治時代に七湯と芦ノ湖畔を結ぶ車道が整備され、国際的な避暑・保養地となる。
- ④鉄道・道路網の整備、交通機関の発達、宿泊施設・レジャー施設の充実により多くの観光客が訪れる日本を代表する観光地となる。

2 自然条件など町のさまざまな特性

- ①東京から約80kmに位置し、町域の大部分は、高原と山岳地帯からなる。
- ②少子高齢化が進み人口減少が続いている。
- ③観光産業従事者が8割を超えている観光立町である。
- ④町域のほぼ全域が国立公園区域内にあり、自然公園法により規制されている。
- ⑤自然的土地利用が80%程度である。

3 都市づくりの留意点

- ①歴史的文化遺産や自然景観を維持することで、国際観光地としての発展を進める。
- ②自然環境の保全・形成を第一とし、経済活動とのバランスを保つ。
- ③定住機能の強化や少子高齢化へ対応することで、老若男女が快適に住まうことのできる環境づくりを図る。
- ④本町の基幹産業である観光を守り・育てる。
- ⑤自然環境を可能な限り保全しつつ、住み良い都市づくりを図る。
- ⑥人口の推移や住民サービスの変化を踏まえ、施設の統廃合や適正配置を図る。

第6章

都市づくりの町民のおもい



湖水まつり

第6章のポイント

本章では、「箱根町第6次総合計画」策定の基礎資料である町民アンケートと延べ13回実施された地域別まちづくりワークショップでの町民の都市づくりへのおもいをまとめています。

第6章インデックス



箱根神社の安産杉

1 町民のおもい

P111

2 地域別まちづくりワークショップ
提言事項

P117

1 町民のおもい



姥子石仏群

町民アンケートにおける箱根町へのおもい

本町では、平成27年1月に「箱根町第6次総合計画」策定の基礎資料とするために、町民1,500人を対象にしたアンケート調査を実施しました。調査事項は、今後の町政に生かすために、まちづくりの各分野において質問を設定し、町施策への満足度・重要度や優先的に行う施策などのご意見をお聞きしました。

以下は、町民の定住意向と今後の施策の優先度について抜粋したものです。

1 定住意向

問1 あなたは、今後も現在の場所に住み続けたいですか。

基礎分析

「住み続けたい」が48.4%と最も多く、次いで「町外に移りたい」が28.4%と続いています。

また、「住み続けたい」理由としては、「緑やきれいな空気など良好な自然環境があるから」が78.5%と最も多くなっています。

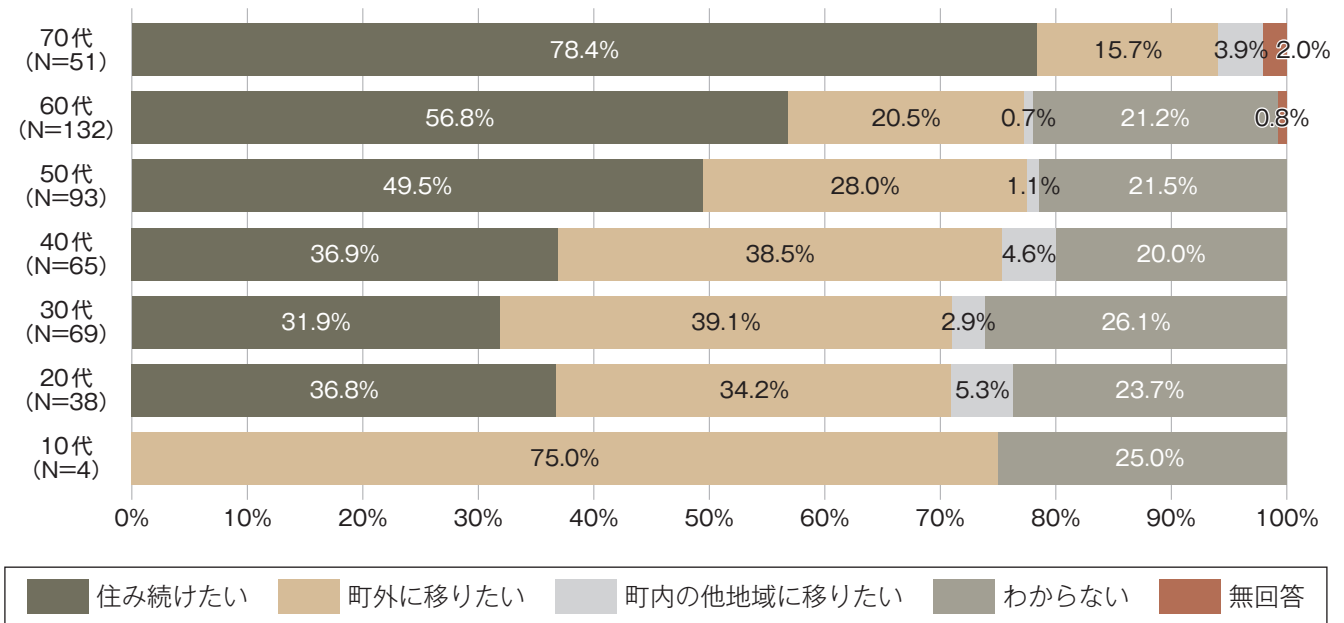
No.	選択項目	回答数	割合
1	住み続けたい	223	48.4%
2	町外に移りたい	131	28.4%
3	町内の他地域に移りたい	11	2.4%
4	わからない	93	20.2%
	無回答	3	0.7%
全体		461	100.0%



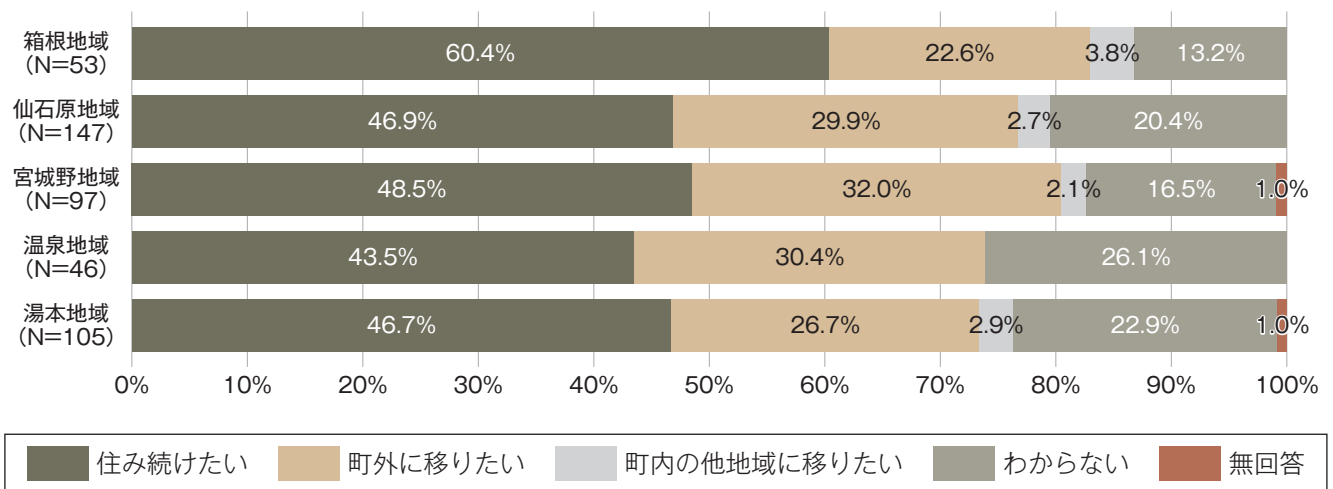
早川堤

クロス分析*1

年齢別にみると、「住み続けたい」は、70代で最も高く、10代で最も低くなっており、子育て世代である20代から40代は40%以下と10代以外のほかの世代と比べ低くなっています。



地域別にみると、「住み続けたい」は、箱根地域でやや高くなっています。



付問2 問1で「②町外に移りたい」と答えた方に質問です。
町外に移りたい理由はなんですか。

基礎分析

「町外に移りたい」と回答した28.4% (131人)の方に理由を聞いたところ、「日常の買い物が不便だから」が80.9%と最も多く、次いで「町内の医療機関が十分でなく、通院が大変だから」が63.4%と続いており、第3位に「交通渋滞」や「子どもの教育環境」が続いています。

No.	選択項目	回答数	割合
1	子どもの教育環境が十分でないから	42	32.1%
2	働く場があまりないから	35	26.7%
3	日常の買い物が不便だから	106	80.9%
4	町内の医療機関が十分でなく、通院が大変だから	83	63.4%
5	町内に親しい仲間がないから	20	15.3%
6	交通渋滞が多いから	43	32.8%
7	行政サービスに不満があるから	36	27.5%
8	その他	33	25.2%
	無回答	0	0.0%
	非該当	330	
全体		131	100.0%

クロス分析

年齢別にみると、どの世代でも「日常の買い物が不便だから」が最も多くなっており、次いで「町内の医療機関が十分でなく、通院が大変だから」となっています。第3位は世代間で異なり、50代以上は「交通渋滞が多い」、30～40代の子育て世代では「子どもの教育環境が十分でないから」となっています。20代は「町内に親しい仲間がないから」となっています。

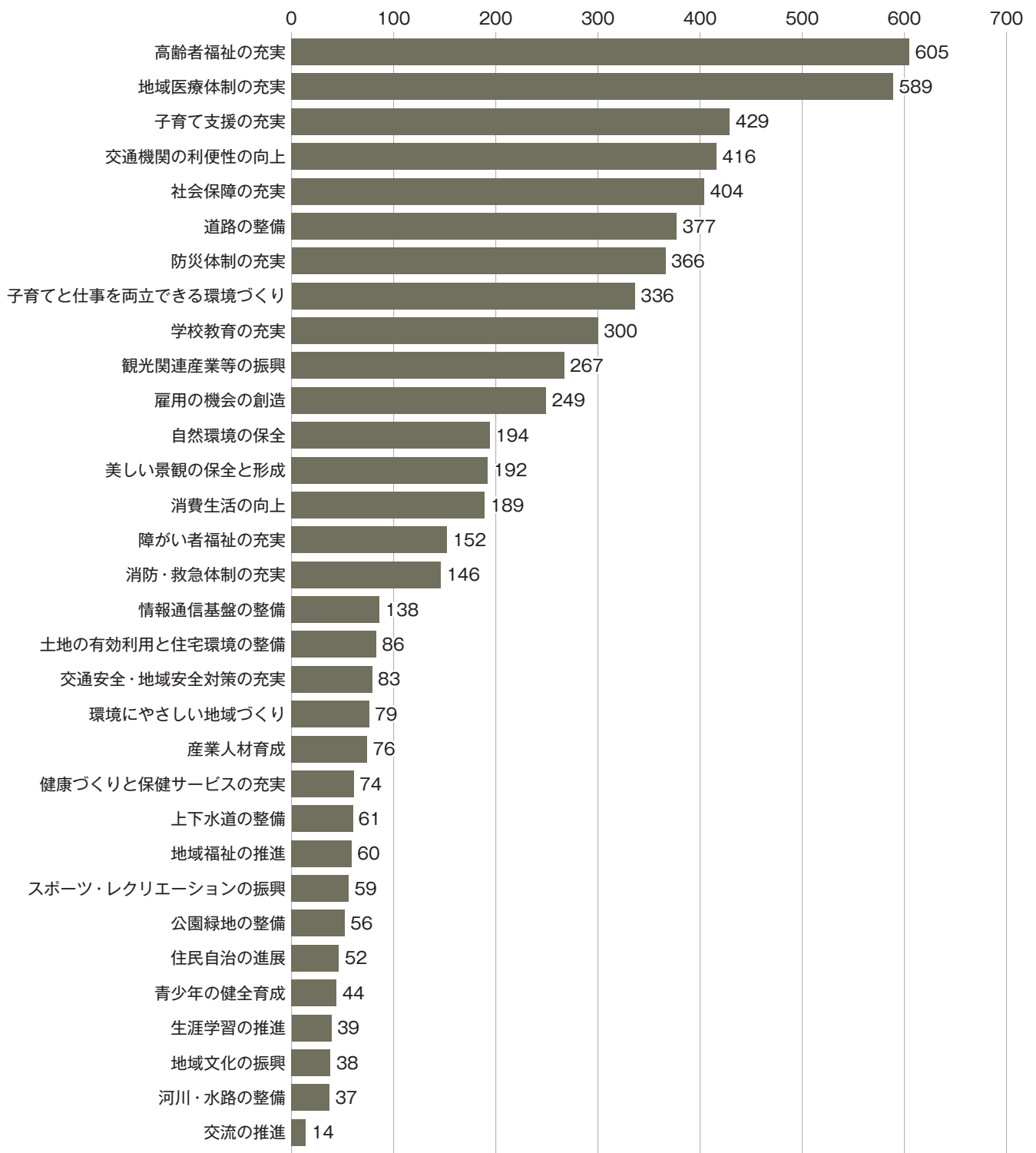
2 分野別のまちづくりについての優先度

「健康・福祉」、「子どもの教育・子育て支援」、「観光振興・産業育成」、「自然・環境・景観」、「生活基盤の整備と安心・安全な生活環境整備」、「地域社会」の6つの政策分野を32の施策分野に分け、今後の施策の優先度を聞きしました。

基礎分析

優先度の高い施策は、健康・福祉関係では「高齢者福祉の充実」、「社会保障の充実」、「地域医療体制の充実」、子どもの教育・子育て支援関係では「子育て支援の充実」、「学校教育の充実」、「子育てと仕事を両立できる環境づくり」、生活基盤の整備などの関係では「道路の整備」、「交通機関の利便性の向上」、「防災体制の充実」といった施策が特に高くなっています。

各施策の総得点（優先度）



3 観光振興と町民の生活について

① 生かすべき地域資源

「温泉」が最も多く、次いで「自然環境」が特に多くなっています。

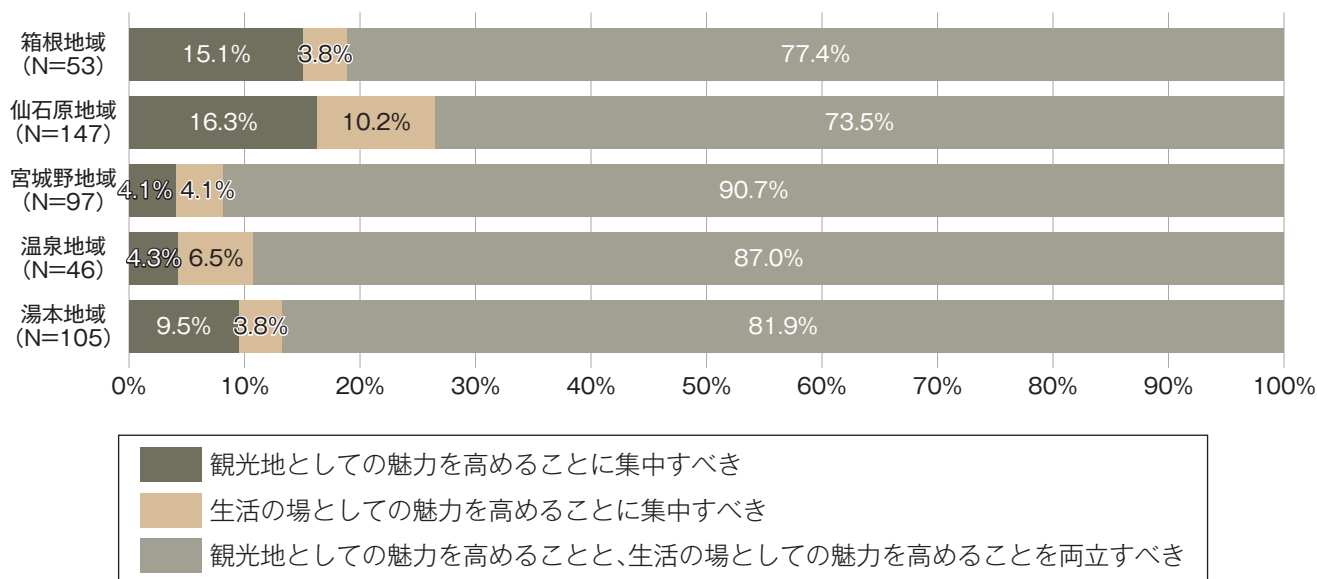
地域別にみると、どの地域でも「温泉」と「自然環境(富士山含む)」が多くなっていますが、宮城野地域では「企業の研修や保養地」、仙石原地域では「歴史・文化資源」が他地域に比べ多くなっています。

② 町民と観光客への注力度

「観光地としての魅力を高めることと、生活の場としての魅力を高めることを両立すべき」が80.5%と圧倒的に多く、次いで「観光地としての魅力を高めることに集中すべき」が10.6%、「生活の場としての魅力を高めることに集中すべき」が6.7%となっています。

No.	選択項目	回答数	割合
1	観光地としての魅力を高めることに集中すべき	49	10.6%
2	生活の場としての魅力を高めることに集中すべき	31	6.7%
3	観光地としての魅力を高めることと、生活の場としての魅力を高めることを両立すべき	371	80.5%
	無回答	10	2.2%
全体		461	100.0%

地域別では、箱根地域と仙石原地域で「観光地としての魅力を高めることに集中すべき」がやや高く、仙石原地域では「生活の場としての魅力を高めることに集中すべき」も他の地域より高くなっています。



地域別まちづくりワークショップにおける町の課題

本計画の策定にあたり、各地域において延べ13回にわたってワークショップを開催し、各地域の「特性」や「課題」そして将来像への提言などの意見を「地域別構想」としてまとめていますが、町全体に関わる課題等の意見もいただいております、以下の10の分野ごとにまとめました。

地域別まちづくりワークショップにおける町全体に関わる課題等

自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ● 河川の水質浄化向上 ● 自然環境や生態系の保全と有害鳥獣の対策 ● 有害鳥獣の対策 ● 自然資源などの活用 	防災・防犯 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通量の増加による交通安全対策 ● 災害に強いまちの形成 (建物の耐震化、観光客への対応など) ● 避難路の確保 ● 緊急輸送路の確保 ● 空き家の防犯対策 ● 治安対策
土地利用等 <ul style="list-style-type: none"> ● 若年層の定住促進 ● 若年層向け住宅の供給 ● 空き家の利活用 ● 子育て環境の形成 ● 生活必需店舗など(生鮮食料等)の確保 	観光 <ul style="list-style-type: none"> ● 自然、歴史、文化資源を生かした観光 ● 外国人観光客への対応 ● 快適な周遊ができる施設整備(徒歩環境の整備) ● 観光につながるイベント開発 ● 広域的な観光発信と誘客 ● 観光資源の発掘 ● リピーターの増進 ● 駐車場の確保 ● 街路灯の整備 ● 外国人に配慮した看板の設置
交通 <ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者、観光客の安全確保のための歩道整備 ● 駐車場の整備 ● 渋滞の緩和 ● バスなど公共交通機関の利便性の向上 ● 狭あい道路対策 ● 適切な道路維持管理 	地域その他 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ力の形成 ● 生活サービスの確保 ● 若年層の流出防止 ● 教育、医療環境の向上 ● 子育てしやすい生活環境の向上 ● 自治会運営の確保 ● 多世代間、観光客などとの交流 ● 高齢者にやさしい生活空間の整備 ● 少子高齢化への対策 ● 医療体制の確保 ● 人口減少対策 ● 若者達が住み続けられる職場の確保 ● 老人が住みやすいまちづくり ● 人にやさしいまちづくり ● 地域の絆を大切にしまちづくり ● 住み続けたいまちづくり ● 協働したまちづくり
公園・緑地 <ul style="list-style-type: none"> ● 現有公園、広場の有効活用 ● 遊具の設置 ● ポケットパーク*1の整備 ● 散策路の整備 	
下水道等 <ul style="list-style-type: none"> ● 継続した公共下水道の整備 ● 湖沼、河川の浄化 ● 水道の安定供給 	
公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代向け施設整備 ● 公共施設跡地の有効活用 ● 隣接地への公共施設整備 ● 利用料金の見直し(安価に) 	
景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 継続的な景観の保全と形成 ● 観光地としての清潔感のある景観形成 ● 道路や歩道も含めた美しい景観形成 ● 環境美化対策 ● 地域にふさわしい景観形成 	

2 地域別まちづくり ワークショップ提言事項



策定検討委員会

湯本地域まちづくりワークショップメンバーの提言事項



将来像 『清流と湯のまち 心あふれる箱根の玄関口』

温泉地域まちづくりワークショップメンバーの提言事項



将来像 『近代日本の歴史が薫る 水と緑の温泉保養地』

宮城野地域まちづくりワークショップメンバーの提言事項



将来像 『多彩な自然と豊かな泉質 心を満たす緑風の里』

仙石原地域まちづくりワークショップメンバーの提言事項



将来像 『四季の自然を楽しむ いこいの高原リゾート』

箱根地域まちづくりワークショップメンバーの提言事項



将来像 『歴史と伝統文化が息づく 湖畔の交流空間』

第6章のまとめ

「箱根町第6次総合計画」策定時に行われた町民アンケートを踏まえ、町民の定住意向や分野別のまちづくりの優先度などについてまとめています。

また、地域別まちづくりワークショップで協議した各地域の課題や地域の特性・課題・目指す方向などの提言事項についてもまとめています。

1 町民アンケートでのおもい

- ①定住意向は約50%の町民が「住み続けたい」と回答しています。
- ②優先度の高いまちづくり施策は、「高齢者福祉の充実」、「社会保障の充実」、「地域医療体制の充実」、「子育て支援の充実」、「学校教育の充実」、「子育てと仕事を両立できる環境づくり」、「道路の整備」、「交通機関の利便性の向上」、「防災体制の充実」となっています。

2 地域別まちづくりワークショップ 提言事項

湯本、温泉、宮城野、仙石原、箱根の各地域においてまちづくりワークショップを開催し、「地域の特性」や「地域の課題」の抽出から「地域の目指す方向」の検討を行い、「将来像」としてまとめ、ワークショップの提言事項などを地域別構想の策定につなげました。

資料

1 箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会・地域別まちづくりワークショップ名簿

箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会 および地域別まちづくりワークショップの設置について

「箱根町第3次都市計画マスタープラン」の策定にあたり、町内全域のまちづくりの検討および計画全体の原案づくりを行う策定検討委員会と、地域別にまちづくりの検討および構想の原案づくりを行う地域別まちづくりワークショップを設置しました。

策定検討委員会委員名簿

氏名	摘要
◎ 内田 良雄	箱根町自治会連絡協議会
高橋 始	一般財団法人 箱根町観光協会
○ 中嶋 順	小田原箱根商工会議所 青年部
勝俣 昭彦	箱根町建設業協会
小川 晃司	湯本地区まちづくりワークショップ
澤村 吉之	
小栗 隆	温泉地域まちづくりワークショップ
芝 京子	
清野 昇	宮城野地域まちづくりワークショップ
椎野 篤	
窪澤 吉幸	仙石原地域まちづくりワークショップ
安藤 貴代子	
丸山 皓史	箱根地域まちづくりワークショップ
平井 規之	

◎：委員長 ○：副委員長

策定検討委員会オブザーバー

氏名	摘要
宮本 信也	神奈川県県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター

湯本地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
福住 幸次	湯本地域自治会連合会
山口 憲一	湯本地域自治会連合会
小菅 元樹	湯本地域自治会連合会
安藤 誠	湯本地域自治会連合会
◎ 小川 晃司	湯本山崎地区整備協議会
○ 澤村 吉之	箱根湯本観光協会
廣枝 三千ル	湯本女性会
千葉 恭子	湯本地域子ども会育成会
安藤 信行	箱根町建設業協会
杉山 隆寛	湯本夢夏祭実行委員会

◎：リーダー ○：サブリーダー

温泉地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
安藤 誠一	温泉地域自治会連合会
○ 芝 京子	温泉地域自治会連合会
◎ 小栗 隆	温泉地域自治会連合会
辻 寛	箱根大平台観光協会
神保 伸一	箱根宮ノ下観光協会
石島 鉄也	箱根町小涌谷観光協会
勝呂 昌子	大平台女性会
鈴木 桂子	温泉地域子ども会育成会
上野 裕	箱根町建設業協会
嶋 幸嗣	宮ノ下さんぽ

◎：リーダー ○：サブリーダー

宮城野地区まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
◎ 清野 昇	宮城野地域自治会連合会
○ 椎野 篤	宮城野地域自治会連合会
湯本 忠	宮城野地域自治会連合会
菊地 敏夫	宮城野地区総合整備協議会
青野 豊	箱根町宮城野木賀観光協会
倉田 義巳	箱根強羅観光協会
播摩 和幸	箱根強羅観光協会
松井 洋子	宮城野女性会
中村 昌美	宮城野地域子ども会育成会
勝俣 浩一	箱根町建設業協会

◎：リーダー ○：サブリーダー

仙石原地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
内田 良雄	仙石原地域自治会連合会
塩川 嘉昭	仙石原地域自治会連合会
石村 郁夫	仙石原地域総合整備協議会
◎ 窪澤 吉幸	箱根町仙石原観光協会
佐藤 章子	仙石原女性会
小野田 典子	仙石原地域子ども会育成会
勝俣 敏彦	箱根町建設業協会
牧 邦夫	仙石原商店会
○ 安藤 貴代子	仙石原自治ボランティアの会まごころ
辰原 まさみ	ざっこの会

◎：リーダー ○：サブリーダー

箱根地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
菅井 清登	箱根地域自治会連合会
下田 賢二	箱根地域自治会連合会
遠山 正一	箱根地域自治会連合会
○ 平井 規之	元箱根観光協会
内原 信之	箱根町箱根観光協会
近藤 黎子	箱根女性会
駒 より子	箱根地域子ども会育成会
三浦 秀一	箱根町建設業協会
◎ 丸山 皓史	箱根地区まちなみ景観研究会

◎：リーダー ○：サブリーダー

2 箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等 設置要綱

箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)及びまちづくりワークショップ(以下「ワークショップ」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 箱根町都市計画マスタープラン(以下「計画」という。)の策定にあたり、町の特性や課題について広く町民から意見を求め、町民と協働でまちづくりの方向性についての合意形成を図るため、町民を主体として組織する委員会及びワークショップ(以下「委員会等」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 町を目指すべき将来像、目標及び将来都市構造の検討
- (2) 町全体に関する土地利用の基本方針及び都市施設の整備方針等の検討
- (3) その他計画の策定に関し、町長が必要と認めること。

2 ワークショップの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域のあるべき将来像の検討
- (2) 地域の特性や課題に応じたまちづくりの検討
- (3) その他計画の策定に関し、町長が必要と認めること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員等15名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 ワークショップは、各地域につきメンバー10名以内をもって組織し、町長が委嘱する。
- 4 ワークショップに、リーダー及びサブリーダー各1名を置き、メンバーの互選により定める。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長には委員長があたる。

- 2 ワークショップの会議は、リーダーが招集し、座長にはリーダーがあたる。
- 3 委員会等の会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、町長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(設置期間)

第7条 委員会等の設置期間は、この要綱の施行の日から計画策定の完了の日までとする。

(庶 務)

第8条 委員会等の庶務は、箱根町環境整備部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長又はリーダーが委員会等に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

3 用語解説

あ 行

- **アクセス道路** ▶P66, 67, 68, 69, 74

都市の施設に至るための道路。また、高速道路と一般道路を結ぶ道路。

- **NPO** ▶P17, 80, 81, 84

特定非営利活動。保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動を行い、その内容は多様化・細分化されてきている。それぞれ法人化されたNPO法人として活動しており、98年に施行された「NPO法(特定非営利活動促進法)」によって認証され、国からの助成金や寄付などでその活動をまかなっている。

- **えん提** ▶P64, 65

貯水・治水・砂防などの目的で、河川・溪谷を横断してつくられる堤防。小規模なダム。

- **オフランプ** ▶P56

自動車用高速道路の出口。入口はオンランプ。

か 行

- **緩衝地域** ▶P102

自然公園法の地種区分における普通地域にあたる。特別地域と公園区域外との間にあたるもの。「バッファゾーン」ともいう。

- **基幹産業** ▶P98, 104

国や地域において経済活動の基盤となる重要な産業のこと。多くの雇用を創出する。

- **クロス分析** ▶P112, 113

アンケート集計における、複数の項目を掛け合わせて集計し、データをさまざまな角度から分析すること。

- **景観行政団体** ▶P17

景観法によって定められた、景観計画の策定などの諸施策を実施する行政団体のこと。

- **景観協議会** ▶P43

景観法の規定により、景観行政団体(箱根町)などが組織できるもので、住民や公共施設管理者、活動団体の代表者等、さまざまな関係者が集まり、良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行う制度。

● 景観まちづくり団体 ▶P44

自治会や良好な景観の形成に関する活動を行うまちづくりに関する団体のこと。平成22(2010)年に「箱根関所通り景観まちづくり研究会」発足。

● 県西都市圏域 ▶P18, 19, 22, 54

2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で構成された広域都市計画圏。

● 建ぺい率 ▶P82, 101

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。

● 交通結節点機能 ▶P37

鉄道の乗り継ぎ、鉄道とバスなどの乗り換え、自動車から公共交通機関等への乗り換えを円滑に行うために、交通機関の集まる機能。その機能強化の手法として、駅舎の構造改良や各種交通機関の乗降場所の適正配置、案内表示の改良などがある。

● 交通ターミナル機能 ▶P54

鉄道などの起点・終点にあたり、鉄道からバスやタクシー等への乗り換える拠点となる機能(交通結節点機能)

● コミュニティビジネス ▶P84

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。地域課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会・就業機会を拡大する効果があり、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化、地域コミュニティの再生などの効果が期待されている。また、活動主体たる地域住民にとっては、社会活動へ参画することで自己実現を図ったり、生き甲斐を得る機会となる。

さ 行**● 災害リスク情報 ▶P45**

その場所での災害原因となる自然現象(地震・洪水・津波など)の発生する可能性と、そのような災害にさらされている人や資産等を示し、危険度等を表したもの。

● 自然公園法 ▶P16, 30, 32, 33, 43, 44, 49, 101, 102, 106

1957年に定められた、日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の3種類の自然公園を定めている。

● 自然的土地利用 ▶P100, 105, 106

農地、森林、原野、河川などに利用され、自然環境に配慮した土地利用。

● **スモールビジネス** ▶P84

小資本、少人数の起業スタイルで、人材派遣、ソフト開発などを行う優良な中小企業やベンチャー企業のこと。

● **セットバック** ▶P82

敷地に接している道路が建築基準法に基づいた道路(4m幅)に満たない場合は、敷地の一部を道路として提供することで道路幅4mを確保すること。

● **ソーシャルネットワークサービス** ▶P44

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

た 行

● **大規模建築物** ▶P45

建築基準法第6条第1項第2号と第3号に定める一定の大規模な建築物のことをいう。(1. 木造の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①高さが13mを超える②軒高が9mを超える③階数が3以上④延べ面積が500m²を超える。2. 木造以外の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①階数が2以上②延べ面積が200m²を超える。)

● **都市計画区域** ▶P8, 101

都市計画法に基づいて定められる、都市計画(区域区分、都市施設、市街地開発事業など)を定める範囲のこと。人口、土地利用、その他自然的・社会的条件から、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要のある区域。

● **都市的土地利用** ▶P31, 33, 66, 100, 105

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による暮らしに関わる土地利用。

は 行

● **パークアンドサイクル** ▶P37

自家用車を駐車(パーク)して、その場所から自転車(サイクル)に乗り換え、駐車場を拠点とした観光地などを移動するシステム。

● **パークアンドライド** ▶P37

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自動車等を郊外の鉄道駅やバス停留所等に設けた駐車場にとめて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

● ハザードマップ ▶P45, 46, 47

地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図。

● パブリック・コメント ▶P14, 24, 80

行政機関が、政策や各種計画を決定する際に、あらかじめその案を公表し、広く一般からの意見などを募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てることを目的とする手続き。(意見公募手続)

● パブリック・マネジメント ▶P80

公共経営。

● PDCA サイクル ▶P85, 86

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する政策のマネジメントサイクル。

● 非線引き都市計画区域 ▶P101

市街化区域(優先的かつ計画的に市街化を進める区域)でも市街化調整区域(市街化を抑制する区域)でもない都市計画区域。法律上は「区域区分が定められていない都市計画区域」という。

● 風衝植物 ▶P93

たえず強風にさらされている場所に生育した植物。

● 風致 ▶P30, 32, 33, 43, 49, 102

自然の風景などがもつおもむきや味わいのこと。風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法で規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

● 防火地域、準防火地域 ▶P45

都市計画において市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域のこと。立地する建物構造の条件などに応じて、防火・準防火の区分が定められる。

● 保健保安林 ▶P30

森林レクリエーションの場を提供する、空気を浄化する、騒音を緩和するなどにより生活環境を守る保安林のこと。

● ポケットパーク ▶P116, 119

街の一角などに設置される、小さい規模の公園。

や 行

- **ユニバーサルデザイン** ▶P16, 22, 36, 37, 38, 49, 58

文化・言語・国籍の違い、老若男女の差違、障がいの有無、能力の如何に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などを設計(デザイン)すること。

- **容積率** ▶P82, 101

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。

- **用途地域** ▶P34, 57, 61, 65, 69, 73, 101, 102, 105

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもので12種類ある。

ら 行

- **ライフライン** ▶P36, 45

電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステム(インフラ)の総称。



箱根町第3次都市計画マスタープラン

平成29年3月

編集・発行：箱根町 都市整備課



箱根町 Hakone Town 平成29年3月